

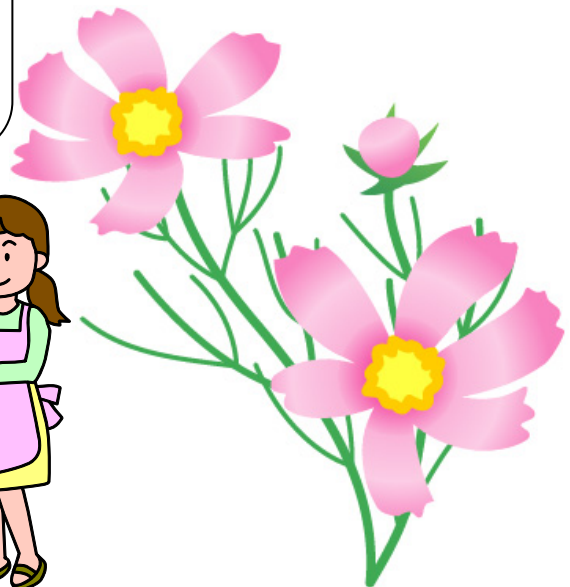
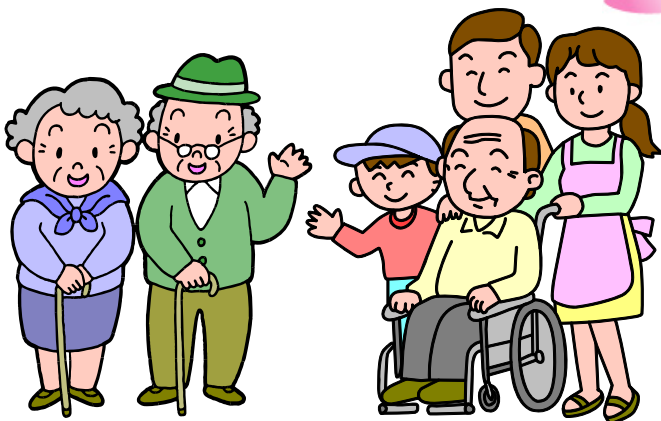
第3次 大網白里町地域福祉活動計画

(2008/4 ~ 2013/3)

# こすもす プラン

ささえあう 福祉できずく まちづくり

できることからやってみよう  
できることからはじめてみよう  
明日からできること …  
そんな思いから地域福祉活動計画  
づくりが始まりました



社会福祉法人  
大網白里町社会福祉協議会



## 大網白里町地域福祉活動計画策定にあたり

第1次（平成7年度）、第2次（平成15年度）に次ぐ第3次の地域福祉活動計画は、現在の計画の理念を継承するとともに、この間の福祉施策や地域社会の変化に即応し、更なる地域福祉の充実と進展を図ろうとするものです。



特に今回は、地域福祉の対象であり担い手でもある、地域住民の皆さんが抱えている様々な福祉課題を掘り起こすとともに、“住民参加”と“協働”のもと、町の地域福祉計画との整合性を図りながら行政との密接な連携、福祉関係機関・施設との協働を視野に入れた、より良い計画の策定を目指したものです。

住民アンケート、タウンミーティング、関係団体とのヒアリングを経て、さらに町内五地域において二晩ずつ、地域住民の意見集約の機会を設けましたところ、次の6つの課題が見えてきました。

- 1) 障害者の社会参加
- 2) 子育て支援
- 3) ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守り支援
- 4) 住民主体の地域医療とは
- 5) 緊急時の住民ネットワーク
- 6) 在宅介護者支援

策定にあたっては、公募の2名を含め各領域からの23名による策定委員会を立ち上げ、策定委員自らが6つの作業部会を構成し、地域からの熱い思いを幾度も推敲を重ね、その集大成が今回の活動計画となりました。

本計画が、すべての関係者にとって、地域福祉推進の指針・実践目標としての役割を果たすものと確信しております。

この計画策定のために、終始慎重かつ熱心に、一言一句といえどもおろそかにせずご検討・ご審議をいただいた、策定委員長の城西国際大学石田路子准教授をはじめ、策定委員の方々、貴重なご意見をお寄せいただいた多数の町民の皆様から心から御礼を申し上げてご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

平成20年 3月

社会福祉法人  
大網白里町社会福祉協議会  
会 長 吉 田 昌 一

## 大網白里町地域福祉活動計画策定にあたって

第3次地域福祉活動計画のテーマは『ささえあう 福祉できずく まちづくり』です。これは、第2次活動計画のテーマ『ささえあう 心できずく 福祉のまちづくり』を踏襲したうえで、その次のステージを目指して提案されました。第3次活動計画のポイントは、「福祉できずく」というフレーズです。ここにある「福祉」は「地域福祉」と言い換えることができます。つまり、地域福祉の充実によって、住民が安心して心豊かに暮らしていける大網白里町を実現していくという意志が込められています。



地域福祉の充実には、住民一人ひとりの知恵(head)と力(hand)と志(heart)を集結し、力を合わせて支えあいながら、地域の福祉力を高めていくことが基本です。第3次活動計画は、「住民の、住民による、住民のための計画(plan of the people, by the people, for the people)」として、住民が自ら創りあげるものにしたいと考えました。

今回、地域福祉活動計画の策定に際して、大網白里町5地区から約250名にのぼる住民の皆さんに課題別グループ検討会へ参加していただきました。自分たちの住んでいる地区の課題を整理し、解決方法を探っていくワークショップからは、様々なアイデアや方策・方法案が出されました。それらの貴重なご意見は、計画策定委員会の6つの作業グループのなかで整理整頓され、さらに協議・検討が繰り返し行われ、ようやく地域福祉活動計画書としてまとめることができました。

今回、地域福祉活動計画の策定に際して、大網白里町5地区から約250名にのぼる住民の皆さんに課題別グループ検討会へ参加していただきました。自分たちの住んでいる地区の課題を整理し、解決方法を探っていくワークショップからは、様々なアイデアや方策・方法案が出されました。それらの貴重なご意見は、計画策定委員会の6つの作業グループのなかで整理整頓され、さらに協議・検討が繰り返し行われ、ようやく地域福祉活動計画書としてまとめることができました。

地域福祉活動計画書は一つの成果ではありますが、約1年にわたって練り上げられ、ここにまで至った過程で実践されてきた意見交換や協議等が、重要な地域福祉活動のひとつであったと思います。第3次活動計画は、すでに動き始めています。この計画書が皆さんの目に触れるころには、それまでの間に培われてきた地域福祉への関心の高まりや活動への参加意欲といったものが、少しずつ見える形で地域に表れていることに気付かれると思います。今回の地域福祉活動計画が、地に根を下ろした実質的な活動実践計画となることを期待しています。

平成20年 3月

大網白里町地域福祉活動計画策定委員会  
委員長 石田路子

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>地域福祉活動計画の概要</b>	<b>1</b>
1	大網白里町地域福祉活動計画について	
	(1) 活動計画策定の背景	
	(2) 活動計画策定に向けた取り組み	
2	活動計画の位置づけ	
3	活動計画の期間	
<b>第2章</b>	<b>基本理念</b>	<b>6</b>
	ささえあう 福祉できずく まちづくり	
<b>第3章</b>	<b>社会福祉協議会の現状</b>	<b>7</b>
	(1) 社会福祉協議会の役割	
	(2) 社会福祉協議会活動の現状	
	(3) 五支部社会福祉協議会の活動	
<b>第4章</b>	<b>見えてきた地域の福祉課題</b>	<b>20</b>
	A 障害者の社会参加	
	B 子育て支援	
	C ひとり暮らし・高齢者世帯の見守り支援	
	D 住民主体の地域医療	
	E 緊急時の住民ネットワーク	
	F 在宅介護者支援	
<b>第5章</b>	<b>社会福祉協議会の取り組み</b>	<b>49</b>
1	わたしたちの町はわたしたちの手でつくろう！	
	(1) 日ごろが大事です	
	(2) 人づくりが大切です	
	(3) 繋がりが必要です	
2	誰もが安心して住める町にしよう！	
	(1) 生きがいづくりを応援します	
	(2) ささえが必要ですよ	

- (3) 人間“杖”が必要です
- (4) 個別の支援をすすめます
- 3 子育ては地域で支援しよう！
  - (1) みんなで子育てします
  - (2) あなたの子育て、わたしも応援します
- 4 身近なところで話してみよう！
- 5 住民主体の地域医療を考えよう！
  - (1) 地域の病院をはぐくみます
  - (2) “イザ”に向けて考えます

## 第6章 計画の推進及び評価 ..... 72

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の評価と見直し

## おわりに ..... 73

- 大網白里町地域福祉活動計画策定作業部会の活動にあたって
- 大網白里町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿
- 大網白里町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 大網白里町地域福祉活動計画策定委員会及び作業部会の開催記録

## 資料編 ..... 81

- 1 大網白里町地域福祉計画に係る住民アンケート（平成19年3月）  
（社会福祉協議会関係事項抜粋）
- 2 計画策定における住民意見のまとめ  
課題別グループ検討会（課題の整理と解決策の検討）
- 3 大網白里町社会福祉協議会のあゆみ

## 1 大網白里町地域福祉活動計画について

### (1) 計画策定の背景

現代社会は、少子高齢化が急速に進むなか、拡がる格差が問題となるなど日常生活のあらゆる場面で不安が増している時代と言えます。

併せて、核家族化や生活スタイルの変化、地域住民のつながりが弱まるなど、地域社会が大きく変わり、家庭における子育て環境の変化や、老老介護問題に取り上げられるように高齢者の介護環境の変化で、これまで家族の力や住民相互によるたすけあいで行われてきた子育てや介護の力が低下しています。

このような地域における様々な福祉課題に対処するためには、地域住民、行政、関係機関・団体などが協働し一体となって、地域ぐるみによる横断的な取り組みが必要になっています。

「大網白里町地域福祉活動計画」は、地域福祉活動の主役である“住民主体”のもと、解決すべき福祉課題とそれを解決するために必要な福祉サービスや事業活動を、住民の視点に立って整理し、現状を検証したうえで、関係機関・団体の役割を明確にして、相互に連携し取り組んでいくものです。

また、行政計画である「大網白里町地域福祉計画」への反映も含め、地域での課題や住民ニーズを掘り起こしながら、地域住民の自主的・自発的な地域福祉活動の民間の行動計画として位置づけています。

大網白里町社会福祉協議会では、これまで、“ささえあう 心できずく 福祉のまちづくり”を目指し、大網白里町地域福祉活動計画を策定し、地域福祉活動に取り組んできましたが、第2次（平成15年～19年）計画の計画期間が終了を迎えるにあたり、このような地域社会の変化に伴う福祉課題の変遷を踏まえた、新しい計画（第3次大網白里町地域福祉活動計画）を策定しました。

## （２）計画策定に向けた取り組み

大網白里町地域福祉計画及び大網白里町地域福祉活動計画策定にあたり、実施した住民アンケートをもとに、各地区でタウンミーティングや課題別グループ検討会、関係団体とのヒアリングなどを行い地域住民の福祉意識や課題の把握に努めてきました。

大網白里町社会福祉協議会では、この計画策定のため、地域において様々な活動をしている福祉関係機関・団体、ボランティア、支部社会福祉協議会、企業関係者、公募による住民代表などによる「大網白里町地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、その中で「作業部会」に分かれ、「いまできること、明日からでもできること」そんな思いから、具体的な作業を進めてきました。

### 【 課題別グループ検討会 】

平成19年6月19日～7月24日までのおよそ1ヵ月間、町内5地区においてそれぞれ2回ずつ、地域住民自らが地域の福祉課題について考え、その解決策をまとめる「課題別グループ検討会」を開催し、まさに“住民主体”による計画策定に向けた取り組みを行ってきました。

ここで出された様々な課題や解決策を、大網白里町地域福祉活動計画策定委員会や各作業部会においてさらに整理し、直接的に地域住民の声が計画内に反映されています。



増穂地区（整理した課題を図式に）



白里地区（グループに分かれて課題の整理）





大網地区（課題の解決策を検討）



瑞穂地区（整理された課題のまとめ）



山辺地区（グループの発表）

※課題別グループ検討会での意見のまとめは「資料編」に掲載しています。

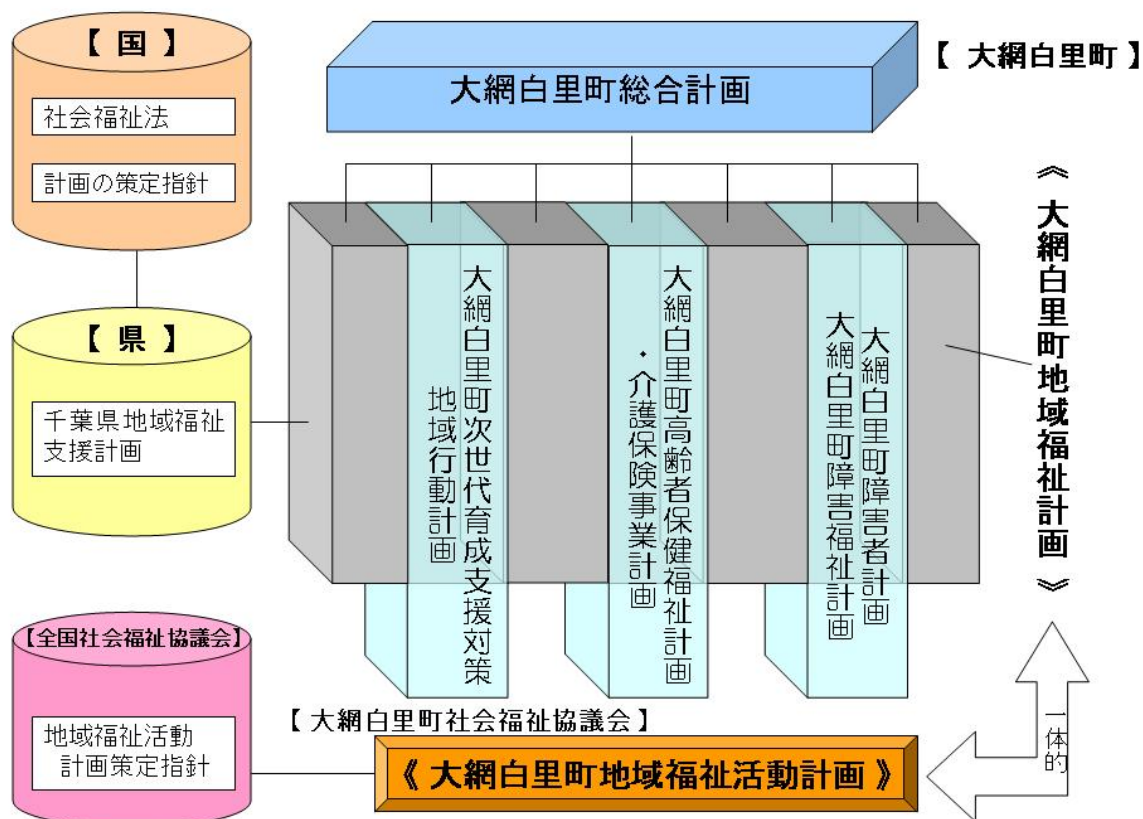
☆この活動計画書は、住民自らが考え、策定委員会と社会福祉協議会事務局が一体となって作成した、まさに“協働”による手づくりの計画書です。

## 2 計画の位置づけ

大網白里町地域福祉活動計画は、“住民主体”の地域福祉を目指し、地域の福祉課題とそれを解決するための解決策や必要なサービスを整理し、「地域住民」「行政」「大網白里町社会福祉協議会」がそれぞれの役割を分担し、協働で地域福祉活動に取り組んでいくための行動計画です。

大網白里町地域福祉計画（平成20年～24年）において掲げた計画を具現化する行動計画として位置づけ、「ずっと住み続けたい」そんな住民の心が通いあう“福祉でまちづくり”を目指して活動していきます。

図 大網白里町地域福祉活動計画の位置づけ



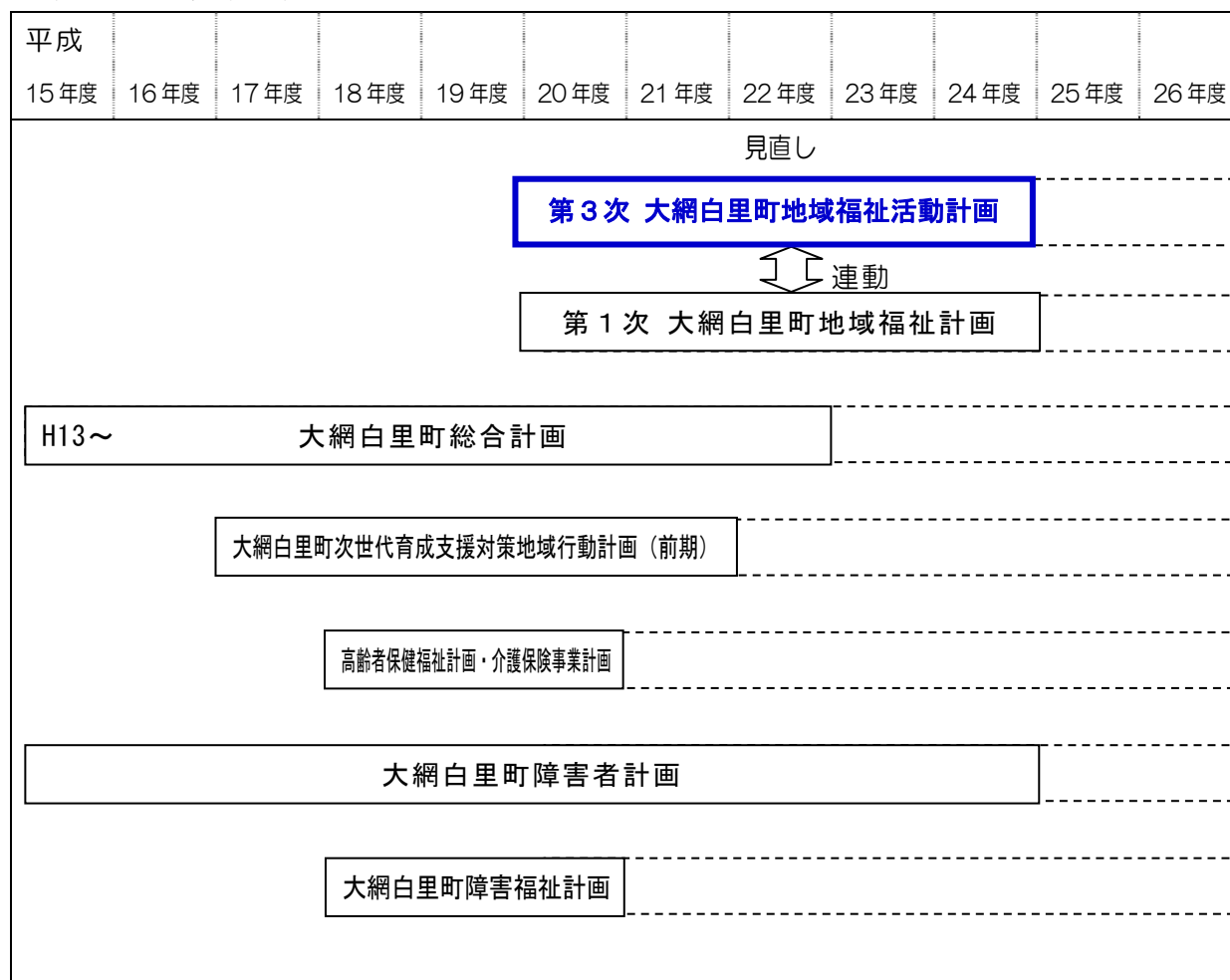
### 3 計画期間

第3次大網白里町地域福祉活動計画は、大網白里町社会福祉協議会の活動・行動計画であり、前計画（第2次大網白里町地域福祉活動計画：平成15年～19年）の後継計画です。

前計画における基本的な考え方を尊重しつつ、計画に基づく取り組みの成果や社会福祉協議会を取り巻く現況の変化を踏まえて、見直し・発展させる計画です。

今後、社会福祉協議会が取り組む事項を定めた行動計画とし、平成20年度から平成24年度の5年間を計画期間とします。

（ 計画の期間 ）



## 「 ささえあう 福祉できずく まちづくり 」

福祉でまちづくりを進めて行くための考え方として、できることは自分や家族です（自助）、地域が支援する（共助）、行政が支援する（公助）があります。

地域福祉を推進していくためには、“共助”を中心として、ささえあう人々がそれぞれの役割を自覚して行動することが必要です。そして、自分たちでできること、すぐできることを出発点として地域に住むすべての人・団体が“協働”していくことが大事だと思います。

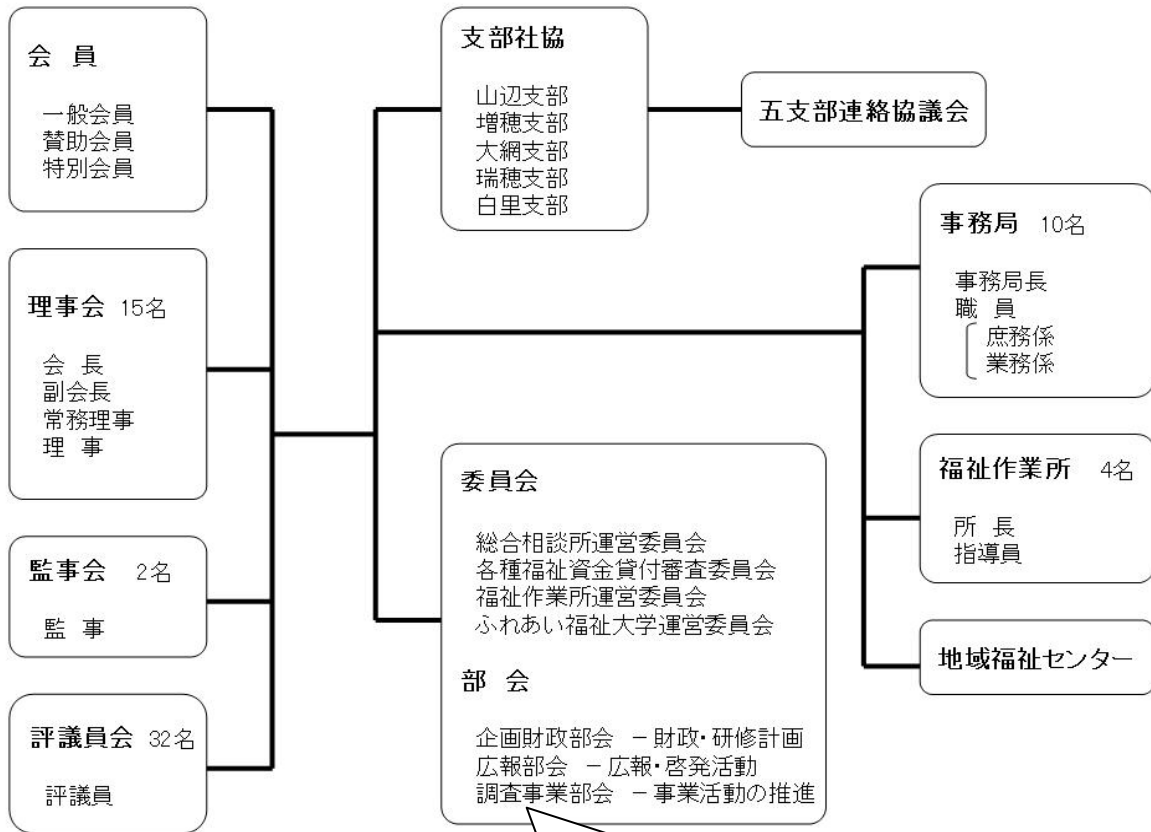
住民同士がささえあって生きていくためには、どのような支援ができるのかをこの計画で考えました。

### (1) 社会福祉協議会の役割

社会福祉法（※1 P.9）では、社会福祉協議会を「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけています。昭和50年4月に結成されて以来32年、大網白里町社会福祉協議会は、めまぐるしい社会の変化の中で、従来からの伝統の大切さと、新しい息吹を調和させるべく“地域で何が求められているのか”を模索してきました。

生活スタイルや価値観の多様化が少しずつ地域に変化を招いている状況も見られ、住民アンケートでは「社会福祉協議会の名前も活動も知っている」が32.8%という結果を見えています。このような中であって、大網白里町社会福祉協議会はその役割をしっかりと果たし、地域住民の皆様に活動が十分に認識していただけるよう努めるとともに、誰もが住みなれた地域で自分らしく自立した生活ができることを目指し、より一層の地域福祉の推進（※2 P.9）に取り組んでいきます。

図 大網白里町社会福祉協議会組織図



### 3つの部会の役割

#### ○企画財政部会

- ・ 財源の拡充に関すること
- ・ 財政計画に関すること
- ・ 各種研修会等に関すること
- ・ その他、企画及び財政に関すること

#### ○広報部会

- ・ 社会福祉広報誌に関すること
- ・ 広報活動に関すること
- ・ 福祉教育に関すること
- ・ その他、広報等に関する事業等

#### ○調査事業部会

- ・ 事業活動に関する調査
- ・ 事業推進の具体化に関すること
- ・ 福祉大会等の実施に関すること
- ・ その他、社会福祉関係事業の推進

**(※1) 社会福祉法 第109条 第1項**

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

**(※2) 社会福祉法 第4条**


(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## (2) 社会福祉協議会活動の現状

第2次大網白里町地域福祉活動計画（平成15年～19年）の実施計画に基づき、社会福祉協議会活動の現状を振り返り、評価しました。

計画に終わってしまったものや、具現化できたもの、見直しが必要なものなど様々な結果を見ましたが、これを第3次地域福祉活動計画に繋げていきます。

計画した事業	現 状
<p>①広報・啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉情報の提供</li> <li>・福祉活動パンフレット作成</li> <li>・ホームページの開設</li> </ul> 	<p>「社協だより」やホームページ、パンフレットなどを活用し情報提供に努めていますが、その効果については、決して十分ということではなく、住民アンケート結果では「社協だよりを必ず読んでいる」が20.1%と少ない状況です。</p> <p>パンフレットについては平成19年度に、従来のデザイン、形態共に一新し、住民の皆様へ社会福祉協議会のことをより知っていただくため、内容もさらに充実させ作成することができました。</p> <p>また、ホームページを開設するという計画は実行できましたが、今後に向け課題も多い状況です。</p> <p>ホームページを見て、古切手・プルトップの寄付や県外からの問い合わせが増えており、一定の効果は得ていると思われます。</p> <p>今後も、様々な広報媒体などの活用や、その内容、方法の検討を進め、住民の皆様へのより良い情報提供に努めていきます。</p>
<p>②支部社協活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五支部連絡協議会の開催</li> <li>・活動拠点の整備</li> <li>・支部担当制の導入</li> </ul>	<p>五支部連絡協議会では、各支部の主要事業を中心に、敬老会や支部運営についてなど、広く情報交換しています。</p> <p>支部活動拠点については、各地区で支部拠点確保に向け取り組んできましたが、全支部の確保には至らず、今のところ増穂支部、白里支部、山辺支部の3支部にとどまり、他2支部については引</p>



	<p>引き続き行政と協議していきます。</p> <p>また、平成15年度から支部担当制を導入したことから、支部と社協職員が顔の見える関係になり、一段とコミュニケーションが図れるようになりました。</p> <p>今後は支部の活動状況が職員全体で把握できるよう、2年交代を基本に継続して取り組みます。</p>
<p>③いきいきサロンの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいきサロン</li> </ul>	<p>平成20年3月現在、町内には19カ所のふれあいきいきサロンが設置されています。各区・自治会ごとに設置されることが理想と考えていますが、まだ少ない状況です。</p> <p>サロン活動自体の認知度も低く、支部社協を中心としたより一層の事業展開が必要になっています。</p>
	<p>季美の森いきいきサロン</p>
<p>④福祉懇談会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉懇談会</li> </ul>	<p>計画した事業の実施には至りませんでした。第3次地域福祉活動計画策定にあたり、はじめて各地区で住民懇談会を開催した状況です。</p>
<p>⑤福祉体験学習の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設での体験学習</li> <li>・アイマスク体験</li> <li>・車椅子体験学習</li> </ul>	<p>社会福祉協議会職員が各学校に出向き、車椅子の正しい使い方やアイマスク体験学習を担っています。</p> <p>各学校とも総合学習の場で徐々に高齢者や障害者への理解を深めています。</p> <p>最近では、盲導犬ユーザー（利用者）の話も子ども達には興味深く聞かれ、視覚障害者の日常の苦勞話などに自分たちに何ができるのか考える機会となっています。</p>
	<p>盲導犬ユーザーの話</p>

## ⑥敬老事業の開催

- ・敬老事業の開催



白里地区敬老会

平成15年度より、地区分散型で敬老会を開催しています。1カ所で開催していたときに600名程度だった参加者が、平成19年度は大幅に2,857名と増加しています。

地域の力を合わせた手作りの敬老会は、支部社協の連帯感を強くするなど、出演者、招待者、関係者の生きがい活動とも併せ、相乗効果も期待されています。

## ⑦ボランティア養成講座開催

- ・ボランティア入門・専門養成講座



災害ボランティアセンター立ち上げ訓練

計画時とは異なり、災害ボランティアや傾聴ボランティアなど社会情勢の変化に対応した講座を取り入れ、期待される活動の実践に向け取り組んでいます。

平成19年度には災害時のボランティアセンター立ち上げに向けた、ボランティアコーディネーターが19名誕生しました。

また、傾聴ボランティアもすでに特別養護老人ホームで高齢者に優しく耳を傾けています。

## ⑧各種研修会・講座等の開催

- ・ふれあい福祉大学




ふれあい福祉大学公開講座

開講7年目を迎えた「ふれあい福祉大学」では、福祉の基礎学習を中心に、支部活動など、福祉人材の育成に努めています。(募集定員：毎年30名)

修了者は、地域福祉活動の担い手として期待されています。

<p>⑨社会資源の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特技、有資格者の発掘</li> <li>・ 登録</li> </ul>	<p>特技、有資格者の発掘・登録など、具体的な実践・活用には至っていません。</p> <p>今後は、積極的なPRが必要です。</p>						
<p>⑩生きがい対策・社会参加への啓蒙促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 友愛訪問活動</li> </ul>	<p>友愛訪問活動は、現在、見守り活動と称し65歳以上のひとり暮らし及び70歳以上の高齢者世帯を対象に、増穂支部のみが活動していますが、平成19年度から他支部でも見守り活動の実践に向け、準備を進めています。</p> <p>しかしながら、個人情報保護の問題があり、対象者の把握が困難な状況です。</p>						
<p>⑪在宅福祉サービスの開発と改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅介護機器貸出</li> <li>・ ふれあい弁当事業</li> <li>・ 総合相談所の充実</li> <li>・ 移送サービス</li> <li>・ ふれあい郵便事業</li> </ul>	<p>車椅子、ベッド、ポータブルトイレ等の貸出しについては、「社協だより」でも広く周知しており、多くの方に利用いただいています。</p> <p>(平成19年度 貸出状況)</p> <table border="1" data-bbox="762 990 1209 1146"> <tr> <td>車椅子</td> <td>80件</td> </tr> <tr> <td>ベッド</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>ポータブルトイレ</td> <td>6件</td> </tr> </table> <p>ふれあい弁当、ふれあい郵便は高齢者の安否確認を主たる目的に、平成11年度から5年間「ふれあいのまちづくり事業」として実施していました。その後、ふれあい郵便は平成15年度をもって廃止、ふれあい弁当は給食サービス事業に変わり、有料でのサービス提供となりましたが、平成18年度をもって廃止し、以後は各支部の見守り活動で、対応を図るべく努めています。</p> <p>平成11年度から実施している総合相談は、平成16年度にニーズの高い法律相談の開設日を月2回から月4回に増加しましたが、介護相談は在宅介護支援センターの相談機能を活用することで廃止しました。</p> <p>その後、平成18年度には、心配ごと相談を月4回から月2回に、税務及び育児・心の相談は月2回から月1回に変えるなど、それぞれ住民ニーズに合わせた相談体制の見直しを行い現在に至</p>	車椅子	80件	ベッド	5件	ポータブルトイレ	6件
車椅子	80件						
ベッド	5件						
ポータブルトイレ	6件						

	<p>っています。</p> <p>移送サービスについては、単独で公共交通機関の利用が困難な方に「外出支援サービス」として平成17年2月より道路運送法による福祉有償運送の許可を得て事業展開しています。現在の利用者は29名。まだ情報の周知が不足していると思われます。</p>
<p>⑫障害者への支援</p> <p>・支援費～障害者自立支援法の流れ</p>	<p>平成15年度からは支援費によるホームヘルプサービス、平成18年度からは障害者自立支援法に変わりましたが引き続き訪問介護事業所として活動しています。</p>
<p>⑬財政基盤の強化</p> <p>・赤い羽根共同募金運動</p>  <p>街頭募金（白里小学校の児童）</p>	<p>街頭募金は、福祉教育推進協力校2校、町ガールスカウト団の協力で、町内3カ所の店頭で実施しています。今後は、子どもたちだけではなく、大人の一団を結成する必要があります。</p> <p>戸別募金は区・自治会を通して各世帯に協力をお願いしていますが、まだ共同募金運動への理解が十分ではない状況で、募金の使途の明確化やその必要性を随時お知らせする必要があります。</p>
<p>⑭事務局・役員体制の強化</p> <p>・職員の資質の向上</p> <p>・理事・監事・評議員（役員）の研修充実</p>	<p>コミュニティ・ソーシャルワークの必要性を十分認識し、専門職としての職員の研修に取り組んできました。今後も引き続き専門性を高めるための研修機会を作っていきます。</p> <p>役員研修は、平成17年度まで県外優良市町村社会福祉協議会との視察交流（宿泊）を行ってきましたが、18年度からは、年数回の県内社会福祉協議会等セミナーやフォーラムへの参加（日帰り）で内容の充実を図っています。今後、社会福祉協議会のあるべき姿を見つめ直すためにも、継続的に研修の機会を持ちます。</p>

## ⑮子育て支援

### ・子育てサロン



子育てサロン（ぴよぴよひろば）

第2次地域福祉活動計画では取り上げていませんが、平成17年度後期から町内3カ所で子育てサロンを開設しました。

就学前の幼児と母親などを対象に、主任児童委員が主となり保健推進員や一般ボランティアが一体となって初の試みである子育てサロンに取り組みました。

町の保健師、栄養士、歯科衛生士や保育士など豊富な社会資源を活用した事業で参加者からも好評です。

ただ、開設前にボランティア養成期間が不十分であったため、ボランティアへの負担が余儀なくされ、懸念されています。

今後は人材育成のための研修会が必須となります。

※事業名はなるべく第2次地域福祉活動計画に準拠して記載しました。

### (3) 五支部社会福祉協議会の活動



**支部社会福祉協議会**は、地域住民による相互協力の考え方を基本として、住民自らが自分たちの生活する地域の福祉課題やニーズを主体的にとらえ、地域の実情に即した地域福祉活動を行い、地域住民の福祉増進を図ることを目的としています。

本町では、五地区の特色を背景として、5つの支部で、一人ひとりがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉でまちづくりを目指し活動しています。

大網白里町社会福祉協議会は、これら支部の諸活動に必要な情報提供、支部相互間の連絡調整などを行い、各支部が共通して抱える福祉課題を、全町の福祉課題、ニーズとし、支部と協力して課題解決にあたっています。

昭和60年に山辺支部が結成されてから、平成2年に結成された白里支部に至るまで、町内5地区の支部が地域における福祉活動を住民主体で推進しています。

さらに、各支部では今後、本活動計画を事業計画に位置づけることによって、それぞれの地域で特徴のある事業活動を展開していきます。



それぞれの地域にみんな特徴が

海、田畑、山林、ビル、団地・・・

生活環境の異なる人々がささえあって生きるためには・・・

## 【 支部社協のまとめ 】

(平成19年10月1日現在)

	山辺支部	増穂支部
設 立 年 月 日	昭和60年4月	昭和61年4月
人 口	5,548人	15,048人
世 帯 数	2,047世帯	5,577世帯
65歳以上(高齢化率)	1,050人(18.9%)	2,998人(19.9%)
65歳以上ひとり暮らし	74人	232人
14歳以下人口	833人(15.0%)	1,713人(11.4%)
身体障害者手帳(1、2級) 療育手帳(A、Ⓐ)※	69名	219名
自立支援医療(精神通院医療)受給者	46名	165名
要介護(要支援)認定者	148人	431人
民生委員児童委員数	8人	18人
区・自治会数	17	25
75歳以上	432人(7.8%)	1,255人(8.3%)
実施事業の特長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・児童福祉対策、広報・啓発事業、環境美化運動などが特長です。</li> <li>・従来事業を重視しながら内容の充実と見直しを図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施事業数が多い(年間25)</li> <li>・6部会を中心の組織的活動しています。</li> <li>・見守り活動が成果をあげています。</li> <li>・支部理事数が多い(95名)</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新興住宅地と地元の生活背景の違い、福祉意識・住民参加協働の認識の違いがあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間1～2回のイベント的の事業が多く、継続的の事業がもっと必要です。</li> <li>・若い世代の参加が望まれます。</li> <li>・老人福祉事業が中心ですが、他分野の福祉事業も必要です。</li> </ul>
今後の活動方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が実情を把握し、小学校単位で住民参加の基盤作りに取り組みます。</li> <li>・多様な住民参加のプログラムづくりをします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通して継続的に取り組む事業を増やします。</li> <li>・老人福祉以外の事業にも取り組んでいきます。</li> <li>・支部理事に若い世代の参加を促していきます。</li> </ul>

※ 重度心身障害者医療費助成を受けている方



大網支部	瑞穂支部	白里支部
昭和62年4月	昭和63年6月	平成2年6月
7,665人	11,413人	10,685人
2,878世帯	4,284世帯	3,830世帯
1,633人(21.3%)	1,156人(14.5%)	2,952人(27.6%)
143人	151人	234人
1,123人(14.7%)	1,931人(16.9%)	1,115人(10.4%)
102名	113名	149名
78名	64名	68名
225人	231人	465人
15人	13人	18人
22	24	28
775人(10.1%)	702人(6.2%)	1,476人(13.8%)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大網地区区長会の協力を得ながら、定例会議を設けるなど、地域に喜ばれ、求められる事業展開を図っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瑞穂小学校児童の協力により、瑞穂地区各所に福祉標語看板を設置したり、EM講習会の実施や毎月の清掃活動などの環境美化運動を展開しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸清掃や地曳網を主としたふれあいさわやか運動、高齢者のサロン活動に力を入れ、県指定の福祉教育推進に小・中・高と協力して取り組んでいます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事としての認識を持つための、知識の向上を図る行事や施策が必要です。</li> <li>・積極的に活動してくれる理事の継続的参加の仕組みづくりも検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しく転居してきた住民が多く、社会福祉協議会の活動がまだ浸透していない状況にあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の支部と比較して、特に高齢化が進んでいます。</li> <li>・高齢者や子供達が元気に、楽しく過ごせる地域づくりが大切だと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度行った施策の適切な評価を基にした改善活動と、地域福祉活動計画で策定された支部の役割を積極的に実践します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民に社会福祉協議会活動の理解促進を図るような事業展開に努めていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者のサロン活動の拡大に力を入れていきます。</li> <li>・県の推進している地域福祉フォーラムを設置します。</li> <li>・団塊の世代が地域福祉活動に参加しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>

## 第4章

## 見えてきた地域の福祉課題

いま、地域でどのような福祉課題があるのか、5つの地域でタウンミーティングを行った結果、次のような6つの課題が見えてきました。

A：障害者の社会参加

B：子育て支援

C：ひとり暮らし・高齢者世帯の見守り支援

D：住民主体の地域医療

E：緊急時の住民ネットワーク

F：在宅介護者支援

上記の課題をさらに5つの地域で「課題別グループ検討会」として住民自らが、自分たちの生活課題を話し合い、解決策を見出しました。

これを受けて、大網白里町地域福祉活動計画策定委員会作業部会は、次のとおり町全体の課題・解決策の集約作業を行い、さらにこれらを実現させるための具体的取り組みを年次計画としてまとめました。

### A：障害者の社会参加

#### 1. 障害者の社会参加のために必要な支援とは

(1) 「情報発信基地」としての相談拠点の設置が必要です。

##### ①問題点

「課題別グループ検討会」で寄せられた住民意見をみると、障害者への相談業務の重要性について非常に関心が高いことがわかります。

特に最近の相談業務の機能として、心配ごとや悩みを聞くだけでなく、最新の情報を短時間でわかりやすく、広範囲な知識で説明できることが求められており、“情報発信”機能が充実した相談機関の整備が最重要課題と考えられます。

## ②解決策

- ・ 障害者（児）及び関係者に対する総合的な相談窓口の設置・整備
- ・ 障害者相談員、相談体制の整備
  - ⇒ 地域自立支援協議会の充実
  - 行政における情報提供・総合相談窓口の設置

## （２）障害児への支援が必要です。

### ①問題点

障害者に対する就労支援や移動支援など、支援機能はまだまだ十分ではなく、特に子どもの発達や教育、権利擁護という面からも障害児の学童保育や簡易マザーズホームの拡充、要保護児童対策地域協議会の整備など、障害児に対する支援を推進していく必要があります。

## ②解決策

- ・ 簡易マザーズホームの新設
- ・ 児童虐待への取り組み
- ・ 特別支援教育連携協議会、コーディネーターの充実
- ・ 障害受容についてのケアの充実
- ・ 保健師 ⇄ ピアカウンセリング

## （３）災害時等、緊急時の対応を整備しておく必要があります。

### ①問題点

災害時などの緊急時に障害者に対する支援をする体制が整備されていない状況です。

特に障害者とのコミュニケーション向上が大きな課題です。

大網駅に聴覚障害者用の電光掲示板を設置したり、手話通訳を普及させたりするなど、地域の中でも障害者の生活に密着した課題が多くあり、障害者に対する情報の伝達や避難方法等、災害時の要援護者への支援システムを整備しておく必要があります。

また、地域で防災マップを作成する際には、障害者などの要援護者の情報についてもマップ上に反映し支援に役立てることや、民間の社会福祉施設等と協定を結び、緊急時における要援護者の支援について協力体制を築いておくこと、また、様々な障害特性に応じた支援方法を日頃から検討していくなど、具体的な取り組みを進めて

いくことが求められています。

②解決策

- ・ 要援護者の個別支援プランの作成
- ・ 要援護者防災マップの作成
- ・ 障害特性による支援のあり方の確立
- ・ 民間施設との協定締結

(4) 障害者（児）組織の結成と育成支援が必要です。

①問題点

地域には障害者（児）組織（身体障害者福祉会、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、特別支援学校PTAなど）が多く活動しています。

地域福祉活動を推進していくにあたり、障害者（児）組織と連携・協力していくことは、障害者を取り巻く様々な福祉課題を把握しながら、その活動を支援し、組織を育成していく上で非常に重要ですが、組織内におけるリーダーとなる人材が不足しています。

②解決策

- ・ 障害者（児）組織の強固と連携
- ・ リーダーの早期養成

(5) 精神障害者の理解促進に努めます。

①問題点

障害者自立支援法によってはじめて精神障害が対象となりました。

今まで他市町村と比較して、法定外の支援はある程度進んでいましたが、特に精神障害に対する理解促進と精神障害者の社会進出を同時に推進していく必要があります。

近年、地域社会における障害者に対する理解は広がりをみせていますが、日常生活における配慮や住民の意識はまだ不十分です。

道路や公共施設、交通機関など設備面のバリアフリー化は進んできていますが、住民意識におけるバリアフリー化をさらに推進していく必要があります。

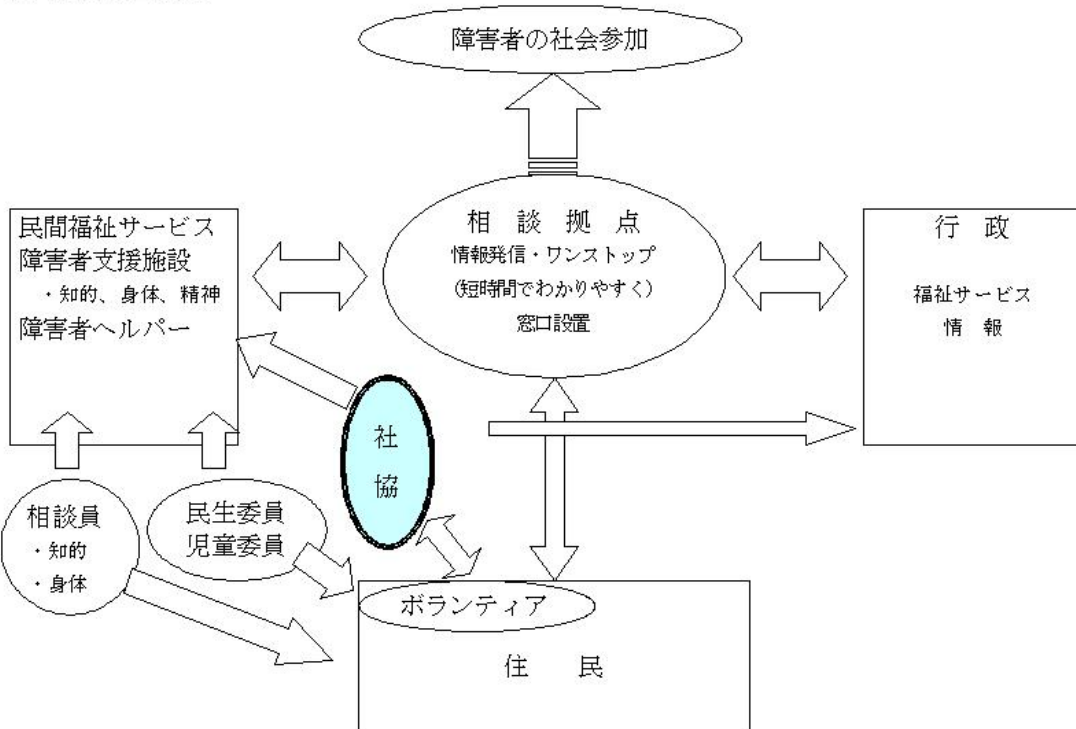
精神障害者は、障がいが潜在的なもので、障害者であることが一見ではわかりません。精神障害者に対する正しい理解を促し、地域

の中で民生委員児童委員など関係機関・団体と連携して支援していく環境を整備していくことが今後の課題となってきます。

②解決策

- ・精神障害者に対する理解の啓発とプライバシーの相互理解
- ・民生委員児童委員の役割の明確化

図 <1 障害者の社会参加>



## B：子育て支援

### 1. 子育て支援の取り組み

(1) 子育てへの意識改革が必要です。

#### ①問題点

核家族化や片親化の進行により、家庭での子育て環境が大きく変化しており、親の子育て能力も低下してきています。

家庭だけでなく地域で子供を育てていく環境や、子育て支援のためのサービスが必要となっています。

#### ②解決策

- ・ 広報誌や子育てサロンで情報を周知します。
- ・ 「地域みんなで子育てしよう」という標語、キャッチフレーズをつくり、啓発に努めます。
- ・ 「話せる」「相談できる」「勉強できる」子育てサロンで、親を対象としたセミナーを開催します。  
⇒母親・父親の役目と子育てに対する意識改革を促します。
- ・ 家庭力、地域力の再生を目指します。

(2) 子育ての支援、居場所の確保が必要です。

#### ①問題点

男性のみならず女性の社会進出が進んだことで、共働きや労働時間の長時間化により、子供がひとりで過ごさなければならない時間が増えるなど、子供の孤立化が進んでいます。

親の仕事が子供たちに見えなくなっていたり、子供が普段どのように過ごしているのか親がわからなくなっていることなど、親の子育て時間が少なくなったことで、親子の時間が持たなくなってきているのが現状です。

#### ②解決策

- ・ 地元企業との連携  
⇒町内の企業や商店を「子ども110番」にしていくような取り組みを推進し、家庭での子育てに対する支援を呼びかけます。
- ・ 子育てサロンの充実

⇒出産前ママの（これから子育てをする）交流の場、勉強会などを開催します。

- ・「たまり場」の設置が必要です。

⇒いつでもだれでも安心して行ける場所、話せる場所等、たまり場の設置の検討

- ・放課後の校庭（グラウンド）の開放

⇒放課後の校庭開放の検討

- ・公園に「遊びコーディネーター」の配置を検討

⇒子供たちの遊びを支援するボランティアの発掘・養成

## 2. 子育て支援のための情報提供

(1) 相談窓口の整備が必要です。

### ①問題点

子育て中に起きる様々な問題や悩みについて、相談窓口がどこになるのか周知されていないという現状があります。

関係機関が連携して、子育て支援のための相談窓口の整備が必要です。

### ②解決策

- ・子育て相談窓口の設置が必要です。

⇒大網白里町の子育て支援の公共団体・企業・NPOなどの情報収集・および情報誌づくり

⇒既存の子育て相談機関の周知・広報

- ・ファミリーサポートセンター（ファミ・サポ）機能の設置

⇒導入事例あり（住民参加型 1時間＝700円）

⇒有料子育てボランティア組織の立ち上げ

- ・子供たちへボランティア活動への参加を呼びかけていきます。

⇒マンパワー（人的資源）として有効活用する

- ・子育て支援ネットワーク協議会（仮称）の設立が必要です。

⇒子育て支援活動をする町内の団体・組織が密に連携していく。

(2) 子育てを支援する制度・サービスの周知が必要です。

### ①問題点

子育てを支援するための制度やサービス体制として、どのような

ものがあるのか、また子育てを終えたお母さんたちが、空いた時間を利用して子育てに協力するにはどうしたらよいかなど、子育てを支援するための様々な情報を周知するためのしくみが必要となっています。

## ②解決策

- ・ 公立、民間の保育施設を周知・活用していきます。
  - ⇒ 町内にある保育施設を周知するとともに、それを活用できるよう促していく。
- ・ 小児科・産婦人科の情報周知が必要です。
  - ⇒ 広報誌や子育てサロンでの情報周知
- ・ 子育てボランティアの発掘と養成に努めます。
  - ⇒ 子育て活動ボランティアの発掘、人材の育成・組織化
- ・ 病気・体調不良の子どもたちの受入れ体制の整備が必要です。
  - ⇒ 受け皿機能の整備・強化
- ・ 子どもたちの見守り活動が必要です。
  - ⇒ 登下校時の子どもたちの見守り活動
  - ⇒ 児童虐待防止へのつながり
  - ⇒ 見守り隊・交通安全推進隊の拡充など、より多くの住民に関心・協力してもらう。

## 図 <2 子育て支援>

### 子どもの居場所

- ・ 安全に遊べる場所がほしい
- ・ 常時子育て相談ができる人、場所がない
- ・ 保育所、施設の入所が困難
- ・ 近所に一時的に子どもを預ける人、施設がない
- ・ 母親同士が育児の話をできる場所がほしい

### 子育てネットワーク（仲間づくり）

- ・ 近隣に子育てネットワークがない
- ・ 共働きの親のために土日など子どもを預かってくれる人、施設がほしい
- ・ 子育てのボランティアや在宅サービスがほしい
- ・ 出産、育児に夫の協力がほしい
- ・ 実家、両親が近くにいない場合、頼れる人がいない

### 情報周知・PR

- ・ PRによる子育てボランティアの発掘
- ・ 子育て支援をしている場所を知らない人がいる
- ・ 若い人たちが社会福祉協議会を知らない

### 病気・不登校

- ・ 小児科、産婦人科などの医療機関の情報が少ない
- ・ 体調が悪い子どもを預かってくれるところがない
- ・ 不登校の子どもをどう支援するか
- ・ 親が病気になった時の子育てはどうするか

### 子どもの安全対策

- ・ 登下校時の子ども見守り・パトロールの必要性
- ・ 「子ども110番」の周知
- ・ 学校、行政、区・自治会などの相互連携



## C：ひとり暮らし・高齢者世帯の見守り支援

1. 社会福祉協議会で見守り活動を推進していきます。

### 【町社会福祉協議会】

(1) 支部社会福祉協議会との連携を強化していきます。

#### ①問題点

現在、町内5つの支部社会福祉協議会が、組織的にひとり暮らし・高齢者を見守り支援をする方向で努力していますが、現状では5支部すべてが実施している状況ではありません。

各々の支部の取り組みだけでなく、あらゆる角度から連携し、支援していく体制が必要となっています。

#### ②解決策

- ・社会福祉協議会の活動を実践する人材の発掘、育成に努めます。
- ・どのように対象者の把握をするか、その手法について支援していく必要があります。
- ・見守り活動のマニュアルを整備し、各支部社会福祉協議会に周知していきます。
- ・社会福祉協議会による情報の把握が得やすいよう、行政と連携を図ることが必要です。
- ・関係機関・団体、特に区長会との連携に努めていきます。
- ・見守り支援を含めた社会福祉協議会の活動について、地域住民に広く理解を得るため積極的な広報・啓発活動を行う必要があります。

### 【支部社会福祉協議会】

(2) 高齢者見守り活動を推進していきます。

#### ①問題点

現在支部で実施している見守り活動は、民生委員児童委員が中心となり、対象者の同意を得た上で、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯を見守り支援しています。犯罪の被害を未然に防いだり、様々な問題を関係機関につなげたり、病気で倒れている対象者を発見するなど、極めて重要な活動となる中、対象者も増加しており、一層の事業推進が必要となっています。

②解決策

- ・町社会福祉協議会と支部社会福祉協議会が十分に連携をとりながら、事業方法を検討する必要があります。
- ・民生委員児童委員が各支部社会福祉協議会において見守り支援の中心になることが期待されます。
- ・福祉協力員全員が見守り支援について共通理解し、実践するための研修を行います。研修にあたっては、守秘義務の徹底や、傾聴技能の習得に努めます。
- ・見守り活動を拒否する人への対応をどうするべきか検討が必要です。直接面会しなくても様々な方法が考えられます。
- ・ふれあいいきいきサロンや老人クラブ等への参加を促し、仲間づくりを推進します。

(資料) 増穂支部 「お元気ですか・見守り隊」

(平成19年10月の活動報告)

	ひとり暮らし高齢者	高齢者世帯
合計人数・世帯数	169 (72.8%)	124 (48.4%)
先月比	+12	-6
対象者の様子		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケガで入院しており、一時退院してきたが、再度入院になってしまった。</li> <li>・夫の体調が悪く、しばらく埼玉の息子さん宅にお世話になるとのことで引越された。その後、新しい人が住んでいる。</li> <li>・皆さんお元気な方が多く、よかった。</li> <li>・外出が少なくなり心配しています。</li> <li>・認知症が進行し、何度か行方がわからなくなっている。その都度広報無線などで探して保護されている状態。</li> <li>・夫、妻が亡くなり、ひとり暮らしになっている。</li> </ul>		

( ) 内は平成19年度の増穂地区全体数との対比

## 2. 区・自治会

### (1) 区・自治会との連携が必要です。

#### ①問題点

従来からの地域は、隣近所のつきあいが続いていて、問題はあまりありませんが、若い世代は日中勤務の人が多く、近所の事には無関心な人が増える傾向にあります。また、新しい住民だけの地域や混在している地域では、お互いの交流や、地域との交流のない家庭もあり、ひとり暮らしや高齢者世帯の情報もつかみにくくなっています。加えて、個人情報保護の壁もあり、見守り支援を行うには多くの問題がある状況です。

#### ②解決策

- ・見守り支援や災害時の対応について、区長・自治会長の果たす役割は大きくなっています。そこで区長・自治会長には、活動に対する理解を深めていただくためにも、なるべく長期間務めていただくことが必要です。また、交代する時は、ひとり暮らしや高齢者の情報についてもきちんと引き継ぎをする必要があります。
- ・区に適任者がいれば、災害担当役員を置くのも一つの方法です。
- ・区として、住民のふれあう機会をなるべく多く作る努力が必要です。(公民館・自治会館の活用)
- ・世帯主だけでなく、家族同士がふれあう機会が必要です。
- ・高齢者と子供がふれあう機会が必要です。
- ・ひとり暮らしや高齢者世帯にも、老人クラブやふれあいいいききサロンへの参加を促し、仲間づくりを推進します。
- ・あいさつ運動を実施し、交流や見守り支援のきっかけづくりに努めます。
- ・アパート住民の情報の把握や見守り支援について対策を検討します。
- ・団塊の世代(特に男性)に地域の活動に参加してもらう必要があります。

## 3. 民生委員児童委員の活動

### (1) 民生委員児童委員を中心にして見守り活動を進めます。

#### ①問題点

民生委員児童委員は見守り活動の中心となり、担当地区対象者の把握や見守り活動の情報管理の中心として活動していく必要があります。

また、見守り活動に従事する民生委員児童委員や福祉協力員は、活動で得られた情報について、守秘義務を徹底します。それが対象者からの見守り活動への信頼となり、見守り活動の広がりにつながるものになることを意識して活動に取り組んでいかなければなりません。

さらに、見守りは出来れば同性で行うようするなど、活動上で誤解の生じないように努める必要もあります。

#### ②解決策

- ・ 民生委員児童委員の活動について地域住民にもっと理解していただく必要があります。

⇒住民懇談会の中で、民生委員児童委員の活動を知らない、何をしているかわからない、地区の民生委員を知らない、民生委員の選出は誰がどのようにしているのかなど、多くの質問や疑問が出されました。広報誌等で民生委員児童委員の活動について周知していく必要があります。

- ・ 関係機関・団体との連携が必要です。

⇒民生委員児童委員は区長・自治会長や支部社会福祉協議会と連携し、見守り活動を実施していく必要があります。

- ・ 守秘義務の徹底に努めます。

## 4. 高齢者の抱える問題

(1) 高齢者の抱える問題を解消していくよう努めます。

### ①問題点

多くの高齢者は家族関係や健康不安などの悩みを抱えています。

特にひとり暮らしの高齢者にとっては、病気の時などは心細く不安であるので、緊急通報装置を活用して対応するなどの必要があります。

また、情報も不足しており、緊急時に備え特に高齢者への情報の伝達体制を整備しておく必要があります。普段の情報でも、高齢者は情報の収集について多くの問題を抱えているので、こまめに情報

を知らせるような体制が求められています。

## ②解決策

- ・ 日常生活の淋しさや不安の解消に努めます  
⇒ひとり暮らし高齢者は日々の生活の中で淋しさや不安も多く、子供たちとの交流や仲間との集いの場を提供し、楽しみや生きがいをづくりを行う必要があります。
- ・ 社会参加を促進します。  
⇒ふれあいいいきサロン等を身近に、気軽に参加できるように、サロン増設に取り組むとともに、高齢者が思い思いに過ごせる場を提供することなども必要になっています。
- ・ 移動手段の確保に努めます。  
⇒大網白里町には、幹線道路でのバス路線しかなく、足・腰の弱い高齢者は、買い物や通院だけでなく、バス停迄行く事さえも大変不自由しているのが現状です。巡回という形ではなく、ドア・ツー・ドアの送迎サービスの導入を検討する必要があります。

## 5. 個人情報保護への取り組み

(1) 見守り活動を推進する中で個人情報の保護に努めます。

### ①問題点

個人情報の壁があり対象者の把握が困難になっています。近所付き合いの希薄化が進み、防犯上等の理由で、自分の生活を知られたくないという人が増えており、特にアパート等集合住宅の場合、隣に誰が住んでいるのかもわからないことが多いという現状です。

また、区・自治会が要援護者を把握することも困難であり、災害時や緊急時に不安があります。

## ②解決策

- ・ 行政、社会福祉協議会、民生委員児童委員、区・自治会が連携をとって活動を推進します。  
⇒それぞれの組織が役割を明確にし、対象者のプライバシーに配慮しながら情報を共有していくシステムづくりが喫緊の課題です。  
また、日常生活の関わりの中で自然な見守りが出来るような

体制づくり、地域での情報交換の場を大切にし、災害時や緊急時にすぐ対応出来るシステムをつくることも必要です。

## 6. 相談窓口の周知

(1) 高齢者のための相談窓口が必要です。

### ①問題点

平成19年4月より町健康介護課に地域包括支援センターが設置され、高齢者の総合相談窓口として支援をおこなっていますが、その存在を知らない人が多く、情報が周知されていません。広報誌やふれあいいいきサロン等でPRをおこなっていますが、十分でない状況です。

### ②解決策

・相談窓口の情報周知に努めます。

⇒民生委員児童委員や支部社会福祉協議会、区・自治会を通して対象者に周知してもらうなど、情報周知に向けた取り組みが必要です。

図1 ひとり暮らし高齢者の推移（65歳以上）

（緊急時における個人情報提供同意者数比較）

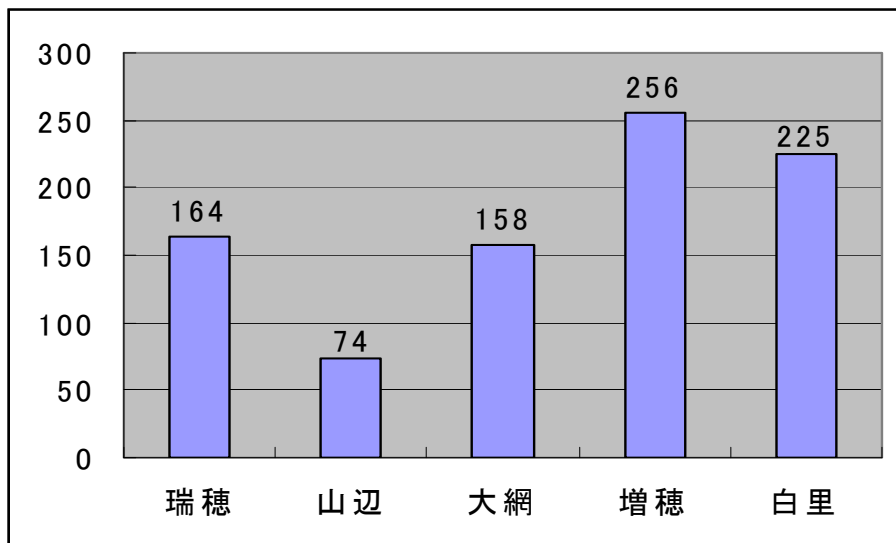
（単位：人）

地区別	平成18年度	平成19年度	（うち情報提供同意者数）
瑞穂	144	151	104人（68.8%）
山辺	69	74	62人（83.8%）
大網	131	143	124人（86.7%）
増穂	205	232	210人（90.5%）
白里	215	234	177人（75.6%）
合計	764	834	677人（81.2%）

<町健康介護課調査>

図2 高齢者世帯数（70歳以上）

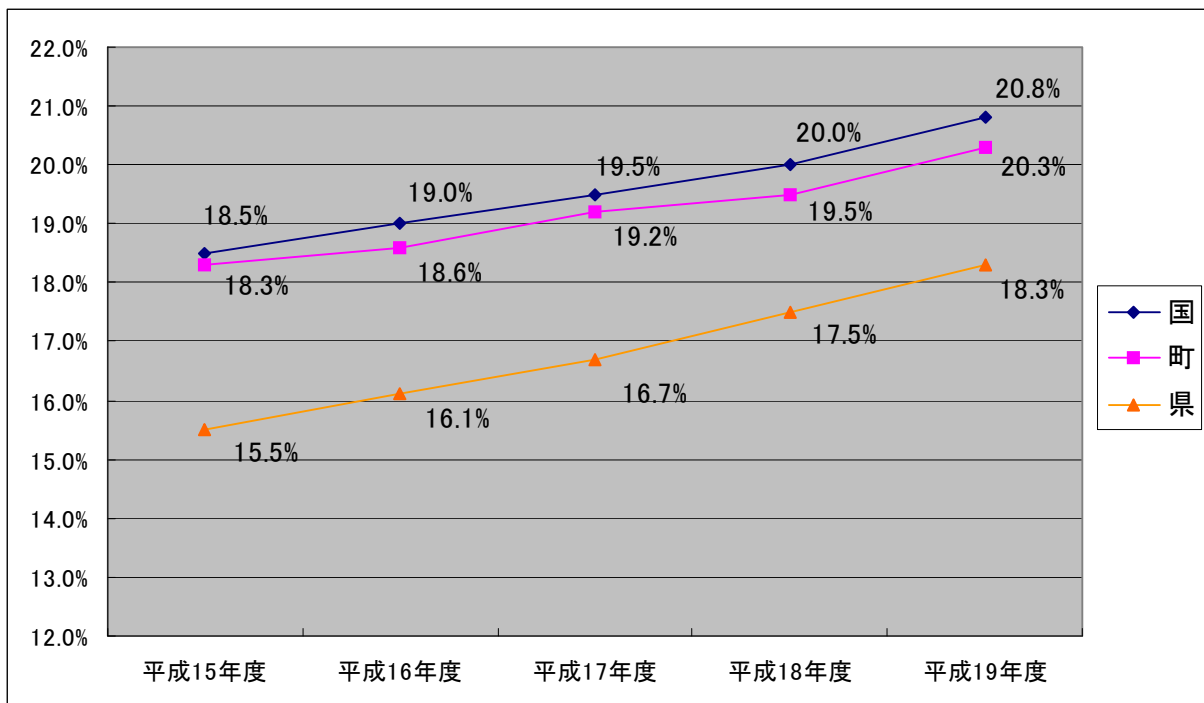
（単位：世帯）



※高齢者世帯とは、  
70歳以上の2人  
世帯とする。

<町健康介護課調査>

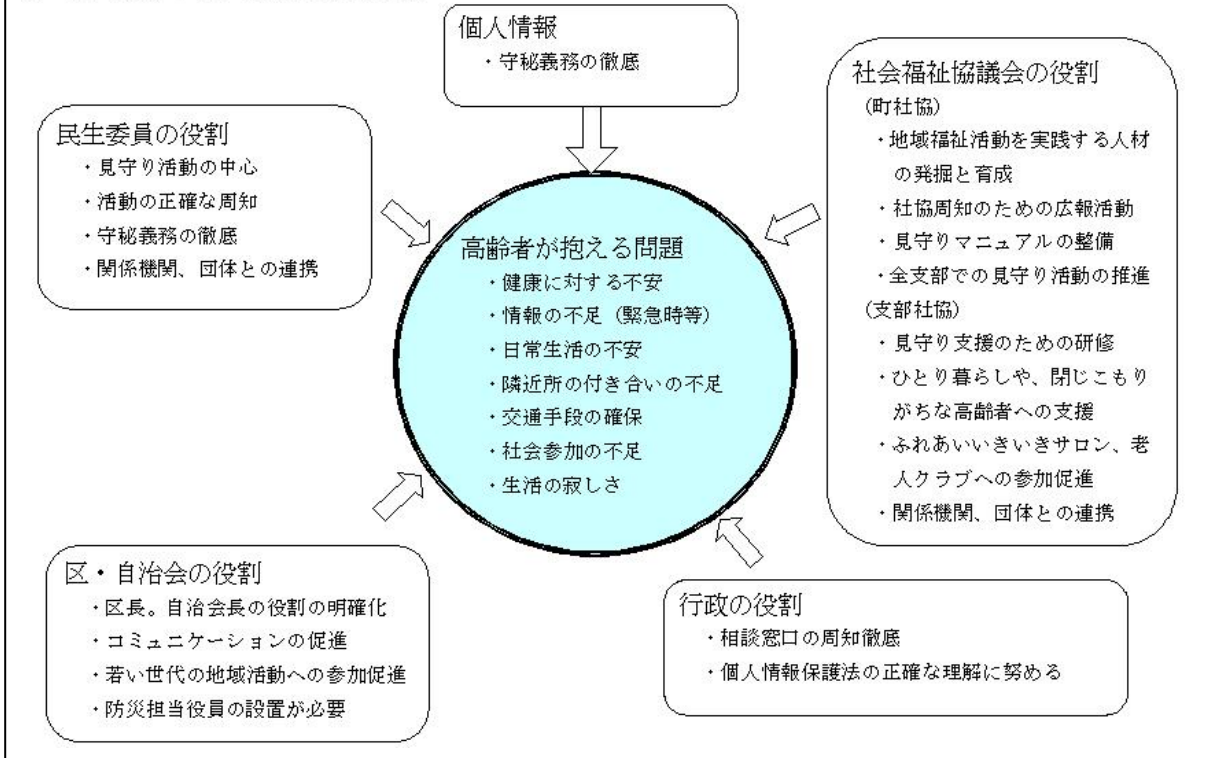
図3 高齢化率の推移



（町・県：4月1日現在 国：前年10月1日現在）

<厚生白書>

図 <3 ひとり暮らし・高齢者の見守り支援>





## D：住民主体の地域医療

### 1. 医療体制の考え方

#### (1) 医療サービスの充実に向けて

##### ①問題点

少子高齢化、生活習慣病の増加などを背景にして、健康づくりや医療への取り組みなど、保健・医療・福祉は単一事業ではなく横断的取り組みが必要だと言われています。

地域住民（利用者）が主体的に地域医療を考えていくためには、ボランティアの支援をはじめ、医院・診療所、病院と連携した、安心して暮らすことのできる地域医療環境が必要です。

また、そのためには、地域住民が適切な医療を受けられるよう、必要な情報を周知できるようなシステムづくりや、医師と十分にコミュニケーションがとれるようなしくみづくりが重要です。

これからの地域医療のあり方は、住民参加・協働による取り組み、関係機関が相互に連動する地域社会の構築にあると考えられます。

##### ②解決策

- ・地域で医師・看護師を育て、支えるしくみづくり
- ・必要な情報を地域住民に周知するシステムづくり
- ・病院や医院・診療所のマップづくり

### 2. 地域住民の取り組み

#### (1) 「かかりつけ医」の普及を促進します。

##### ①問題点

人は常に健康であるとは限りません。加齢と共に、これまでの生活習慣や身体機能の低下に伴う様々な疾病の発病が考えられます。その際に、年1回の住民健診や職場健診、人間ドックを受けていれば自己の状態を把握でき、潜在化している健康問題をチェックし生活習慣の改善を図れます。

健康管理をする上での近道は「かかりつけ医」をもつことです。「かかりつけ医」とは、その場しのぎの受診ではなく、日頃の健康状態を把握している医師であり、適切な選択や判断ができ適切な医療につな

がる情報を提供してくれる存在です。

寝たきりになった場合、急に頼りにできる医師をもつことや、往診する医師を確保することは難しくなります。

病院と病院の連携（病病連携）だけではなく、病院と医院・診療所の連携（病診連携）を図り、地域で安心して充実した医療を受けられるよう、住民自らも努めていかなければなりません。

#### ②解決策

- ・身近で安心して受診できる「かかりつけ医」の普及促進を図ります。
- ・住民が積極的に検診・受診を受けることを呼びかけます。
- ・病診連携の促進を呼びかけます。

### （2）救急車の適切な利用を呼びかけます

#### ①問題点

突然の体調不良が休日や祝日、夜間に起きた場合、救急車を呼ぶことが多いですが、実際には救急車を呼ぶほどのことではないこともあり、救急車の利用の仕方が問題となっています。

救急車を呼ぶ場合、救急隊が来るまでの初期対応をどのようにしたらよいか救急隊の指示を仰ぐことで、適切な処置を行うことに繋がります。

症状の急変は突然に起こり、普段理解していることも慌ててしまい冷静な判断や行動ができないのが常です。

#### ②解決策

- ・広報活動を通して救急車の適切な利用を呼びかけます。

### 3. 健康維持に努めていこう（健康増進活動の推進）

#### （1）ふれあい活動の推進・社会活動への参加促進を図ります。

#### ①問題点

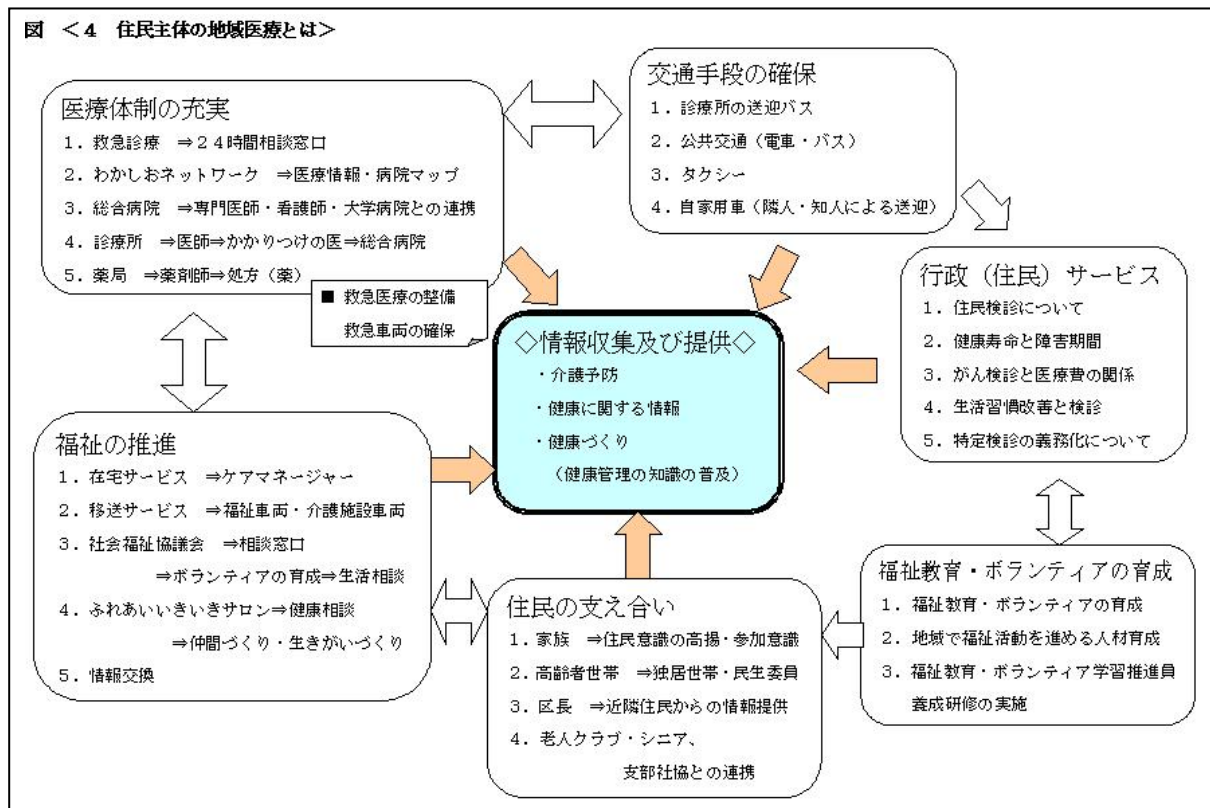
住民一人ひとりが、自分の健康は自分で守るという意識を持つことが重要です。人は一生涯を通じて、健康の保持・増進、疾病予防をしっかり身につけ生活の中で実践する必要があります。

都市化の進行、住環境の変化、住民の生活様式の変化などにより、

地域社会に対する市民の意識が変化しています。近隣の付き合いが希薄になり、地域への帰属意識が低下していると考えられ、その指標のひとつとなる区・自治会等の行事への参加は減少傾向にあります。

②解決策

- ・ 地域社会の中に共に暮らす一員として、日常の何気ないたすけあいの心をもってふれあえる活動の推進を図ります。
- ・ 地域で行う行事、スポーツやレクリエーション、文化活動に積極的、主体的に参加し、生きがい活動の充実を図ります。



## E：緊急時の住民ネットワーク

### 1. 住民の取り組み

#### (1) 日常の交流が大切

##### ①問題点

個人の生活を大切にすあまり、他人との関わりを煩わしく思う人が増え、隣近所との付き合いが希薄になっています。

他人への無関心、学校連絡網の廃止、表札の未設置、電話番号の非通知化、個人情報への過度の反応などが壁となり、付き合いの幅を狭め要援護者の把握をも困難にしています。

日常の交流を通して近隣との信頼関係を築き、いざという時には協力してお互いにたすけあう体制が求められています。

##### ②解決策

- ・声かけ、あいさつ運動を通して、近隣住民とのコミュニケーションづくりが必要です。
- ・区・自治会の活動や地域の問題に関心を持ち、積極的に参加協力しやすい環境作りが必要です。
- ・子供から高齢者まで家族ぐるみで参加できる行事などを企画し住民の親交を深める場づくりが必要です。
- ・普段の付き合いを大切にし、隣近所との協力体制を話し合っておくことが必要です。
- ・子供の頃から行事等を通して、地域に関わりをもち、たすけあいの心、思いやりの心を育てることが大切です。

#### (2) 自助・共助の防災、危機管理

##### ①問題点

高い建物、大きな工場もなく、気候温暖、田園地帯という地域性もあり、災害への危機意識が希薄に思われます。

しかし、いつどんな災害が襲ってくるかわかりません。

日頃から防災に対する知識を身につけ「まず自分の身は自分で守る」という自助、そしていざという時にはたすけあうという共助の心構えと準備が必要です。

## ②解決策

- ・ 社会福祉協議会が行う災害ボランティア養成講座や体験者の講演会に参加し、情報を得たり教訓を学ぶなど、知識や技術を身につけておく必要があります。
- ・ 「防災の日」は我が家の備蓄品の点検を行い、家族の役割分担、安否確認方法などを話し合う日とし、日頃から防災を意識し準備しておく必要があります。

## 2. 区・自治会の取り組み

### (1) 区・自治会内の交流及び加入の促進

#### ①問題点

区・自治会に未加入の人がいたり、区・自治会内の交流が少ないため、諸行事を開催しても参加・協力者が少なく、協働意識が希薄になっています。

「近隣への声かけもなく、緊急時どうするか」「災害時に水、火、電気などの用意を誰がするか」など緊急時の体制ができていない状態です。

また、住民が災害用備蓄倉庫の場所がわからないなど、情報の周知が遅れています。

#### ②解決策

- ・ 区・自治会の未加入者に対しては区・自治会の役割を説明し、協働体としての理解を求めていきます。
- ・ 住民が参加しやすい場をもうけ、近隣や高齢者、子供等のコミュニケーションづくりを促進します。

### (2) 自主防災会

#### ①問題点

災害時の備え、避難訓練や危険箇所・要援護者の確認などを区・自治会の取り組みとして推進していけるよう「自主防災会」が各区・自治会で設置されつつあります。

誰がどこに住んでいるのか、どのような人がいるのか、個人情報保護法により情報の入手が困難になっており、自主防災会などを通じて、住民の手で情報収集、体制づくりしていく取り組みを推進し

ていく必要があります。

また「自主防災会」などの防災体制が組織されていない区・自治会では、役員の中で防災担当の業務を担う人を決めておくことが、防災に対する取り組みを進めるうえで大切なことです。

#### ②解決策

- ・ 防災担当役員の設置
- ・ 区・自治会内の連絡網の整備

### 3. 社会福祉協議会の取り組み

#### (1) 広報啓発活動

##### ①問題点

地域住民に社会福祉協議会の活動がまだ浸透していません。組織についてもまだまだ理解されておらず、積極的に地域に出て行き、広報・啓発活動を進めていかなければなりません。

また災害ボランティアの活動などについても理解を促し、災害に向けて社会福祉協議会の役割や活動内容を住民に周知する必要もあります。

#### ②解決策

- ・ 社会福祉協議会活動を地域住民に浸透させるため、区・自治会の会合などに出前講座を行います。
- ・ 意識改革を行うため、被災者の体験談として、住民・自治会・行政がおこなった対応等、生の声を聞く講演会（シンポジウム）の開催は効果が期待できます。
- ・ 特に要援護者に対しては訪問して、家庭内の防災対応（非常持ち出し袋、非常食など）の必要性を説明したり、家具類の転倒防止対策などの処置についても注意を促します。

#### (2) 災害ボランティアの養成と活用

##### ①問題点

災害時、社会福祉協議会が果たす役割のひとつとして、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営があります。

現在、災害ボランティア養成講座を開催し、人材の発掘と養成に努めていますが、まだまだ十分ではなく、今後も積極的に推進して

いかなければなりません。

受講後のボランティアの連携や組織化などの課題もあり、ボランティアを有効に活用するためのシステム整備が必要となっています。

#### ②解決策

- ・ 災害ボランティア養成講座の受講生として区・自治会からの参加を募ることで、より多くの効果が期待できます。
- ・ 講座修了者が区・自治会内において、防災活動に取り組んでいける体制づくりを進めていきます。
- ・ 講座修了者はボランティア登録をして継続的に情報交換やスキルアップを図ることで、緊急時に備えた体制を維持していきます。
- ・ 日頃から専門ボランティア（消防士、医師、看護師、技術者等の元現有資格者）の発掘と呼びかけに努め、災害時のネットワーク構築を図ります。

### (3) 区・自治会及び関係機関との連携

#### ①問題点

災害時における社会福祉協議会の役割などが住民に理解されていなかったり、支部社会福祉協議会や区・自治会、行政等との連携・協力体制もまだ十分に図られていないのが現状です。

町防災計画と社会福祉協議会の対応マニュアルの整合性、相関性を図るとともに、支部社会福祉協議会、区・自治会との連携を強化し、災害時に備えた取り組みを進めていく必要があります。

#### ②解決策

- ・ ボランティアセンターと支部社会福祉協議会との連携の強化を図り、災害時の迅速な活動につなげます。
- ・ 区・自治会との連携強化により、情報収集やニーズに応じたボランティアの派遣がスムーズに行えるよう取り組みます。
- ・ 災害時における社会福祉協議会の対応マニュアルを町防災計画の見直しと併せて整備していきます。
- ・ 町避難訓練への協力及び日常的な連携に努めます。

## 4. 行政との連携

### (1) 防災、災害時における行政との連携

#### ①問題点

災害に対する危機意識がまだ低く、毎年国内各地で起きている災害についても身近な問題として捉えることができていません。

#### ②解決策

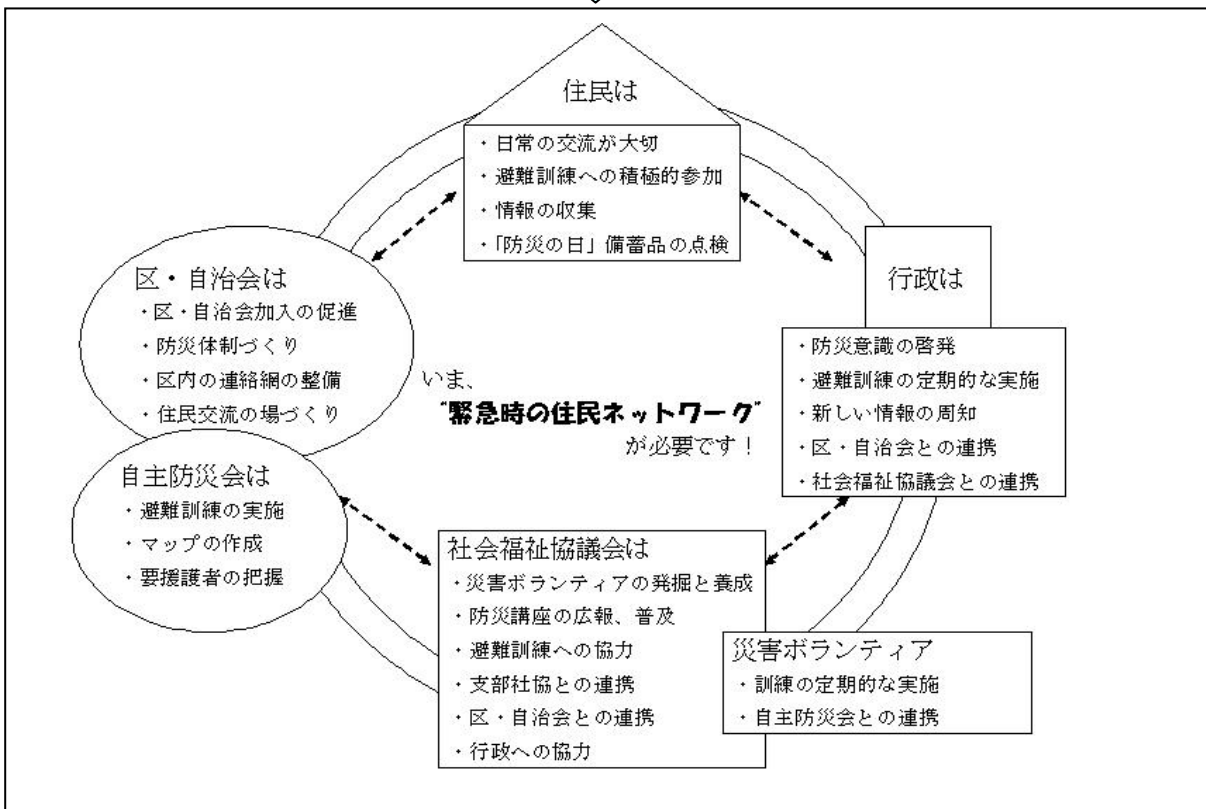
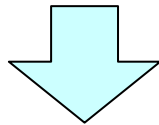
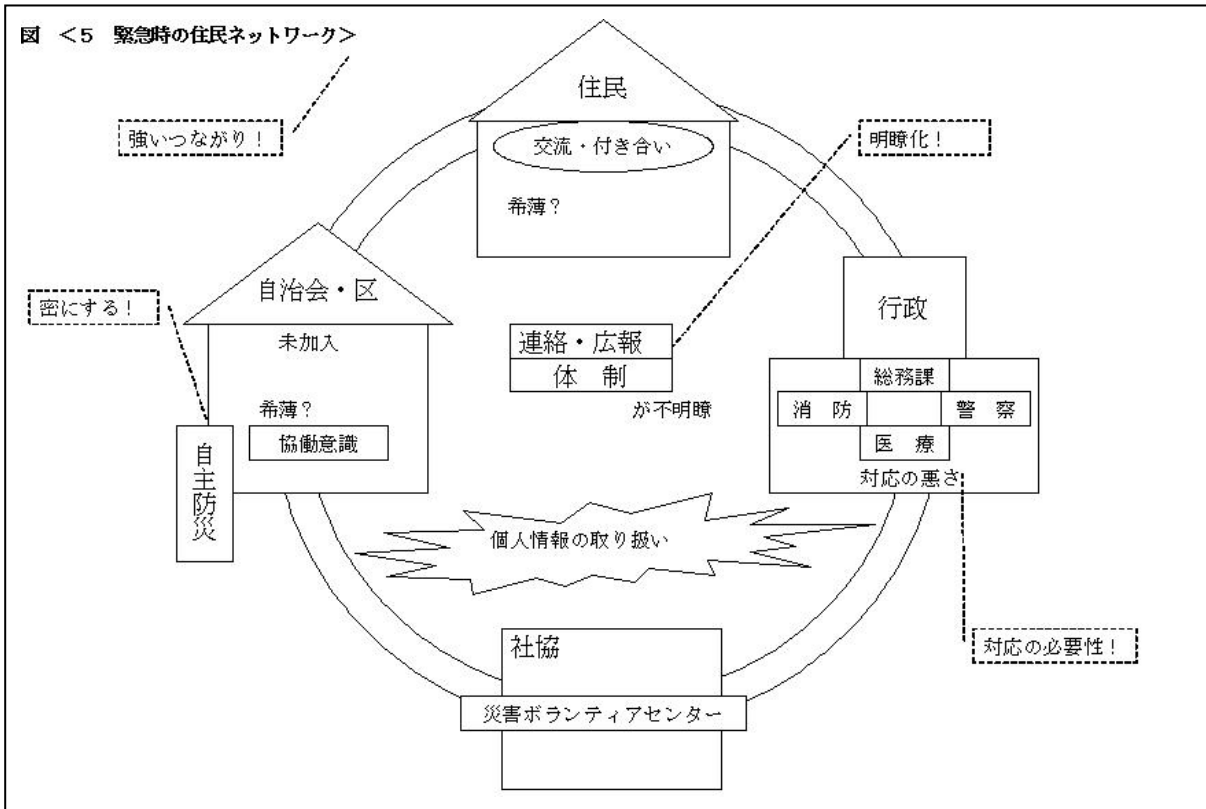
- ・被災した地域において役に立ったことなどの情報を周知し、行政を中心として関係機関・団体が連携して防災体制の整備を進めていくとともに、住民意識の啓発につなげていかなければなりません。
- ・被災地における教訓をしっかりと受け止め、区・自治会や社会福祉協議会と行政との役割分担を明確にした防災体制を確立し、常に新しい情報を共有し、体制の見直しを図りながら連携していくことが必要です。



災害ボランティア養成講座（救命講習）



図 <5 緊急時の住民ネットワーク>



## F：在宅介護者支援

### 1. マンパワー（人的資源）が必要

#### （1）ボランティアの育成と発掘

##### ①問題点

在宅介護の長期化により、家族介護者の身体的・精神的負担が増大しており、介護者へのサポートが必要とされています。

また、核家族化などによる配偶者への負担が深刻となっており、介護者の精神的負担を解消するため、「介護者の集い」などの場で介護者同士が交流することなども必要となっています。

##### ②解決策

- ・ 傾聴ボランティアや集いの場を提供するボランティアなどの発掘と育成が必要です。

#### （2）介護者が安心できる環境づくり

##### ①問題点

「介護の仕方がわからない」「ストレスがたまっている」「介護者の孤独感が強い」「夜間の介護が不安」など介護者を取りまく悩みは多く、お互いに情報交換できるような場がなく、介護者の精神的な不安も大きくなっています。現状としてそれを解消できるようなサービスなどもなく、介護者同士の集いの場を確保していくことが必要となっています。

また、介護経験者からの情報や役にたった経験などを共有できるような場や情報提供のシステムも必要です。

##### ②解決策

- ・ 介護者の研修や講習会など、情報を幅広く集められる機会が必要です。
- ・ 介護者の情報を共有し、交換できるシステムづくりが必要です。
- ・ 介護者が在宅で安心して介護を行える環境づくりへの支援が必要です。

### (3) 「向こう三軒両隣」の体制づくり（地域のネットワークづくり）

#### ①問題点

家族構成の変化や家庭の介護力の低下によって、家族だけの力で介護を継続していくことが難しくなっています。

地域における住民同士のコミュニケーションが希薄化してきている中で、地域で住民ネットワークをつくり、隣近所で介護者を支援して行く体制が必要となっています。

#### ②解決策

- ・「向こう三軒両隣」で、家族だけでなく、地域ぐるみで支援していけるようなしくみを構築します。
- ・日常からの近所付き合いを大切にします。

### (4) 認知症サポーター養成講座の推進

#### ①問題点

現在、認知症による要介護者は、介護保険認定者のおよそ55%（平成18年度調査）を占めている状況です。認知症による在宅介護者の負担はさらに増大しており、日常生活への適応を困難にする行動上の問題が起きています。

認知症に対する支援を地域住民が主体的に、組織的に行っていくことが必要です。

#### ②解決策

- ・認知症サポーターの養成を推進する  
⇒自分たち一人ひとりが認知症を正しく理解し、偏見を持たず、家族に対しても温かい目で見守り、地域全体で認知症高齢者を支えていくネットワークが必要です。そのためには認知症サポーターとしての協力を呼びかけ、認知症にやさしいまちづくりを共に担っていくことが大切です。

## 2. 介護者の集いの場

### (1) 情報収集と情報交換

#### ①問題点

介護に対する様々な悩みや福祉サービスの利用についての相談をどこにすればよいのか、在宅介護支援センターや地域包括支援セン

ターなどの情報が周知されておらず、窓口となる機関がわからないという声が多く聞かれます。

福祉施設に関する情報や、公的サービスの利用方法、在宅介護で生じた様々な悩みを適切な機関に相談できるよう、関係機関の情報を適切に得られるようにするための取り組みが必要です。

②解決策

- ・在宅介護に必要な情報を周知するための取り組みが必要です。

(2)「介護者の集い」

①問題点

在宅介護者には大きな身体的負担・精神的負担がかかっています。社会資源や公的サービスを適切に利用し、負担を軽減できるようにしくみづくりが必要になっています。

介護に関わる様々な情報を得たり、経験や知識を共有するための当事者同士の集いは、在宅介護者の精神的負担を解消するための重要な機会です。

②解決策

- ・「介護者の集い」など、当事者同士が集い、情報交換や情報収集できる場が必要です。

3. 他機関との関わり

(1) 在宅介護サービスの利用とホームドクターの確保

①問題点

住み慣れた地域で、最期まで我が家で暮らし続けるためには、訪問看護や訪問介護、訪問診療など、適切な公的サービスの利用が必要です。

また、いつでも頼れるホームドクターをつくっておくことが、いざというときに備えて大切なことです。

在宅で介護をしながらも、他機関との連携を心がけていくことが必要となっています。

②解決策

- ・ホームドクターの確保が必要です。
- ・ホームヘルパーなどの在宅介護サービスの利用が必要です。

## (2) 交通手段の確保

### ①問題点

買い物や通院など日常生活の中で、交通手段の確保は在宅介護者にとって大きな問題です。

特に、バス路線が通っている幹線道路に面していない地区の住民にとっては、バス停に行くことも負担になっているのが現状です。

### ②解決策

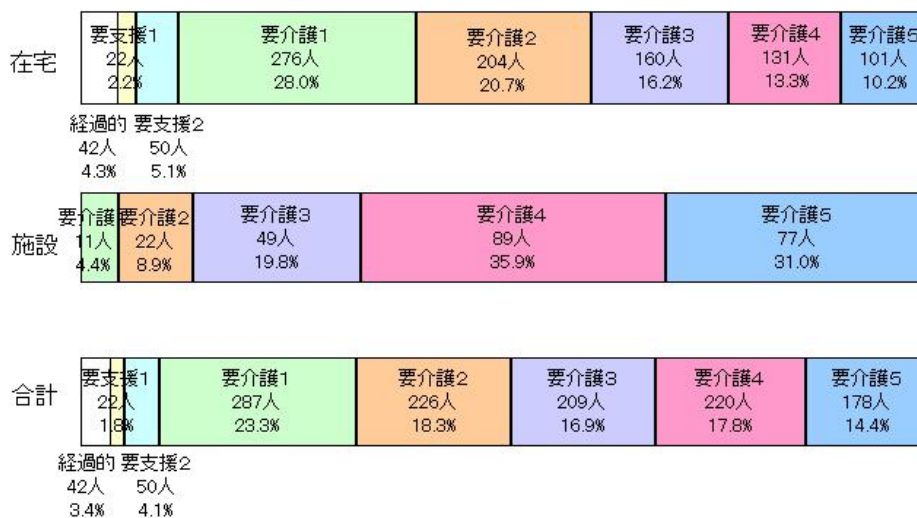
- ・ 利用者に応じた交通手段の確保、利用者本位に活用できる送迎サービスが必要です。

図1 <年齢区分別在宅利用者（予防・介護）、施設入所者割合>



図2 <在宅利用者・施設入所者の要介護度割合>

(要介護度割合)

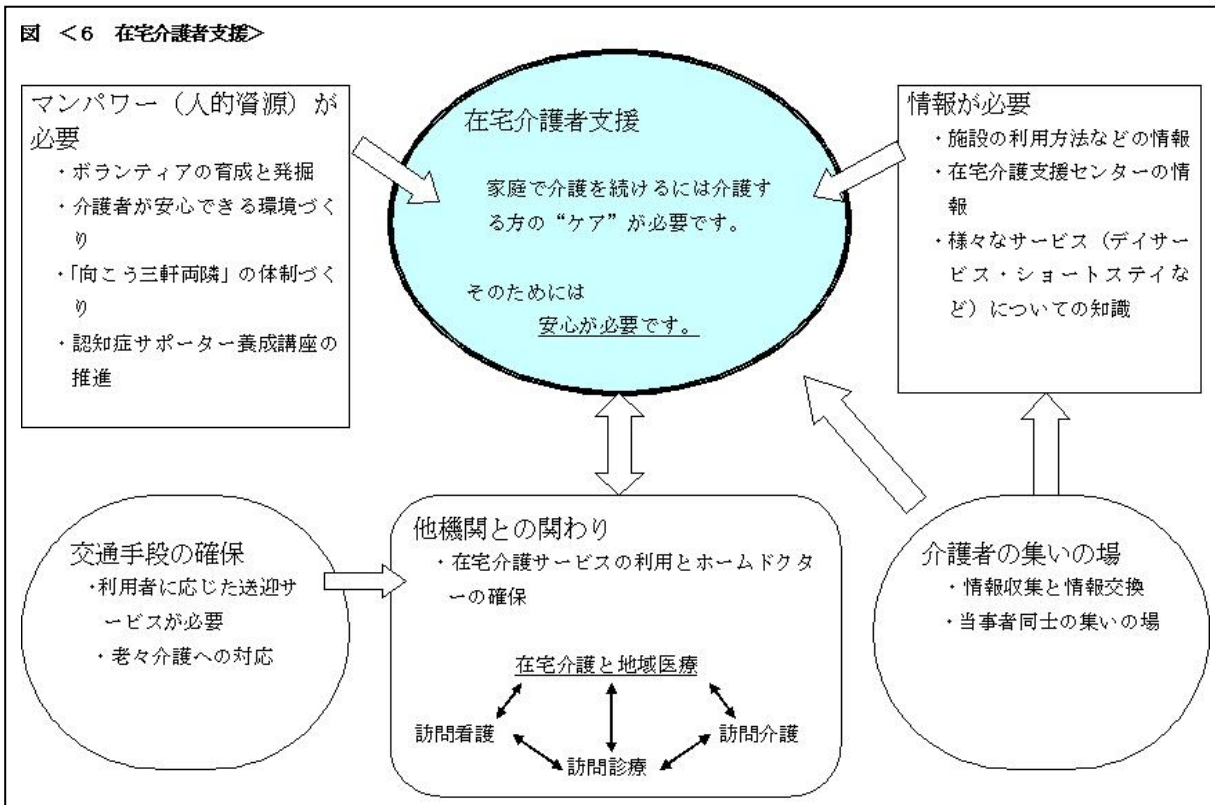


(資料)

要介護者地区別施設入所者数

地 区	人 数
瑞穂地区	22名
山辺地区	21名
大網地区	33名
増穂地区	80名
白里地区	42名
合計	198名


(平成19年10月1日現在)



# 第5章

## 社会福祉協議会の取り組み

活動計画の実施に向けて  
社会福祉協議会は、いま何に取り組むべきか、いま何が求められているのか、地域の福祉課題が見えてきました。



いまならできる・・・  
いまだからできる・・・  
明日ならできる・・・  
もう少ししたらできる・・・

できる人から、できることから始めましょう！

活動計画は誰のもの  
十人十色というように皆それぞれに生き方も異なり、考え方、生活様式に至るまで、様々な空間の中に生きています。  
地域福祉活動計画はみんなのものです。

計画の取り組みに向けて、5項目を柱に各種事業をすすめていきますが、この中でも、急いで取り組まなければならないものや、長い間求められてきたものなどを、本章では**重点事業**に位置づけ、全ての活動がしやすいように年次計画としてまとめました。

## 1 わたしたちの町はわたしたちの手でつくろう！

### (1) 日ごろが大事です

#### ① 住民同士のふれあい

緊急時に住民同士がたすけあうためには、日常のコミュニケーションづくり、顔の見える関係づくりが大切です。そのため、住民同士の声かけ・あいさつ運動を推進します。

また、区・自治会に未加入の人への加入、さらには区・自治会主催の行事への参加を促進し、近隣の人々の交流を図ります。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
コミュニケーションづくり （声かけ・あいさつ）	実施	実施	実施	実施	実施
区・自治会内の交流 （夏まつり、盆踊り、餅つき等）	実施	実施	実施	実施	実施

#### ② 地域の防災力の向上

災害時には、家庭における防災備品の点検、家族の役割確認などの普段からの備えが重要です。家庭の防災意識の高揚を図ります。

自分たちの身は自分たちで守るという自助、共助意識のもと、自主防災組織結成を支援します。

また、災害・緊急時における要援護者への対応については、関係者・関



係機関とあらゆる場面で協力し、防災計画・防災マップ等で具体的に取り組みます。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
家庭の防災意識の高揚を図る （防災備品の点検、家族の役割確認）	実施	実施	実施	実施	実施
自主防災組織の促進	10カ所	15カ所	20カ所	20カ所	20カ所
防災計画・防災マップへの要援護者の記述	実施	実施	実施	実施	実施

### ③ 災害時の基盤づくり

大網白里町地域福祉計画では、重点事業として「要援護者の安全確保」をあげています。

災害時における社会福祉協議会の役割について住民の皆さんに理解してもらうため、各地区に出向きます。

また、災害ボランティアを区・自治会から募り、それぞれの地域での防災の基盤を強化します。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
災害時における社会福祉協議会の役割を周知する	町区長会 5地区	5地区	5地区	5地区	5地区
災害ボランティアの体制づくり	実施	実施	実施	実施	実施
災害ボランティアの発掘 （区・自治会等からの人材）	50人	100人	100人	100人	100人

### ④ 行政、関係団体との連携

区・自治会・行政・社会福祉協議会の役割分担を明確にした防災体制を確立し、常に新しい情報を共有しながら連携することを進めます。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
関係機関との連絡会結成	設置	隔月 開催	隔月 開催	隔月 開催	隔月 開催

## （２）人づくりが大切です

### ① 災害ボランティア養成講座の実施

社会福祉協議会が災害時に災害ボランティアセンター機能を担うにあたり、人材育成のための災害ボランティア養成講座を開催します。

講座のカリキュラム見直しも図っていきます。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
災害ボランティア養成講座の実施 （全編一講座による）	検討 実施	実施	実施	実施	実施

### ② ボランティアの養成及び活動の推進

ボランティアセンター機能の充実に努めます。

ボランティア活動や支部活動に限らず、“相手の話を聴く”ことは、人とのつながりの上で大切な事柄です。傾聴ボランティア講座を定期的で開催し、“相手の話を聴く”基本的な姿勢を学びます。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
傾聴ボランティア講座の定期的開催	基礎講座 30人	基礎講座 30人	基礎講座 30人 見直し	基礎講座 30人	基礎講座 30人

### ③ 福祉教育の推進及び福祉体験学習の協力

学校における体験学習に積極的に協力し、学習を体験のみに終わらせず、普段の生活の中に溶け込ませる“心の福祉教育”を目指します。

平成 19 年度から白里小学校・白里中学校・白里高等学校・社協白里支

部が県から福祉教育パッケージ指定を受けたのを機に、平成 21 年度からは、本会独自の福祉教育パッケージ指定を地区ごとに行い、福祉コミュニティづくりに努めます。

また、障害に対する理解、特に支援が不足している精神分野の理解を深めるために、あらゆる機会をとらえて、学習の場を設け、障害の特性理解を広めます。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
福祉教育の地域パッケージ指定 (福祉教育推進協力校・福祉教育推進支部)		指定 3ヵ年			指定 3ヵ年
学校における福祉体験学習への協力	実施	実施	実施	実施	実施
障害者理解のための学習会開催	年 1 回	年 1 回	年 2 回	年 2 回	年 3 回

#### ④ ふれあい福祉大学の実施

支部社協やボランティアグループへ、より多くの住民の皆さんに参加してもらうため、福祉の基礎を学ぶ機会をつくれます。

また、すでにいろいろな活動を行っている方のステップアップ講座として、実践者向け講座を実施します。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
ふれあい福祉大学の開催	実施	実施	実施	実施	実施
ふれあい福祉大学 実践者向け講座	検討	実施	実施	実施	実施

### (3) 繋がりが重要です

#### ① 区長会との協働

社会福祉協議会が地域福祉を推進する中で、区長会との連携・協働は、

欠かすことのできない大きな力です。災害への備えをはじめ、それぞれの地域の特性を活かした取り組みを進めていきます。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
区長会との協働	実施	実施	実施	実施	実施

## ② 支部社会福祉協議会活動の充実強化

社会福祉協議会では、5つの支部がそれぞれの地域の特色を活かしながら、活発な活動を行っています。お互いの情報交換の場、問題提起の場として、五支部連絡協議会を開催しています。

支部活動を担う人材の発掘・育成に努め、支部組織の強化を図ります。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
五支部連絡協議会の開催	年 4 回 開催	年 4 回 開催	年 4 回 開催	年 4 回 開催	年 4 回 開催
支部活動組織の強化 （人材の発掘・育成）	各支部 年 1 回 研修	各支部 年 1 回 研修	各支部 年 1 回 研修	各支部 年 1 回 研修	各支部 年 1 回 研修

## ③ 住民への社協PR

社会福祉協議会の活動を住民の皆さんにより深く理解してもらうために、各地区に職員が出向き、社会福祉協議会の活動について「出前講座」を行ないます。また、「社協だより」やホームページで、支部やボランティアの活動をはじめ、社会福祉協議会が行っている事業の紹介や最新の福祉に関する情報を発信します。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
各地区での出前講座 （社会福祉協議会のPR）	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回
「社協だより」・ホームページでのPR	実施	実施	実施	実施	実施

#### ④ 指定管理者制度による施設運営

指定管理者制度に基づき社会福祉協議会が福祉会館（地域福祉センター・福祉作業所）や老人福祉センターの管理・運営を行なうことにより、地域住民の方が施設を利用する際の利便性を図ります。

また、福祉作業所では、社会福祉協議会の支部をはじめとする住民の皆さんや他施設との交流で、利用者の自立性・社会性の向上に向け支援していきますが、何よりも周辺地域住民の皆様の熱い支援は施設運営に欠くことのできない力となっています。

老人福祉センターでは、月曜開館や開所時間延長など住民主体の施設運営を目指します。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
地域福祉センターの管理・運営	実施	実施・ 指定管理 応募			
福祉作業所の管理・運営	実施	実施・ 指定管理 応募			
老人福祉センターの管理・運営	実施	実施	実施	実施	実施・ 指定管理 応募

#### ⑤ 地域福祉活動計画の取り組み

大網白里町地域福祉計画と連携・協働し、地域福祉を具体的に推進していくために策定した第3次地域福祉活動計画に基づき、地域住民や関係機関と協働して各事業の推進に取り組みます。また、その実施状況を地域住民や関係機関と共に見直し・評価をしながら、計画の実施に努めます。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
第3次地域福祉活動計画の評価	実施	実施	実施	実施	実施
第4次地域福祉活動計画への取り組み				策定 準備	策定 準備

## 2 誰もが安心して住める町にしよう！

### (1) 生きがいつくりを応援します

#### ① 五支部敬老会の実施

平成15年度より5地区で開催していますが、すっかり地域に定着しました。地域分散型で行なうことにより足を運びやすくなり、支部社協手づくりの敬老会は参加者の皆さんに喜んでいただいています。

今後は、新しいスタイルの敬老会も検討していきます。

事業	年次計画（年度）				
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
五支部敬老会事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### ② ふれあいいいきいきサロンの推進

ひとり暮らしの高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者が地域の中でふれあい、楽しい仲間づくりを進めていくことによって、いきいきとした活力や生きがいを得られるようにすることを目的として、ふれあいいいきいきサロンは平成13年に5カ所設置され、以後各地区で広がりを見せ、平成19年度末には19カ所のサロンが地域の実情に合わせた活動を行っています。

また、今後は老人福祉センター「コスモス荘」を利用した移動サロンも展開し、介護予防と併せた高齢者の社会参加に向けた事業としての取り組みも進めていきます。

事業	年次計画（年度）				
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
ふれあいいいきいきサロンの全地区実施（全地区で増強）	10カ所	10カ所	10カ所	10カ所	10カ所

1地区2カ所ずつ、計10カ所の増設を目指す。目標は全区・自治会への普及。

## (2) ささえが必要です

### ① 見守り活動の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方々には、災害時の情報が伝わりにくく、また被害を受けやすい現状にあります。犯罪に巻き込まれたり、体調をくずした時なども、まずは身近な人の支援が不可欠です。日頃から地域の中で見守っていく体制が必要です。

ひとり暮らし高齢者の方に災害等の緊急時を考え、関係機関への個人情報（名簿）の提供について尋ねたところ、81.2%の方が同意されました。災害時等にひとりも見逃さない取り組みを目指します。

また、児童を対象とした見守り活動も始まっています。

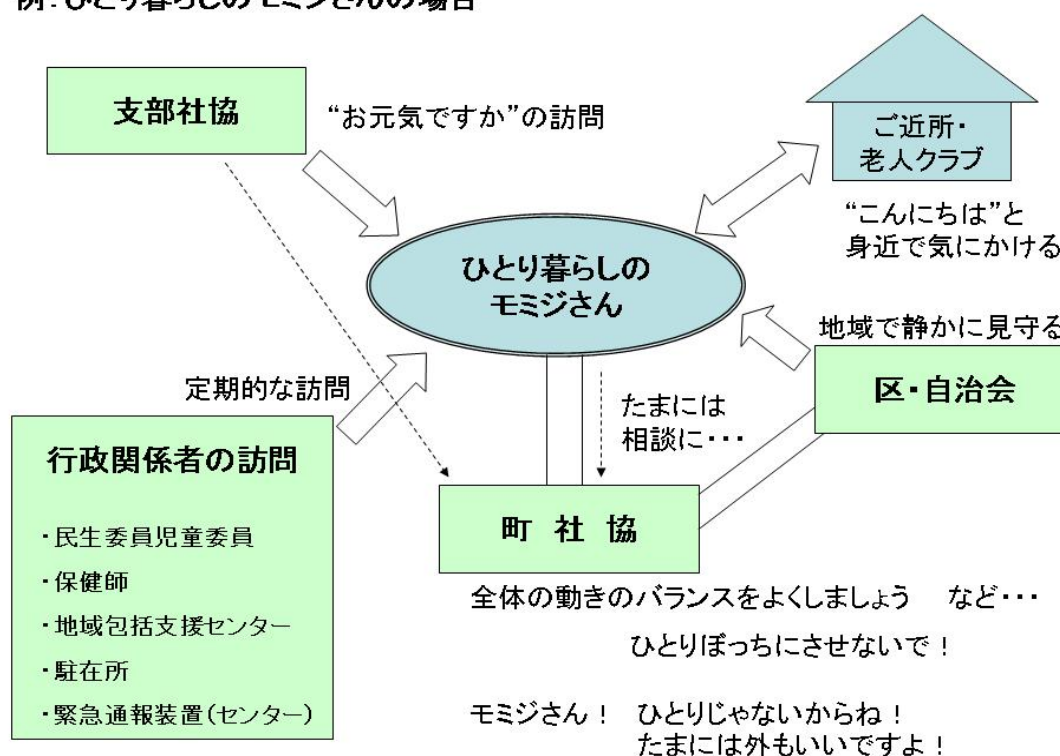
事業	年次計画（年度）				
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
五支部での見守り活動の推進	調査	実施 80%	実施 80%	実施 80%	実施 90%

(%は対象者に対する訪問率)

### 事業例の図式

ひとり暮らしの高齢者をこのようにささえます。(イメージ)

#### 例：ひとり暮らしのモミジさんの場合



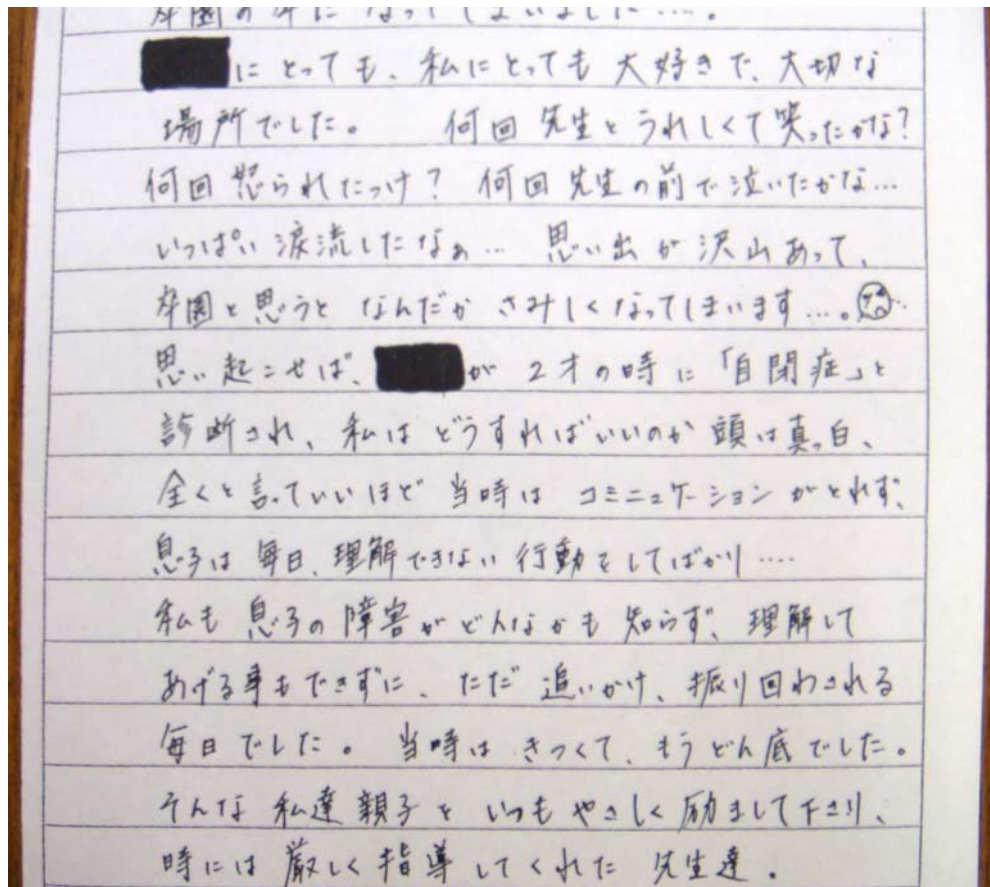
## ② 障害児への支援

簡易マザーズホームの新設（国庫事業）を含め、遅れている障害児への支援について総合的に検討し、実施します。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
児童デイサービス等（障がい）	検討	開設	整備 継続	整備 継続	整備 継続

計画策定にあたり、お母さんたちと懇談会をもちました。

障害児への支援の遅れを憂いているお母さんたちの声を聞きました。次の手紙は、ひとりのお母さんが簡易マザーズホームに向けた熱い思いの一篇です。





### ③ 移動手手段の確保

住民からの要望が特に強い「移動手手段の充実」については、町地域福祉計画で重点事業として「公共交通推進事業」の検討計画が示されています。

高齢になると足腰が弱くなり、外出が困難になります。日常生活の不便さはもとより、家に閉じこもりがちになることは、楽しみや生きがいつくりの機会を遠ざけ、心身の状態を低下させる恐れがあります。気軽に外出できるサービスは、高齢者の介護予防として健康づくりにもつながります。

地域福祉活動計画では、外出が困難な高齢者等に視点をあて必要なときに必要な場所に送迎できるドア・ツー・ドア型のサービス導入に向け取り組んでいきます。

そのための基金の創設を検討するなど財政基盤の確立にも努めます。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
ドア・ツー・ドア型送迎サービス導入に向けた検討	検討調査	検討調査	試行	試行	実施

## （3）人間“杖”が必要です

### ① 障害者（児）組織の結成と育成支援

地域で活動している様々な障害者（児）組織と連携し、その組織同士のネットワーク化をすすめ相互連携の強化を促します。

また、組織の設立や法人化等についても支援します。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
障害者（児）組織への支援	協議	実施	実施	実施	実施

## ② 認知症サポーター養成講座の開催

認知症を正しく理解し、家族だけでなく地域全体で認知症高齢者を支援していくために、町の「やさしくねっと」と連携しながら認知症サポーター養成講座を開催し、認知症支援体制の充実を図ります。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
認知症サポーター養成講座の開催	各地区1回 ずつ年間5回	各地区1回 ずつ年間5回	各地区1回 ずつ年間5回	キャラバンメイト 養成	キャラバンメイト 養成

※並行して町内の小・中学校において、毎年2校ずつの開催を進めていく。

## ③ 「介護者の集い」の開催

介護者の情報収集や交流の場として「介護者の集い」を開催します。

また、集いの担い手となるボランティアの育成や、介護者が不在となる際のケアについて、関係機関と連携して取り組んでいきます。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
「介護者の集い」の開催	検討 実施 40人	実施 50人	実施 50人	実施 60人	実施 60人

※会場は「やまべの郷」「老人福祉センター コスモス荘」を予定する。

## （４）個別の支援をすすめます

### ① 在宅介護用具等貸付事業の推進

在宅での介護が必要な方（介護保険対象外）に、無料で各種介護機器の貸出しを行ないます。住民の皆さんが住み慣れた家で生活を続けること、また、在宅での介護を支援します。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
在宅介護用具等貸付事業の推進	継続	継続	継続	継続	継続

## ② 住民参加型有料在宅福祉サービス事業「コスモスの会」の推進

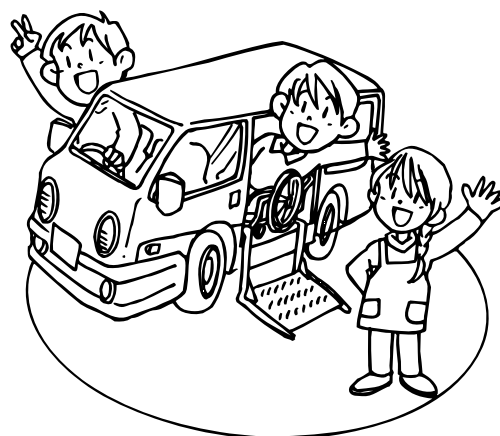
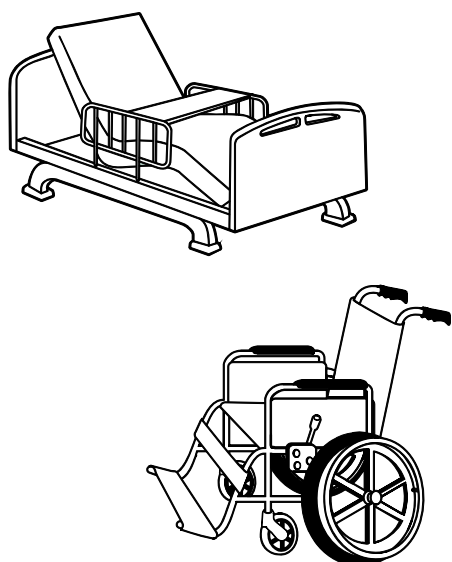
住民が住民に手を差し伸べることで、住みなれた町で安心して暮らせるよう、身体介護や家事援助など、社会福祉協議会ならではの住民参加型在宅福祉サービス事業を推進します。

事業	年次計画（年度）				
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
住民参加型有料在宅福祉サービス事業「コスモスの会」	利用者 増員	利用者 増員	利用者 増員	利用者 増員	利用者 増員

## ③ 外出支援サービス事業の推進

単独での歩行が困難な方で、タクシー等の公共交通機関を利用することができない方の社会参加や通院等を支援するため、外出支援サービス事業の適正な運行に努めます。（現在の利用は29名）

事業	年次計画（年度）				
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
外出支援サービス事業の推進	実施 20%増	実施 20%増	実施 20%増	実施 20%増	実施 20%増



### 3 子育ては“地域力”で支援しよう！

#### (1) みんなで子育てします

##### ① 子育てサロンの推進

定着してきた子育てサロンを、お母さんと子どもたちの交流の場としてさらに充実させます。また、子育てサロンボランティアの発掘、育成に努めることで、楽しくボランティア活動ができるような体制づくりを整えます。

事業	年次計画（年度）				
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
子育てサロンの充実	継続	継続	見直し	継続	継続
子育てサロンボランティアの育成（研修会）	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回

#### (2) あなたの子育て、わたしも応援します

##### ① 子育てサロン連絡会の結成

子育て中のお母さんたちに情報が不足しています。

町内の他の子育てサロンと本会でを行っている子育てサロンが互いに情報提供することを目的とした連絡会の結成で、より広域な活動展開が期待できます。

事業	年次計画（年度）				
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
（仮称）子育てサロン連絡会の立ち上げ	検討	立ち上げ	実施	実施	実施

##### ② 子ども110番

子どもに危険が迫ったときの駆け込み場所である「子ども110番」協力店を増やし、地域全体で子どもたちを見守る地域力を高めます。地域の子

どもたちは、地域のみんなで守ります。

事業	年次計画（年度）				
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
子ども110番協力店の増強	100軒 増	100軒 増	100軒 増	100軒 増	100軒 増

### ③ 子育て情報の周知

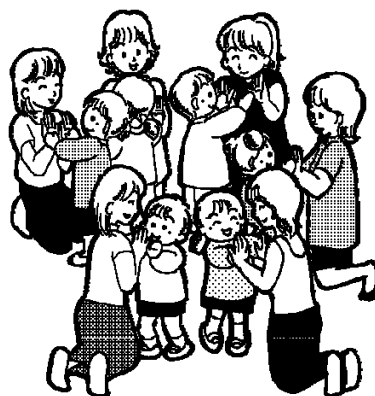
子育て中のお父さん、お母さんへの町内及び近隣市町情報を集め、広く周知します。各所で行なわれる子育てに関するセミナー開催情報等も提供し、家庭力の復活を応援します。また、「社協だより」に子育て情報のページを設け、役に立つ情報を提供します。

事業	年次計画（年度）				
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
「社協だより」に子育て情報のページを設ける	掲載	掲載	掲載	掲載	掲載

### ④ キャッチフレーズをつくる

大網白里町で生まれる子どもたちは町民全員で育てていこうというキャッチフレーズをつくり、町民に啓蒙することを通して子育てに対する地域力を高めます。

事業	年次計画（年度）				
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
子育てキャッチフレーズをつくる	準備 実施	実施	実施	実施	実施



## 4 身近なところで話してみよう！

### ① 総合相談所の推進

平成 19 年度より心配ごと相談を月 2 回、税務相談、育児相談、心の相談については月 1 回と見直しをしたところです。法律相談については住民のニーズに対応するため、従来どおり月 4 回行っており、総合相談所の柱となっています。住民の様々な悩みやトラブルの解決に向け、総合相談所の充実に努めます。

なお、新たに障害者（児）及び福祉関係者に対する相談・情報交換の窓口を一部試行しつつ、整備・発展させます。

また、子育て中のお父さん、お母さんの小さな悩みをサポートします。エンゼルコール（子育て相談）では、対面相談に限らず、電話相談や出前相談も行ないます。悩みをもったお母さんがひとりぼっちにならないようにサポートします。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
総合相談事業の充実 ・心配ごと相談 ・法律相談 ・税務相談 ・育児相談 ・心の相談	継続	継続	継続 見直し	継続	継続
障害者（児）・関係者への情報発信 機能拠点	検討 試行	開設 整備	整備 継続	整備 継続	整備 継続
エンゼルコール（子育て相談）	準備 設置	整備 継続	整備 継続	整備 継続	整備 継続
障害児への支援 （ピアカウンセリング（※））	試行	実施	実施	実施	実施

#### （※）ピアカウンセリング

ピアカウンセリングとは、同じような障害のある人同士が、お互いの信頼のもとに話し合うことによってそれまで周囲の人たちとのコミュニケーションだけでは解決できなかった悩みや迷いが解消できるよう支援していくこと。

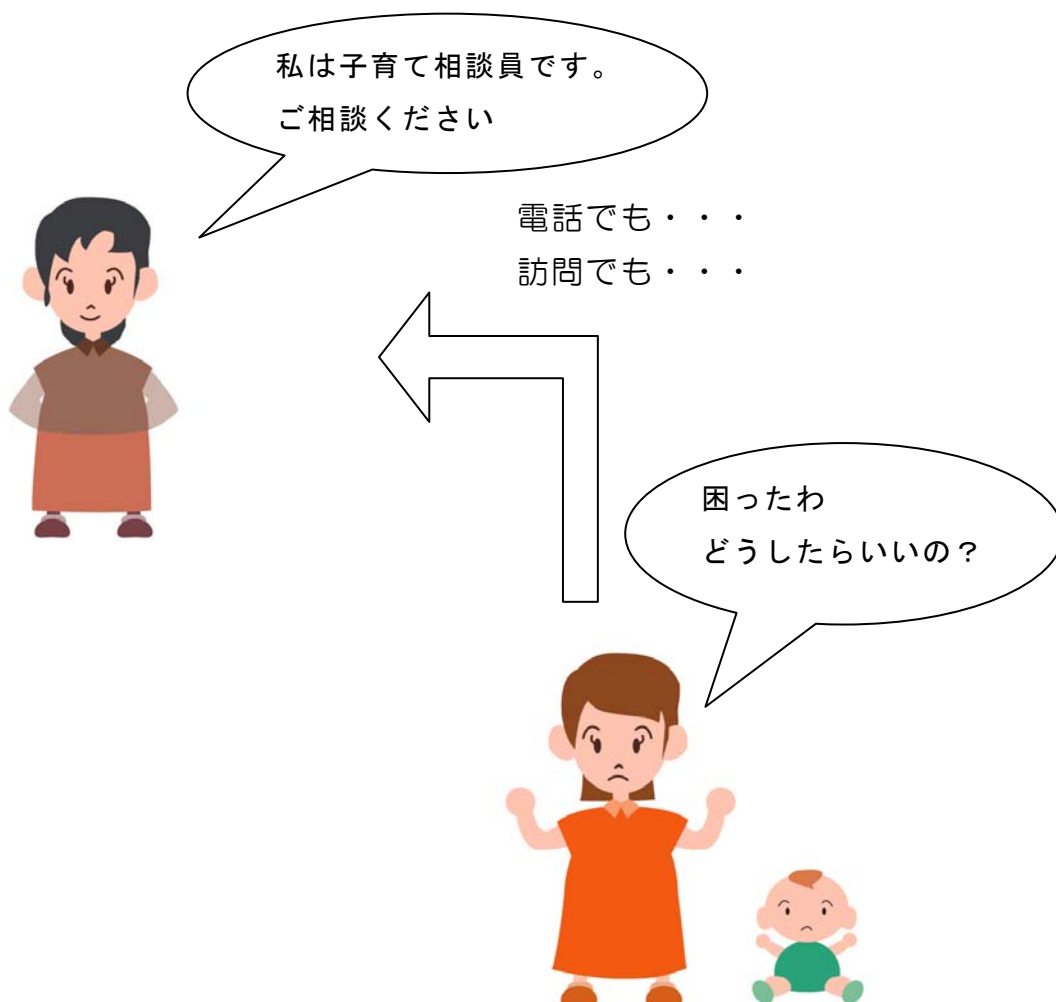
ピア（peer）＝仲間、同じ背景をもつ人同士

## ② 行政・福祉団体・福祉施設等との連携

町内相談機関のネットワーク構築と、ワンストップで福祉相談に対応するため、既存の地域生活支援ネットを回生させます。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
地域生活支援ネット	協議	実施	実施	実施	実施

### ◇エンゼルコール（子育て相談）のイメージ



## 5 住民主体の地域医療を考えよう！

### (1) 地域の病院をはぐくみます

#### ① 医療専門職を地域で育てるしくみを整える

地域の医療を支えるためには、医療従事者の人材確保が重要であり、医師・看護師の定着率を伸ばすことは医療の質の向上につながります。

特に看護学生の実習生受け入れを積極的に行い、医療や看護指導員を配置し、卒業後就職する魅力ある職場環境をつくる病院を目指す必要があります。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
公的病院の看護学生受け入れ整備の呼びかけ 保健・医療・福祉関係者等の合同研修実施	講演会 年 2 回	講演会 年 2 回	講演会 年 2 回	講演会 年 2 回	講演会 年 2 回

### (2) “イザ” に向けて考えます

#### ① 病診連携と地域住民への情報提供システムづくり

保健・医療・福祉の連携により、在宅医療を推進していくためには、病院と診療所の連携を図り、住民が地域で安心して医療を受けられる体制が必要です。「仮称：住民主体の地域医療を考える会」を発足して実施します。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
病診連携と情報提供システムづくり	講演会 年 1 回	講演会 年 1 回	講演会 年 1 回	講演会 年 1 回	講演会 年 1 回

#### ② かかりつけ医の普及促進（マップづくり）

大網白里町地域福祉計画では、重点事業として「地域に根ざした地域医療体制」のなかで、かかりつけ医等のPRをあげています。

自己の健康管理や病状の変化に伴う適切な医療機関への紹介など、住民



が医師と十分なコミュニケーションをとることが必要です。

そのためには、住民個々が「かかりつけ医」を持って、信頼関係の構築が求められます。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
かかりつけ医を持つための情報提供（医療機関マップの作成）	調査委員会 立ち上げ	マップづくり 配布	実施	マップ 見直し	実施

⇒「住民調査隊」（仮称）による医療機関調査

### ③ 救急車の適切な利用を呼びかける

救急出動の増加に伴い救急車が不足する事態が生じており、一刻を争う重症傷病者への到着が遅れ、生死にかかわる傷病者の「救える命」が救えなくなる可能性があります。救急車の適正な利用方法をみんなで考えましょう。

事業	年次計画（年度）				
	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
救急車の適切な利用を呼びかける 広報活動	実施	実施	実施	実施	実施



「何でも救急車」では本当に利用したい人が利用できません。

重点事業を含め、これからの実施計画を一覧にしました。

色文字：重点事業

実施事業内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>1 私たちのまちは私たちの手でつくろう！</b>					
<b>(1) 日ごろが大事です</b>					
コミュニケーションづくり（声かけ・あいさつ）	実施	実施	実施	実施	実施
区・自治会内の交流（夏まつり、盆踊り、餅つき等）	実施	実施	実施	実施	実施
家庭の防災意識の高揚を図る（防災備品の点検、家族の役割確認）	実施	実施	実施	実施	実施
自主防災組織の促進	10カ所	15カ所	20カ所	20カ所	20カ所
防災計画・防災マップへの要援護者の記述	実施	実施	実施	実施	実施
災害時における社会福祉協議会の役割を周知する	町区長会・5地区	5地区	5地区	5地区	5地区
災害ボランティアの体制づくり	実施	実施	実施	実施	実施
災害ボランティアの発掘（区・自治会等からの人材）	50人	100人	100人	100人	100人
関係機関との連絡会結成	設置	隔月開催	隔月開催	隔月開催	隔月開催
<b>(2) 人づくりが大切です</b>					
災害ボランティア養成講座の実施（全編一講座による）	検討実施	実施	実施	実施	実施
傾聴ボランティア講座の定期的開催	基礎講座 30人	基礎講座 30人	基礎講座 30人 見直し	基礎講座 30人	基礎講座 30人
福祉教育の地域パッケージ指定（福祉教育推進協力校・福祉教育推進支部）		指定・3カ年			指定・3カ年
学校における福祉体験学習への協力	実施	実施	実施	実施	実施
障害者理解のための学習会開催	年1回	年1回	年2回	年2回	年3回

ふれあい福祉大学の開催	実施	実施	実施	実施	実施
ふれあい福祉大学実践者向け講座		検討	実施	実施	実施
<b>(3) 繋がりが重要です</b>					
区長会との協働	実施	実施	実施	実施	実施
五支部連絡協議会の開催	年4回開催	年4回開催	年4回開催	年4回開催	年4回開催
支部活動組織の強化（人材の発掘・育成）	各支部 年1回研修	各支部 年1回研修	各支部 年1回研修	各支部 年1回研修	各支部 年1回研修
各地区での出前講座（社会福祉協議会のPR）	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
「社協だより」・ホームページでのPR	実施	実施	実施	実施	実施
地域福祉センターの管理・運営	実施	実施・指定管理応募			
福祉作業所の管理・運営	実施	実施・指定管理応募			
老人福祉センターの管理・運営	実施	実施	実施	実施	実施・指定管理応募
第3次地域福祉活動計画の評価	実施	実施	実施	実施	実施
第4次地域福祉活動計画への取り組み				策定準備	策定準備
<b>2 誰もが安心して住めるまちにしよう！</b>					
<b>(1) 生きがいづくりを応援します</b>					
五支部敬老会事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
ふれあいいいききサロンの全地区実施（全地区で増強）	10カ所	10カ所	10カ所	10カ所	10カ所
<b>(2) ささえが必要です</b>					
五支部での見守り活動の推進	調査	実施・80%	実施・80%	実施・80%	実施・90%
児童デイサービス等（障がい）	検討	開設	整備・継続	整備・継続	整備・継続
ドア・ツー・ドア型送迎サービス導入に向けた検討	検討・調査	検討・調査	試行	試行	実施

実施事業内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>(3) 人間“杖”が必要です</b>					
障害者（児）組織への支援	協議	実施	実施	実施	実施
認知症サポーター養成講座の開催	各地区1回 ずつ年間5回	各地区1回 ずつ年間5回	各地区1回 ずつ年間5回	キャラバンメイト 養成	キャラバンメイト 養成
「介護者の集い」の開催	検討・実施 40人	実施 50人	実施 50人	実施 60人	実施 60人
<b>(4) 個別の支援をすすめます</b>					
在宅介護用具等貸付事業の推進	継続	継続	継続	継続	継続
住民参加型有料在宅福祉サービス事業「コスモスの会」	利用者増員	利用者増員	利用者増員	利用者増員	利用者増員
外出支援サービス事業の推進	実施 20%増	実施 20%増	実施 20%増	実施 20%増	実施 20%増
<b>3 子育ては“地域力”で支援しよう！</b>					
<b>(1) みんなで子育てします</b>					
子育てサロンの充実	継続	継続	見直し	継続	継続
子育てサロンボランティアの育成（研修会）	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
<b>(2) あなたの子育て、わたしも応援します</b>					
（仮称）子育てサロン連絡会の立ち上げ	検討	立ち上げ	実施	実施	実施
子ども110番協力店の増強	100件増	100件増	100件増	100件増	100件増
「社協だより」に子育て情報のページを設ける	掲載	掲載	掲載	掲載	掲載
子育てキャッチフレーズをつくる	準備・実施	実施	実施	実施	実施

4 身近なところで話してみよう！					
総合相談事業の充実 ・心配ごと相談 ・法律相談 ・税務相談 ・育児相談 ・心の相談	継続	継続	継続 見直し	継続	継続
障害者(児)・関係者への情報発信機能拠点	検討・試行	開設・整備	整備・継続	整備・継続	整備・継続
エンゼルコール(子育て相談)	準備・設置	整備・継続	整備・継続	整備・継続	整備・継続
障害児への支援(ピアカウンセリング)	試行	実施	実施	実施	実施
地域生活支援ネット	協議	実施	実施	実施	実施
5 住民主体の地域医療を考えよう！					
(1) 地域の病院をはぐくみます					
公的病院の看護学生受け入れ整備の呼びかけ 保健・医療・福祉関係者等の合同研修実施	講演会 年2回	講演会 年2回	講演会 年2回	講演会 年2回	講演会 年2回
(2) “イザ”に向けて考えます					
病診連携と情報提供システムづくり	講演会・年1回	講演会・年1回	講演会・年1回	講演会・年1回	講演会・年1回
かかりつけ医を持つための情報提供(医療機関マップの作成)	調査委員会 立ち上げ	マップづくり 配布	実施	マップ見直し	実施
救急車の適切な利用を呼びかける広報活動	実施	実施	実施	実施	実施

## 第6章

# 計画の推進及び評価

## 1 計画の推進体制

事業推進にあたっては、事業ごとに、地域福祉活動計画策定作業部会を中心にした検討委員会（仮称）を設置します。

今後5年間の事業計画は、グループワークなど、住民意見を反映できるように、その内容を十分協議したうえで、大網白里町地域福祉計画との整合を図りながら、具体的事業実施につなげていきます。

## 2 計画の評価と見直し

大網白里町地域福祉活動計画は、住民公募、ボランティア、区長会、福祉施設・団体、支部社会福祉協議会、企業、行政より構成された地域福祉活動計画策定委員会が策定しました。

計画の評価・見直し機能として、地域福祉活動計画策定委員会を以後5年間継続的に維持し、定期的な評価・見直しを行っていくとともに、各地区で地域住民による評価・見直し体制も導入していきます。

## おわりに

### 大網白里町地域福祉活動計画策定作業部会の活動にあたって

「手づくりの計画策定は」

副委員長：金坂 英雄

初めての試みである“住民主体”の地域福祉活動計画は、石田委員長を中心とした策定委員会の度重なる会議に始まり、タウンミーティング、課題別グループ検討会、6つの作業部会と試行錯誤の連続で議論白熱の中、ようやく誕生したという思いです。生みの苦しみとはこのことでしょうか。

本町のように縦長の町で、しかも、旧来の地域に大型の5団地を構成する生活環境にあっては、当然のごとく福祉課題に対する住民意識の地域間格差も再認識する機会となりました。

全町を5地区に分けて開催した課題別グループ検討会は、地域の特長が如実に現れ、住民主体の計画づくりの基礎となっています。策定委員が自ら執筆した手づくりの本計画は、住民と社会福祉協議会事務局が一体となって策定した、これからのアクションプランです。

〈互助共生〉 ささえあう 福祉できずく まちづくり

さあ、みんなですすめましょう！

尚、大変お忙しい中ご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ関係各位に心から感謝申し上げます。

(A) 障害者の社会参加

部会長：石井 行雄

作業部会については、メンバー同士が普段から交流のある専門家であり、専門分野のため、まとめるにあたっては、それほど苦労はありませんでした。

計画については、当初の段階から徹底的に議論すべきであったと思う。体制的には、他市町村が・社協が多く取り入れているように、策定委員会の下部組織に住民と事務局から選出した少数のワーキンググループを構成して、細部にわたる議論をつくした方が良いのではないかと。また、国・県・上部組織の指針や提言と一部異なる場面は説明不足であった。

とにかく、白紙の段階から住民主体で徹底的に「議論・相談」して「協働」しながら計画を完成させることが大事であることを痛感した。

## (B) 子育て支援

部会長：野老 真理子

作業部会では、まず子育て環境はどうなっているのかという視点から検討を始めました。現実の子育て環境は厳しいものです。

そこで、作業部会では、子育て環境を着実に改善していくために具体的に内容を取り上げて、できることから始めようというスタンスで作業を始めました。

例えば「子育てサロンの推進」の事項の「子育てサロンの充実」では、子育てサロンボランティアが少ない現状に着目して、ボランティアの発掘、育成を行うこととしました。子育て真っ最中のお父さんとお母さんが孤立したり情報不足にならないように町内及び近隣市町村の情報を広報誌「社協だより」に総合的な情報として「子育て情報」欄を設け、継続して提供します。町民全員で子育て支援をしようという啓蒙も行っていきます。

地道な活動ですが子育て支援のさらなる充実を推進していきたいと思っています。

## (C) ひとり暮らし・高齢者世帯の見守り支援

部会長：小川 公延

タウンミーティングや課題別グループ討議を受けて作業部会でのとりまとめ、そしてそれに基づいて今後5年間を視野に入れたアクションプランの提案という流れは、まさに千葉県でいう「健康福祉千葉方式」そのものの手法であり、従来のこの種の計画策定とは異なり、町民各層の意見を反映した計画になったと考えています。

問題は出来上がったもりだくさんのこの計画をどのように実現して行くかです。町社協の事務局体制だけでは至難の事であり、今後は各支部や多くの町民をまきこんだ体制づくりが必要です。同時に定期的なチェック体制や必要に応じ見直し機能も必要になると考えています。

## (D) 住民主体の地域医療

部会長：山尾 博俊

第3次地域福祉活動計画で我々に与えられたテーマは「住民主体の地域医療」です。全国の市町村社協でも課題として初めての試みと思われます。地域医療は具体的には山武地域を基盤とした医師及び医療施設などの連携



強化、医療機能の充実向上、住民の健康自己責任の確立等が課題となります。住民アンケート、課題別検討会の要望等を纏めて意見具申するだけでは、活動計画になりません。在宅で援護を必要とする人々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できるよう、保健・医療・福祉や、地域福祉活動等が相互に連携して始めて総合的・一体的サービスになります。関係機関協働でできるテーマが別記の実施計画としました。

#### (E) 緊急時の住民ネットワーク

部会長：根本 勝

この作業部会は白里、増穂、大網地区の4人で検討して来ました。4大項目で進め、各地域での環境や活動の内容でそれぞれ思っていることを先ず実感しました。特に住民、区、自治会、社協と行政との連携が今後の活動の中で最も重要であることが判りました。

なかでも、

- 1) 住民同士のコミュニケーションが地域によっては困難であること。
- 2) 社協と区・自治会の協働で展開するための具体的施策が必要なこと。
- 3) 災害時に備えた活動計画をどう組み上げ展開するか。

※これからの活動の中で山積する課題をきっちりと決めていく取り組みが必要であることを認識しました。

#### (F) 在宅介護者支援

部会長：澤田 和子

2人での部会だったので日時は比較的合わせやすく短時間でも会合をもちましたが、お互いの意見調整が難しく何よりも今まで体験したことのない課題であり、「先の見えない、しかし簡単にできそうな、でも形にならない」という焦りと、沢山の町民の方の討論結果資料を読みこみ、社協として活動できるか思考を重ねながら少しずつ見えるものにして行くことの難しさを実感しました。

この課題は高齢化率が既に20%を超えた本町には絶対必要で、特定の人の問題ではなく、子どもの頃からあたり前になるような体制づくりの必要性をあらためて感じました。何よりも未知の分野の人達が考え推こうを重ねて作りあげた「まとめ」に意義の深さを学びとることができました。

## 大網白里町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

（敬称略、順不同、所属団体の役職等は委嘱時を記載）

構成区分	役職等	氏名	備考 ※（ ）作業部会
住民公募		石井 行雄	(A) △部会長
		関根 末松	(C)
ボランティア	ボランティア連絡協議会会長	永野 和子	(E)
住民組織関係者	大網白里町区長会 会長	根本 勝	(E) △部会長
福祉施設関係者	(特養) 杜の街 施設長	石井 照恵	(D)
	おおあみ緑の里 施設長	加茂 利章	(F)
	山武みどり学園 施設長	大越 淑子	(A)
	パンプキンハウス 所長	船田 伸二	(A)
福祉関係団体	民生委員児童委員協議会 副会長	澤田 和子	(F) △部会長
	老人クラブ連合会 会計	石井 宣子	(F)
支部社協	大網支部 事務局長	後藤 正義	(E)
	山辺支部 副支部長	山尾 博俊	(D) △部会長
	瑞穂支部 企画委員長	小川 忠夫	(B)
	増穂支部 支部長	小川 公延	(C) △部会長
	白里支部 副支部長	宮本 治男	(C)
企業関係者	大網白里町商工会 会長	萱生 富二雄	(B)
	(有)白里ガス 代表取締役	金坂 英雄	(E) ○副委員長
	大里綜合管理(株) 代表取締役	野老 真理子	(B) △部会長
学識経験者	城西国際大学福祉総合学部 准教授	石田 路子	◎委員長
	千葉県社会福祉協議会 地域福祉部長	香取 達子	
行政	社会福祉児童課 課長	佐藤 重雄	
	企画政策課 副課長	伊藤 栄朗	(D)
	健康介護課 主任保健師	小田川 尚子	(C)

（作業部会）

- A：障害者の社会参加
- B：子育て支援
- C：ひとり暮らし・高齢者世帯の見守り支援
- D：住民主体の地域医療
- E：緊急時の住民ネットワーク
- F：在宅介護者支援

## 社会福祉法人 大網白里町社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 大網白里町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)は、社会福祉法人大網白里町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が大網白里町における地域福祉を総合的な視点から推進するための計画を策定することを目的として設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画作成に係る重要事項の審議に関すること
- (2) その他計画の作成に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

(委員の構成)

第4条 委員会は、下記の委員で構成し、会長がこれを委嘱する。

- (1) 住民
- (2) ボランティア
- (3) 住民組織関係者
- (4) 福祉施設関係者
- (5) 福祉関係団体
- (6) 社会福祉協議会支部
- (7) 企業関係者
- (8) 学識経験者
- (9) 行政

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第7条 委員会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員会委員で構成し、部会数は、委員会で協議する。
- 3 作業部会に、部会委員の互選により、部会長1名及び副部会長1名を置く。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会が必要と認めるときは、会議等に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(任期)

第9条 委員及び部会員の任期は、大網白里町地域福祉活動計画の策定が完了するまでとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、本会事務局内におく。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 地域福祉活動計画策定委員会及び作業部会の開催記録

日 時	会 議	主な内容等
平成19年 5月11日(金)	第1回 策定委員会	(1) 地域福祉活動計画の概要について (2) スケジュールについて (3) 5地区住民懇談会について (4) その他
8月17日(金)	第2回 策定委員会	(1) 作業部会の編成について (2) 作業部会の進め方について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
8月20日(月)	作業部会(A)	課題の整理
8月28日(火)	作業部会(E)	課題の整理
9月 3日(月)	作業部会(C)	課題の整理
9月 4日(火)	作業部会(F)	課題の整理
9月25日(金)	作業部会(A)(B)(C) (D)(E)(F)	課題の整理
	第3回 策定委員会	(1) 作業部会の状況について (2) 今後の進め方について (3) その他
10月 9日(火)	作業部会(F)	課題の整理と解決策の検討
10月12日(金)	作業部会(D)	課題の整理と解決策の検討
10月16日(火)	作業部会(F)	課題の整理と解決策の検討
10月18日(木)	作業部会(E)(F)	課題の整理と解決策の検討
10月19日(金)	作業部会(B)	課題の整理と解決策の検討
10月23日(火)	作業部会(C)	課題の整理と解決策の検討
10月26日(金)	作業部会(F)	課題の整理と解決策の検討
10月30日(火)	作業部会(C)	課題の整理と解決策の検討
11月 1日(木)	作業部会(B)(F)	課題の整理と解決策の検討
11月 2日(金)	作業部会(C)(E)	課題の整理と解決策の検討
11月 5日(月)	作業部会(E)	課題の整理と解決策の検討
11月 6日(火)	作業部会(E)	課題の整理と解決策の検討
11月 9日(金)	作業部会(C)(D)(F)	課題の整理と解決策の検討
	第4回 策定委員会	(1) 作業部会の状況について

		(2) その他
11月17日(土)	作業部会(F)	実施事業の検討
11月26日(月)	作業部会(C)	実施事業の検討
11月27日(火)	作業部会(F)	実施事業の検討
12月11日(火)	作業部会(E)(F)	実施事業の検討
12月14日(金)	第5回 策定委員会	(1) 地域福祉活動計画の検討 (2) その他
12月18日(火)	作業部会(F)	実施事業の検討
12月19日(水)	作業部会(D)	実施事業の検討
12月20日(木)	作業部会(B)(C)	実施事業の検討
12月21日(金)	作業部会(A)	実施事業の検討
12月25日(火)	作業部会(E)	実施事業の検討
平成20年 1月 8日(火)	第6回 策定委員会	(1) 地域福祉活動計画の全体構成について (2) その他
1月18日(金)	第7回 策定委員会	(1) 地域福祉活動計画(実施事業) について<全体協議> (2) その他
1月25日(金)	全体構成打合せ会	各部会代表者による打合せ
1月31日(木)	全体構成打合せ会	//
2月 8日(金)	第8回 策定委員会	(1) 地域福祉活動計画の全体構成について (2) 基本理念について (3) 平成20年度以降に向けた体制づくり
3月 4日(火)	第9回 策定委員会	(1) 地域福祉活動計画最終確認について (2) 平成20年度以降に向けた体制づくり



活動計画の全体構成について打合せ

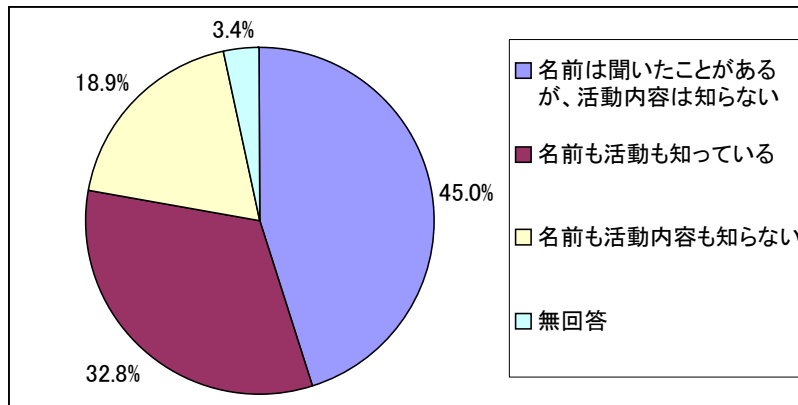
# 資料編

- 1 大網白里町地域福祉計画に係る住民アンケート（平成19年3月）  
（社会福祉協議会関係事項抜粋）
- 2 計画策定における住民意見のまとめ  
課題別グループ検討会（課題の整理と解決策の検討）
- 3 大網白里町社会福祉協議会のあゆみ

# 1 大網白里町地域福祉計画に係る住民アンケート（平成19年3月） （社会福祉協議会関係事項抜粋）

問 あなたは「大網白里町社会福祉協議会」をご存知ですか。（〇は一つ）

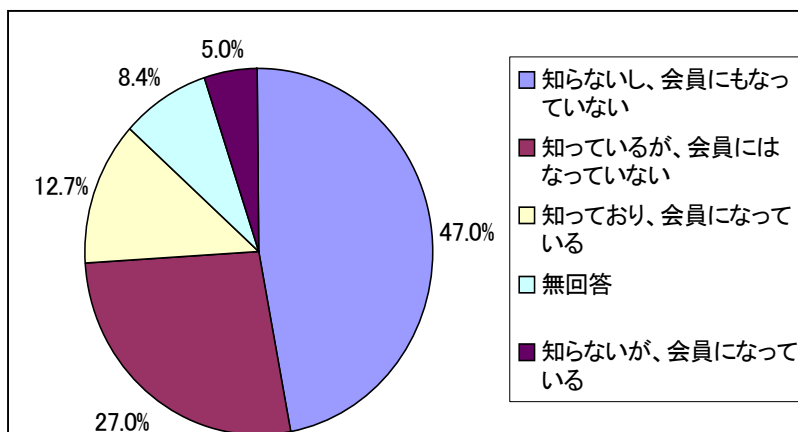
1. 名前も活動も知っている
2. 名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない
3. 名前も活動内容も知らない



約半数の住民が、「社会福祉協議会の名前は聞いたことがあるが、活動は知らない」と回答している。「名前も活動も知っている」人は30%強に留まり、「活動を知らない」と回答した人は、名前は聞いたことがある人を含め63.9%と半数を大きく超えている。社会福祉協議会の認知度は、決して高いものとは言えないことがわかる。

問 あなたは、社会福祉協議会の事業が、住民のみなさんの会費などで運営されていることをご存知ですか。（〇は一つ）

1. 知っており、会員になっている
2. 知っているが、会員にはなっていない
3. 知らないが、会員になっている
4. 知らないし、会員にもなっていない

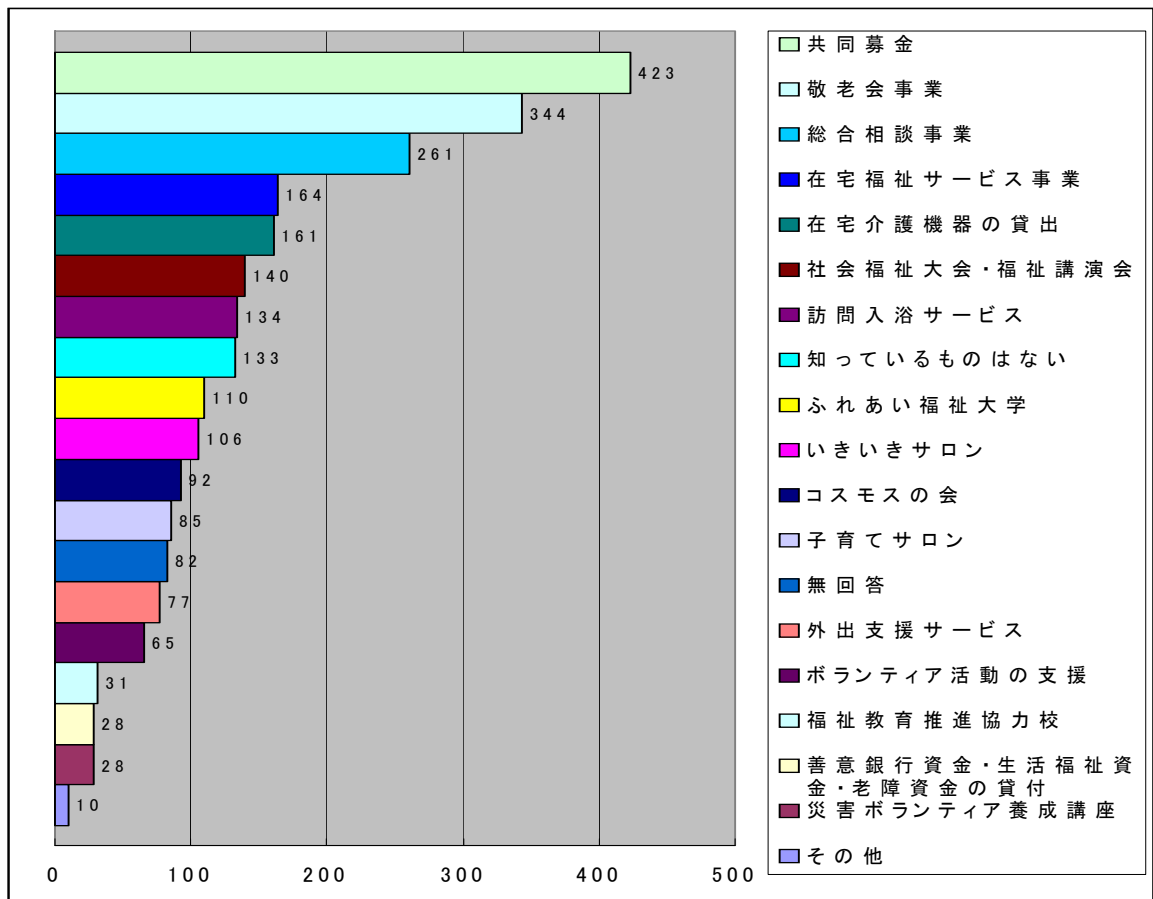




社会福祉協議会の事業が、「住民の皆さんの会費などで運営されていることを知っている」人は17.7%であり、その中で「会員になっている」人は12.7%と非常に低い割合を示している。回答者の74%は、「会員になっていない」と答えているが、ここ数年の社協会費への加入率が、全世帯数に対して80%を超えていることを鑑みると、会員加入の自覚なしに、区費や自治会費から一括納入されているケースが多いことが考えられる。住民の皆さんが社会福祉協議会の活動を十分理解した上で会員加入してくれるよう、地域に出向いたPRが必要である。

**問 大網白里町社会福祉協議会では、次のような活動を行っていますが、あなたをご存知ですか。(あてはまるものすべてに○)**

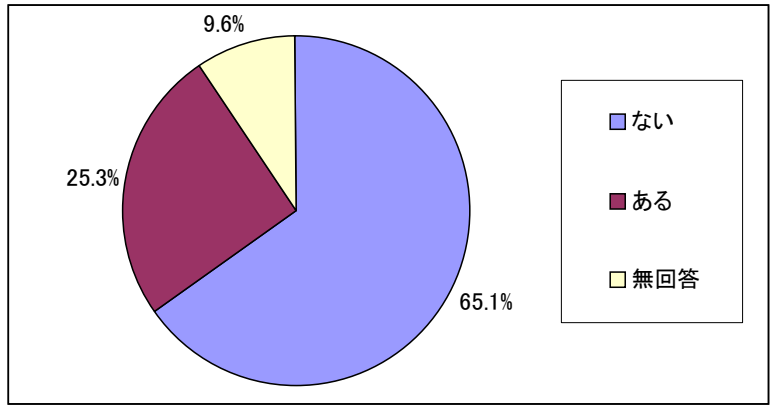
1. 敬老会事業（5地区で開催）
2. 総合相談事業（心配ごと、法律、税務、育児・心の相談など）
3. 在宅介護機器の貸出（介護ベッドや車椅子等の無料の貸出）
4. コスモスの会（会員制によるホームヘルプサービス）
5. 在宅福祉サービス事業（要介護者、障害者等へのホームヘルパーの派遣など）
6. 訪問入浴サービス（お宅を訪問し入浴サービスの提供）
7. 外出支援サービス（公共交通機関の利用が困難な方へ外出の援助）
8. 子育てサロン（ボランティアが中心となって運営する子育てサロン）
9. いきいきサロン（ボランティアが中心となって運営する高齢者サロン）
10. 社会福祉大会・福祉講演会
11. ふれあい福祉大学（人材育成を目的に外部等から講師を招いて開催）
12. 災害ボランティア養成講座（災害時に活動できる人材の育成）
13. ボランティア活動の支援（ボランティア情報の提供、活動の相談など）
14. 福祉教育推進協力校（小・中学校を福祉教育推進協力校に指定）
15. 善意銀行資金・生活福祉資金・老障資金の貸付
16. 共同募金（赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金など）
17. その他
18. 知っているものはない



社会福祉協議会で行っている事業では、「共同募金運動」がもっとも認知度が高い。次に「敬老会事業」があげられ、平成 15 年度から各支部により行なっている地域分散型の敬老会が、地域に浸透してきたことが伺われる。また、利用者の多い法律相談を含む総合相談所の認知度も高い。また一方で、「知っているものはない」という回答も相当数あり、このことは謙虚に受け止め、今後も住民の皆さんに利用してもらえる事業に力を入れ、PRにも力を入れていく必要がある。

問 あなたは社会福祉協議会が行う事業やサービスを利用したことがありますか。

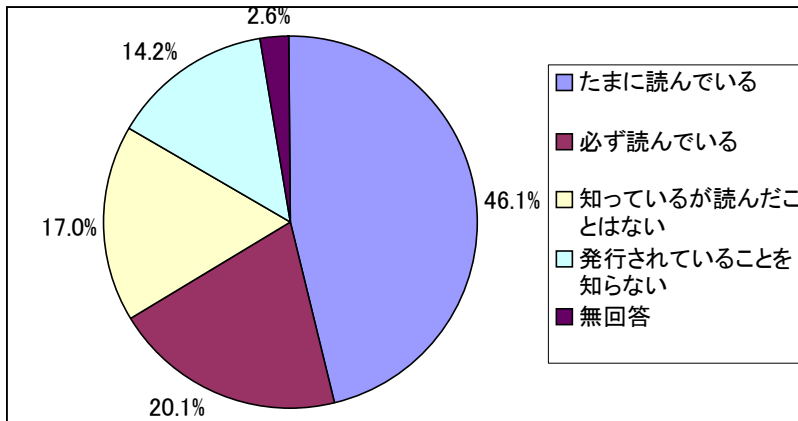
1. ある
2. ない



社会福祉協議会の事業やサービスを利用したことが「ある」と答えた人25.3%に対し、「ない」と答えた人は65.1%と大きくその数を上回っている。高齢者に対する事業に留まらず、障害者支援、子育て支援、ボランティア支援等、更なる事業の拡大に努め、幅広い層の住民にサービスを提供することが望まれる。

問 社会福祉協議会では、福祉についての情報提供や福祉への理解を深めていただくために、広報紙「社協だより」を年6回発行しており、町広報紙に折り込み周知しています。(〇は一つ)

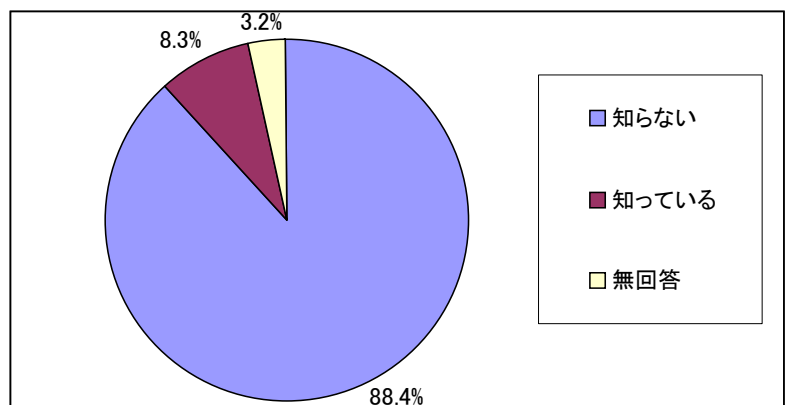
1. 必ず読んでいる
2. たまに読んでいる
3. 知っているが読んだことはない
4. 発行されていることを知らない



「社協だより」を読んでいる人は、「たまに読んでいる」人を含め、66.1%に上る。「必ず読んでいる」と答えた人は20.1%と、決して多くはないが励みになる数字である。この割合が増えるよう、わかりやすく親しみやすい誌面づくりに努めていく。

問 あなたはインターネットによる「社会福祉協議会のホームページ」があることをご存知ですか。

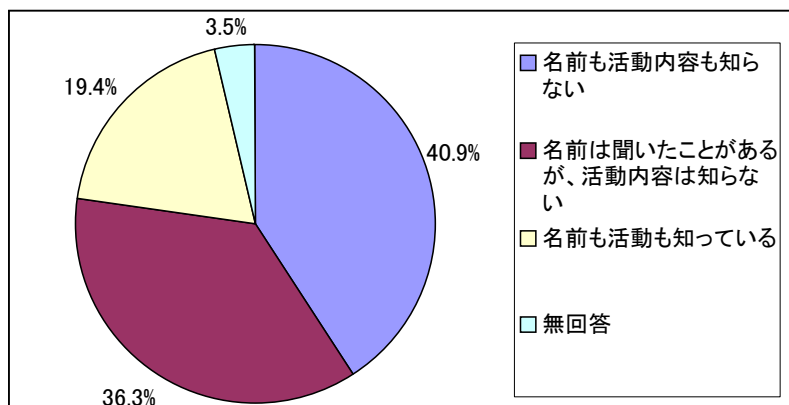
1. 知っている
2. 知らない



「知らない」と答えた人が88.4%と大部分を占めるが、この割合は、回答者の年齢層にも左右される。平成15年度にホームページを開設して依頼、アクセス数は確実に増えている。町民をはじめとし、ホームページを見た他市町村の住民からの問合せなども来ている状況である。

問 社会福祉協議会では、町内5つの支部に分かれ、それぞれさまざまな行事、活動を行っていますが、あなたはこのことをご存知ですか。(〇は一つ)

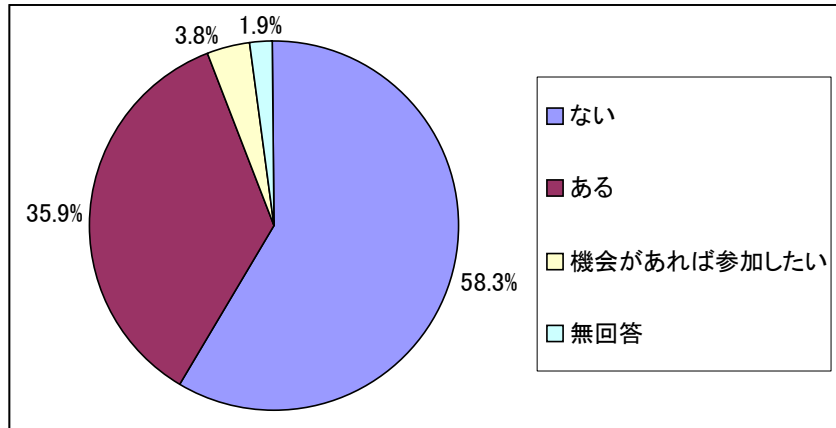
1. 名前も活動も知っている
2. 名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない
3. 名前も活動内容も知らない



「名前も活動も知らない」と答えた人40.9%に対し、何らかの形で支部のことを知っている人は55.7%と、上回っている。しかし、認知度としては高い割合とは言えない。住民の皆さんに支部の活動を知ってもらうことが、社会福祉協議会の活動を理解してもらうための良い方法である。

問（前問で1.を選んだ方へ）あなたは社会福祉協議会の活動に参加したことがありますか。

1. ある
2. ない
3. 機会があれば参加したい
4. 関心がない



前問で「支部の名前も活動も知っている」と回答した人の中で、「社会福祉協議会の活動に参加したことがある」と答えた人は35.9%と、半数に満たない。PR不足なのか、魅力のある事業でないのか、見直しを図り、多くの住民の皆さんに支部活動に参加してもらえるような体制づくりを行なう必要がある。

## 2 計画策定における住民意見のまとめ

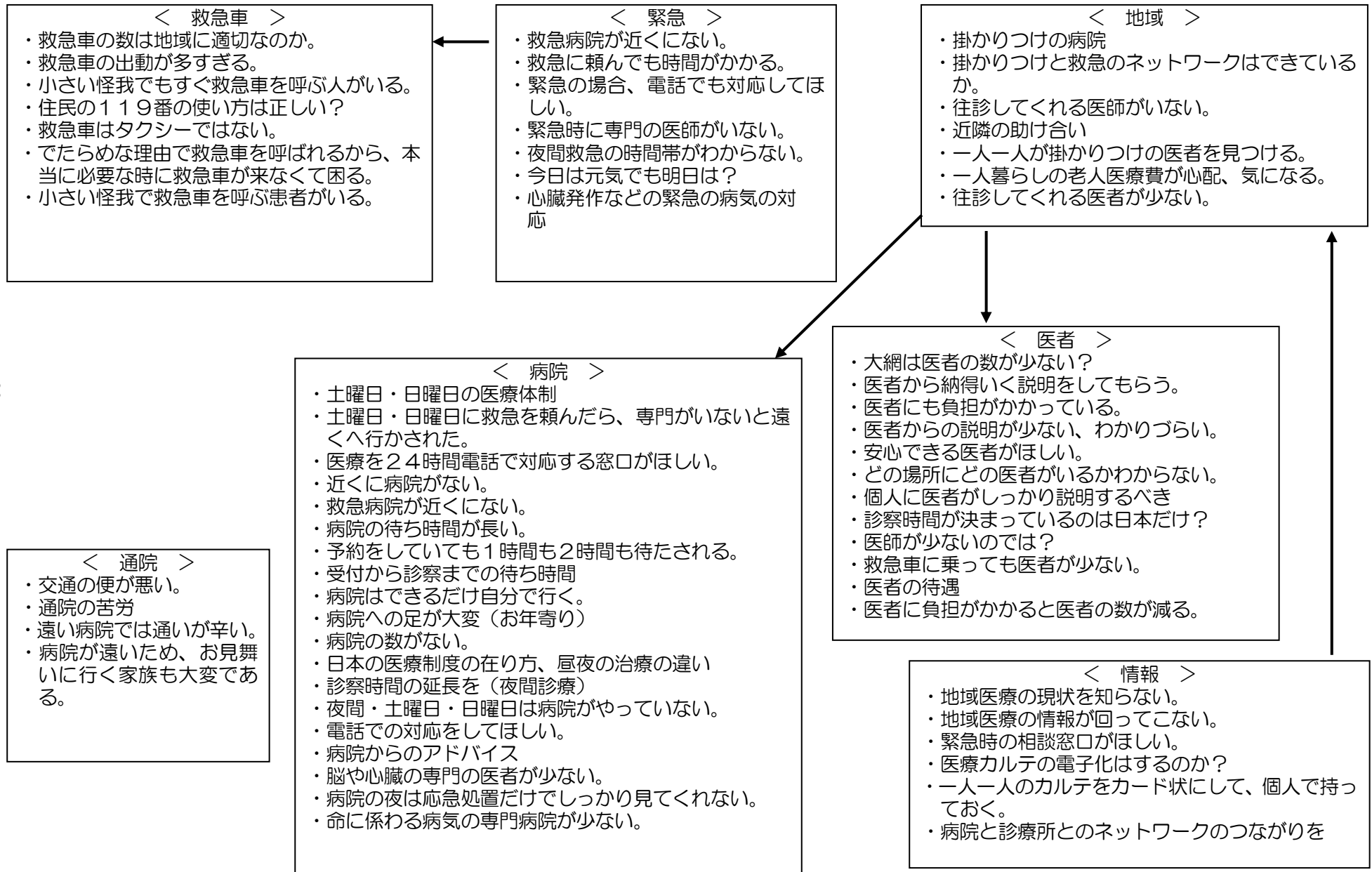
### 課題別グループ検討会（課題の整理と解決策の検討）

#### 《 課題別グループ検討会実施日程・テーマ 》

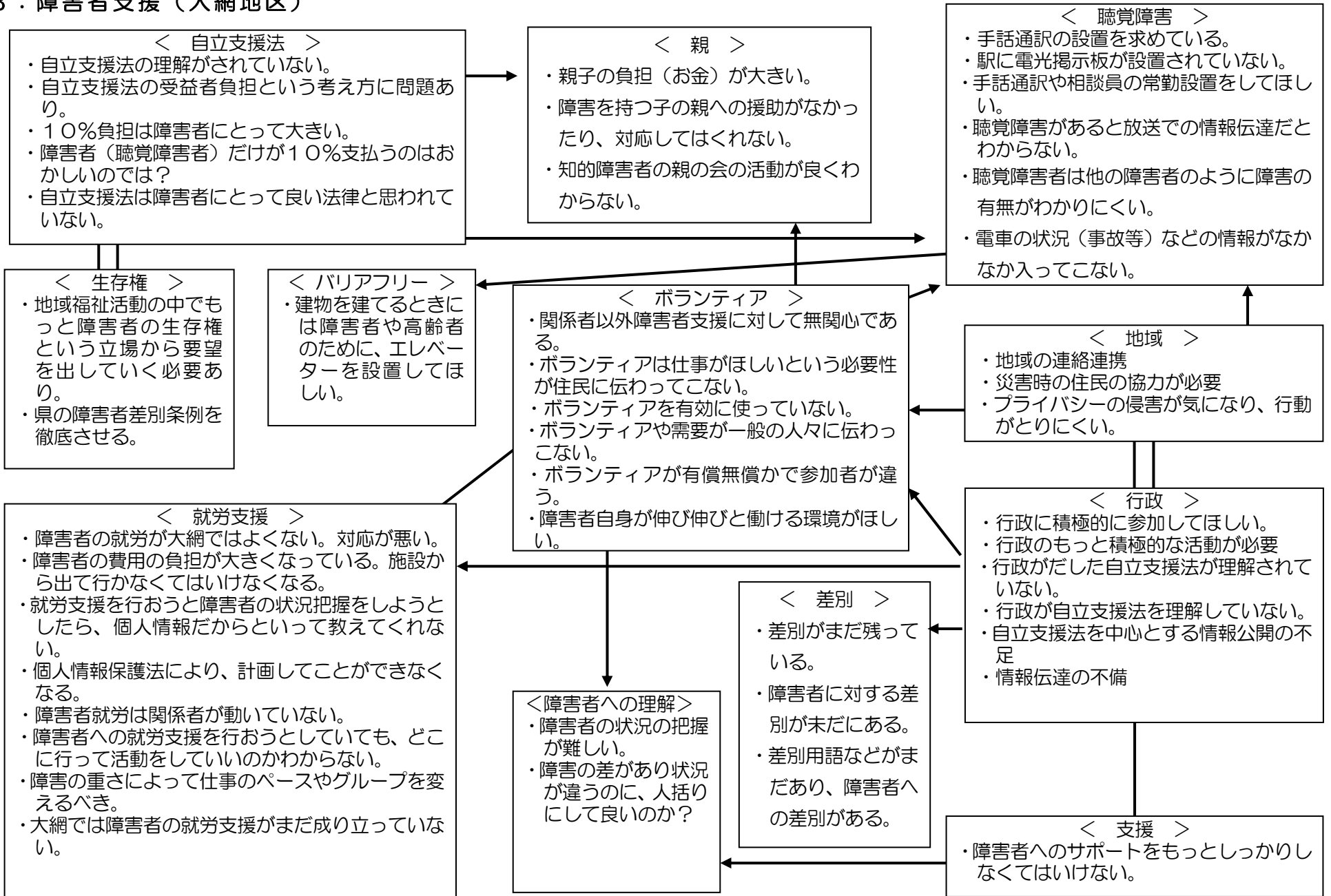
地 区	開催日・会場	テ ー マ
大 網 地 区	① 7月17日（火） ② 7月24日（火） 中央公民館	A：住民主体の地域医療とは B：障害者支援 C：地域の防災・防犯力を高める D：一人暮らし・高齢者世帯の見守り支援
山 辺 地 区	① 6月19日（火） ② 6月26日（火） 農村ふれあいセンター 「やまべの郷」	A：地域の高齢化 B：地域での子育て C：障害者福祉 D：福祉の担い手
瑞 穂 地 区	① 7月 4日（水） ② 7月11日（水） 瑞穂小学校	A：子育て支援 B：障害者福祉 C：緊急時の住民ネットワーク D：在宅介護者支援
増 穂 地 区	① 7月10日（火） ② 7月18日（水） 中部コミュニティセンター	A：障害者の社会参加 B：子育て支援 C：一人暮らし・高齢者世帯の見守り支援 D：住民主体の地域医療とは E：緊急時の新旧住民ネットワーク F：在宅介護者支援
白 里 地 区	① 6月21日（木） ② 6月28日（木） 農村環境改善センター 「いずみの里」	A：高齢者の生きがいづくり B：障害者福祉 C：福祉の担い手 D：要援護者の支援（災害時など）

時間はいずれも 18：30 ～ 20：30

## A：住民主体の地域医療とは（大網地区）

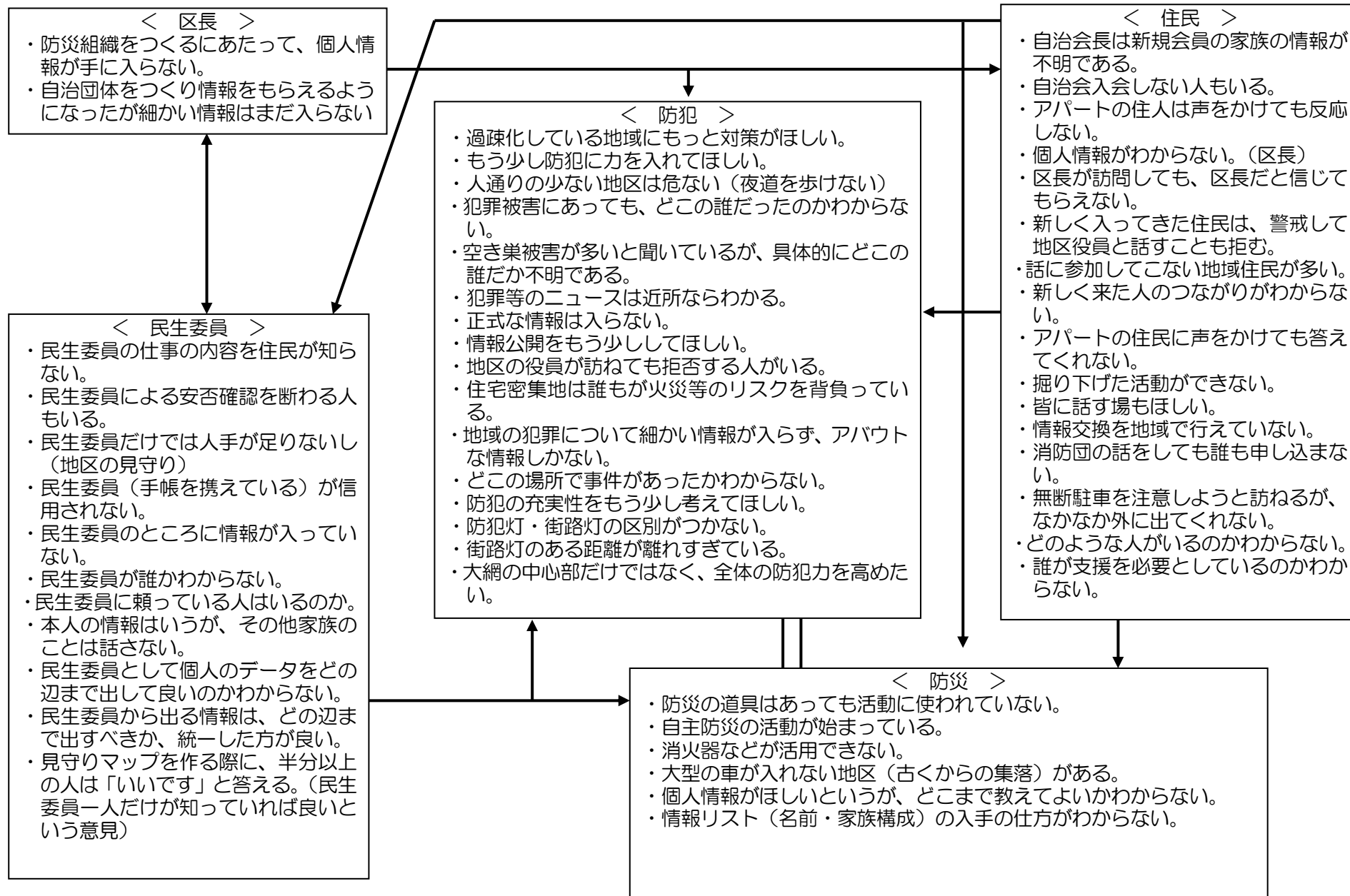


## B：障害者支援（大網地区）





C：地域の防災・防犯力を高める（大網地区）



## D：一人暮らし高齢者世帯への見守り支援（大網地区）

### < 民生委員 >

- ・民生委員が普段何をやっているのか分からない。
- ・民生委員はどういう仕事をしているのか。
- ・老夫婦（高齢者世帯）の支援（息子夫婦と同居でも昼間仕事している間取り残される世帯もある）
- ・民生委員は地域の見守りしかしていないのでは？一人暮らしの住人はどう見ているのか？
- ・外に出ない人をどうしていくか。
- ・見守り活動は異性だと世間の目があり難しい。
- ・女性の一人暮らしが増えてきているので、男の人が一人で訪問すると世間の見目が気になる。
- ・若い人達はスーパーなどに行くが、昔からある商店などを見て一人暮らしをしている高齢者を見回ってみては？
- ・不自由な高齢者の生活や買い物などを把握しているのか。
- ・一人暮らしの見守り方はどこまでなのか？
- ・地域の見守りをどうしていくのか。
- ・災害の時の一人暮らしの高齢者の人達の見守りをどうしているのか？

### < 災害時の対応 >

- ・災害時など、どこで寝ているかを調査する。
- ・災害の時に一人暮らしの高齢者を支援できるのか不安
- ・災害時など、身元が分からない人がいる。

### < 隣近所のつきあい >

- ・近所つきあいが薄くなってきている。
- ・特に新旧住民同士ではなかなか交流がない。
- ・隣近所のチェック（窓が開いている等）
- ・郵便局などの社会資源を活用できないか。
- ・個人情報保護法で近所のことが良く分からない。
- ・近所であいさつをしても不審者であると思う人がいる。
- ・近所つきあいの悪化
- ・あいさつ運動は一人暮らし高齢者にも必要
- ・コミュニケーションをどのようにしていくか、活動につなげていくか。
- ・家に行っても戸をあけてくれない。
- ・旧住民と新住民のコミュニケーションが取れていない。
- ・お年寄りと子どもの触れ合い：あいさつができない。すれ違った場合あいさつをしない。
- ・アパートには回覧板が回るのか。町の情報は入らないのか。

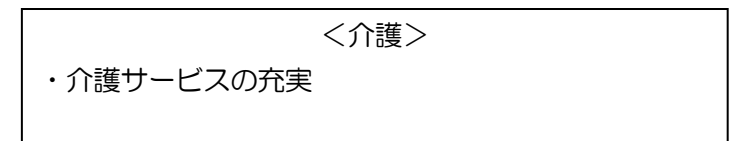
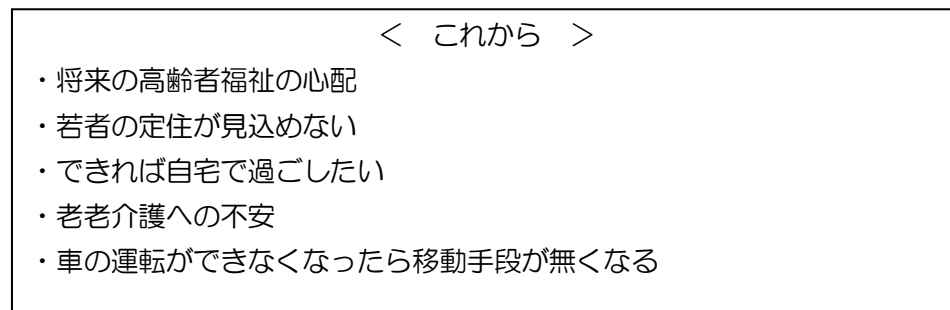
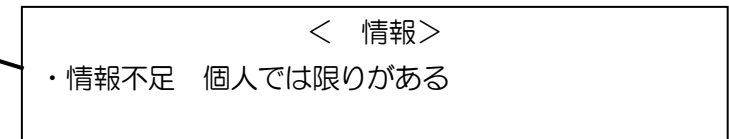
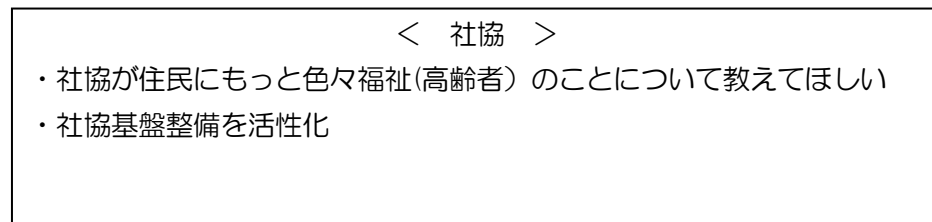
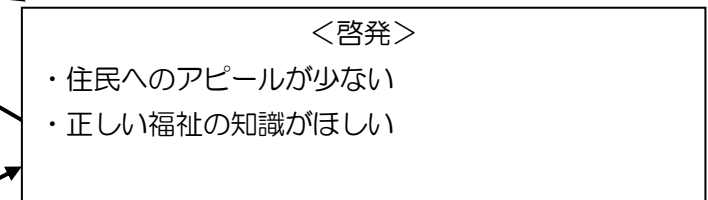
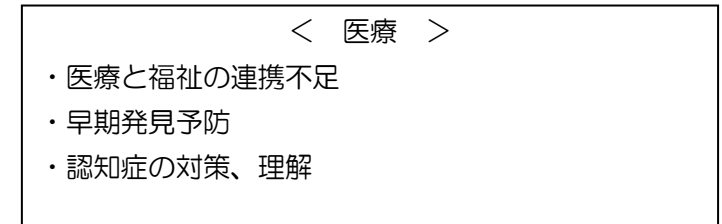
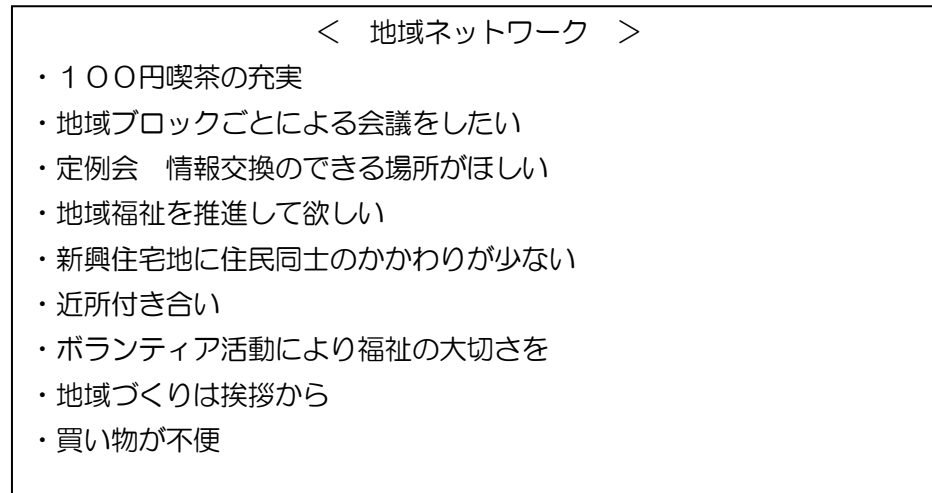
### < 自治会 >

- ・区や自治会の動きが足りない。
- ・旧の街中を活性化するため、御用聞きのようなものが必要
- ・区長が高齢者の状況を把握しているケースあり
- ・地区内で高齢者と子どもとの関係をつくる（交通安全の見守りをしてくれることから）
- ・あいさつ運動の実施 ・あいさつ運動の見守り方
- ・生活していくうえで地域のコミュニケーションがとても大切になってくるのではないだろうか。
- ・アパート内のコミュニケーションが取れていない。
- ・地区でのあいさつをするべき。現在あいさつをしても生活をしていてあいさつをしない。
- ・男性を社会活動に参加させるためにどうするか。
- ・団地の定年を迎えた人達が地域の見回りをする。見回りをお願いする。
- ・男の人が喋らない。女の人が喋る。
- ・男性が外に出たがらない。出たがる方法を考える。
- ・地域にどのような高齢者が過ごしているかを把握しているのか。
- ・学校にも協力を呼びかける。
- ・老人クラブに参加するのに男性が抵抗がある。
- ・地域の老人クラブの活動が少なくなっている。
- ・地域で老人クラブが活動を余りしていない。積極的に活動をするために、行政での対策は？
- ・老人クラブの活動で、地域での積極的な活動が仲間やグループづくりにつながっていく。

### < 個人情報 >

- ・個人情報の制限
- ・個人情報の壁：世帯の情報の把握方法をどうするのか。
- ・老夫婦支援：老夫婦の把握の仕方
- ・アパート暮らしの場合：隣に住んでいる人の名前が分からない。
- ・アパート暮らしで両脇に住んでいる人達について不安  
アパートの入居者の情報が入らない。区や自治会にしても入らない。
- ・個人が分からない。

## A：地域の高齢化（山辺地区）



## B：地域での子育て（山辺地区）

### <子どもの居場所>

- ・ボール遊びをする場所が無い
- ・遊ぶ場所があっても(ゲームなどをしている) 共通の遊びがゲームになっている
- ・遊び方を知らない
- ・体を動かす遊び(缶けり、鬼ごっこ)などをして楽しめない
- ・親が一人で子どもを遊ばせるのが不安で遊ばせることができない
- ・子どもの居場所作り
- ・体育館無し
- ・子どもに地域の高齢者が教える機会がない
- ・地域の人たちがいつでも自由に使える体育館などが必要
- ・高齢者と子どもの接点がない
- ・学校と地域のつながりを深め、学校を地域全体でまもる

### <安全>

- ・交通安全マナーを知らない子ども
- ・子どもたちへの交通安全教育の繰り返し
- ・登下校時子ども見守り ワンワンパトロール隊
- ・地域での交通安全教育←自治会館で(参加率が低い)
- ・子ども110番の家←子どもが小学校を卒業するとやめる
- ・東金・大網(季美の森) 412頭の犬←全員が腕章をして歩けば抑制力になる
- ・元気老人が地域を守る担い手
- ・防災用井戸の必要性 ライフラインの問題
- ・防災備蓄倉庫が学校にしかない 鍵は学校長が持っている
- ・自主防災組織が作れない

### <地域力不足>

- ・地域力の弱体化
- ・学校、役場、自治会が相互に連絡が無い 地域に連絡員がいない
- ・老人会(趣味の会)の繋がりは強い⇒上手な運用方法
- ・ボランティア活動に束縛されない住民



## C：障害者福祉（山辺地区）

### < 手話 >

- ・手話の設置が無い（町役場）
- ・各自治体に手話通訳者の設置をして貰いたい
- ・手話通訳の設置が無い
- ・地域（地元）に手話通訳設置  
警察・救急車に対面した時も同じく手話が分かる人
- ・手話通訳者が必要である
- ・手話を使える人が少ない
- ・広域行政で手話通訳者を設置して連携して役立てる方法を考えるべきだ
- ・障害者を支援するには

### < 緊急事態 >

- ・駅での事故で変更の方法は障害者には聞こえないが、電光掲示板は欲しい
- ・緊急事態発生時に聴覚障害者への対応方法を確実にして貰いたい
- ・駅の時刻の字幕が欲しい。（放送では分からない）
- ・日本の建物ははじめてから障害向けに建てない
- ・状態を知らせるシステム、他の人に知らせる設備
- ・エレベーターなどで何か起こった時に、ボタンを押して声で言う以外の方法を考えるべき
- ・JR大網駅での事故の放送が聞こえない、電光掲示板も無い、情報が遅い

### < 施設 >

- ・高齢者や重複障害者の施設（老人ホーム）
- ・聞こえない老人の施設が千葉県に欲しい
- ・コミュニケーションがとれる場所が必要（ろう者の）
- ・ハートビル法による規定事項を各施設は徹底して欲しい

### < 障害の把握 >

- ・障害のことを考えることも必要
- ・交流を持つこと
- ・聞こえない人は周りの人にすぐ分かって貰えない、目の見えない人はすぐ分かるのに
- ・聾者の人の把握したい
- ・障害者に「頑張れ」とは言うべきではない
- ・近所のつながり、地域とのつながり
- ・個人情報がありますが、地域の人に障害者がいることを教えて欲しい。何かあったときに助けることができないので

### < 災害 >

- ・弱者のための災害訓練、障害者をどこまで手伝っていいものかわからない、障害を手助けするボランティアが必要
- ・災害弱者のためのマニュアルを作る必要がある
- ・災害のときの支援
- ・自閉症児の災害から救う対策を行政に考えてもらいたい
- ・避難訓練の時に障害者のための非難訓練も必要
- ・災害弱者をどう救うか

### < ボランティア >

- ・ボランティア活動が増えてこない
- ・障がいのことを考えたボランティアも必要だと思う

## D：福祉の担い手（山辺地区）

### < 仕事分からない >

- ・協力員の仕事の目的が不明のため人材選出が？
- ・難しいことだと思っている
- ・仕事分からない
- ・何をやるかわからない（福祉協力員）

### < コミュニケーション不足 >

- ・協力員は誰かわからない
- ・どこに手の空いている人がいるか分からない
- ・社協、児童福祉委員が自分の地区でも分からない
- ・まず、近所の人たちが分からない
- ・コミュニケーション不足

### < 担い手が不足 >

- ・現在の担い手がすでに担ってもらえる人が多い
- ・担い手を、リタイアした人でできる人を依頼する
- ・サラリーマンを後任者に選んでも力になれない
- ・サラリーマンは定年があるが、農業、自営業は時間の確保ができない
- ・後継者がいない
- ・担い手の主力メンバー 仕事をリタイアした方がメインに
- ・地域の活かに男性が出ない
- ・高齢者の集いがあった場合、高齢者の手助けをする人がいない
- ・子どもに頼れない場合に誰に頼るのか
- ・地区役員を定着させる⇒区長を長年つとめる
- ・仕事をはなれていなければ何かのときに力をかせない

### < 他 >

- ・退職した人を探す必要あり
- ・金銭問題の査定
- ・出席率（協力員の）
- ・個人情報による問題
- ・社協に区長を巻き込んで活動していただく
- ・ある程度の団体が欲しい

## A：子育て支援（瑞穂地区）

### < 会社の理解 >

- ・会社とかの理解がない

### < 支援体制の不安 >

- ・これからも若い人たちが増えて子どもも多くなる。今のままの支援体制で大丈夫か不安
- ・両親以外に子どもを預けられない。
- ・施設、制度の情報提供が少ない。

### < 施設（病院） >

- ・近隣での子育てネットワークが少ない。
- ・医療機関などの施設、人材の拡大
- ・専門家（小児科医）の協力が無い（他市町村では預かってくれるところもある）
- ・保育園、施設の入所が困難。
- ・小児科の専門医療の必要。
- ・保育園が少ない。
- ・子どもを預ける場所の提供（保育園などではなく）
- ・病気のときなどに預かってくれる施設。
- ・制度はしっかりしているが、受け入れ施設がない。
- ・産婦人科、小児科が減少して困る。
- ・産婦人科、小児科の病院が減っている。
- ・子どもを連れて行ける施設。

### < ボランティア育成 >

- ・親同士の交流の場を設けるにはどうしたら良いか。
- ・先輩（祖父・祖母）の話聞く機会があると良い。
- ・社協でベビーシッターボランティアなどの講習を行ってほしい。
- ・専門家（小児科医）と子育てする親との連携がほしい。
- ・母親同士の会話の機会
- ・近所での助け合いのボランティアがほしい。
- ・町民のボランティア
- ・ボランティアで子育て支援
- ・ベビーシッターなどの子育てできる人のボランティアを募る。無資格でも。
- ・子育ての親同士が話せる機会がほしい。
- ・有資格者でなければ子どもを預かれないのか。
- ・共働きの親のためにも土日などの子育て支援は。
- ・土日の育児の不安
- ・夫婦共働き、どこに頼めばよいのか。支援は。

### < しつけ >

- ・仕事が忙しくてしつけができない

### < ファミリー >

- ・出産、育児に男性（夫）の協力が無い。
- ・男親の出産、育児への協力が無い。
- ・実家がある、親がいると助かる。
- ・両親以外に預ける人がいない。
- ・両親共働きだと、親の親がいると助かる。
- ・出産、育児での男性（夫）の助け。
- ・実家が近いと良い。自由が聞ける。自分の親に頼れる。
- ・両親が近くにいない場合はどこに、誰に頼ればよいのか。

### < トラブル >

- ・伝染病などの場合はどうすれば良いか。
- ・病気のときの保育園、学校では帰される。その時はどうするか。
- ・体調が悪い子どもたちを預かれる場所がない。
- ・保育園、小学校でも子どもが急に病気になると帰されてしまう。
- ・急に子どもが病気になったときどうするか。

## B：障害者福祉（瑞穂地区）

### < 余暇 >

- ・もっと子どもを預けられる場所がほしい。
- ・子どもがいたら外に出る時間が作れない。
- ・学校が終わった後の子どもの行き場。
- ・普通学級に入れない。
- ・障がいのある子どもを預けられる施設がほしい。
- ・通所できるところがあるのか。
- ・放課後の時間を過ごせる場がほしい。
- ・学童保育のような機関がない。
- ・近くに同じ年代でふれあえる場がほしい。  
(同じ障がいを持つ者同士で)
- ・趣味につながる教室がほしい。
- ・集まる場がほしい。
- ・近所に預ける場所がない。

### < 緊急時 >

- ・災害時の対応
- ・緊急時簡単につながる装置がほしい。
- ・障害者への理解がうすい。
- ・救急車を呼ぶのに119では呼べない。
- ・どこにいるかわからない(障がいがある方が)
- ・緊急時の災害システムを見直してほしい。
- ・聴覚障害者に部屋を貸してくれない。
- ・いつでもどこでも手話通訳者を利用できると良い。
- ・地域とのつながりがほしい。
- ・近所の障害者の存在が分からない。
- ・避難場所や装置の使い方をわかりやすいように。
- ・災害の際の近所付き合い。
- ・聞こえない人がどこに住んでいるのか分からない。

### < 駅 >

- ・エレベーターがないところが多い。
- ・駅の構内に障害者専用の場所がほしい。

### < 共生 >

- ・障害者用の駐車場に一般の人が止める。
- ・障害者専用の駐車場に健常者が停めてる。
- ・障害を理解してほしい。
- ・近所との連携が希薄。

### < 相談場所 >

- ・意見を聞きにきてほしい。
- ・生活の問題について相談員がほしい。
- ・障害者にもケアマネ機能がほしい。
- ・どこに相談して良いかわからない。
- ・通訳だけでなく、相談できる人がほしい。
- ・障害児童福祉計画が知りたい。
- ・障害別に寮のような施設がほしい。
- ・当事者の声を出せるとありがたい。
- ・聞こえない人が生活できるような寮を作っ  
てほしい。
- ・親の亡き後はどうするか。

### < 情報保障 >

- ・FAXでの救急の番号が長い。(警察110が04\*  
\*\*-\* \*-00)
- ・通訳が必要。手話通訳者の設置。
- ・FAXの方法。
- ・聞こえない高齢者へのわかりやすい配慮、機械など  
がほしい。
- ・聴覚障害者にも、もっと情報を伝えられるようにし  
てほしい。
- ・意見を言う機会がない。
- ・地域格差がありすぎる。
- ・もっと情報を入れてほしい。
- ・大網駅に緊急時の場合の電光掲示板を設置してほし  
い。
- ・情報が入りにくい。
- ・聴覚障害をもつ高齢者にもわかる情報を。
- ・健常者と同時点で情報がほしい。
- ・個人情報の問題が重すぎる。

### < 仕事 >

- ・障害者の就職は契約社員の募集が  
多い。
- ・障がいのある子どもが学校卒業後  
に働ける施設を作してほしい。
- ・就学訓練の場がほしい。
- ・保護者がいなくなった後が不安。
- ・仕事がない。
- ・就職がない。
- ・障害者一人で生活できるように。
- ・卒業後が心配。



## C：緊急時の新旧住民ネットワーク（瑞穂地区）

### < 付き合い >

- ・教育の現場から意識づけが必要ではないか。
- ・共通点がない人への接点。
- ・子どもの付き合い⇒親同士の付き合い
- ・新旧住民の接点が少ない。
- ・子ども同士の付き合いもなくなってきた。
- ・近所との付き合いがない人が問題。

### < 行政 >

- ・税金問題が多い中、ネットワークが適当
- ・災害時に水や非常食の準備対策は。
- ・行政が全面にでない。
- ・消防団の必要性。
- ・行政がマナーを守るように新住民に伝える。
- ・行政が自治会にまかせきりになっている部分がある。
- ・消防団の認知を広める。

### < 個人情報 >

- ・「個人情報」が地域の問題を難しくしている。
- ・個人情報がネックになっている。
- ・地域にどのような人が住んでいるのか、住民が把握しておく必要がある。
- ・誰が一人暮らししているか。
- ・新旧の交流問題。
- ・個人情報をとらえる時、現在の情報が適当な場面が多い。

### < 生活 >

- ・ルールを知らない。マナーを守らない。
- ・公的扶助が整っていない場所での災害。
- ・子どもたちへの災害問題（悪天候時での問題など）
- ・災害時にどこに避難したら良いか。
- ・いざという時の避難場所を知らない。
- ・新旧住民ネットワーク⇒生活弱者の救済
- ・緊急時からの遠距離問題、どう近づけるか。
- ・一人暮らしのその人を誰が担当するか。
- ・新しい住居ができると避難場所がない。

### < 自治会系 >

- ・自治会への入会は強制できない。
- ・自治会には入るが、活動には参加しない人がいる。
- ・町のゴミ問題。自覚を持たないで捨てる人が多い。
- ・自治会に入らない人がいる。
- ・自治会の存在を広める。
- ・新しい人は何のための自治会かわかっていない。
- ・地域に対してパトロールなどボランティアの人たちがいない。
- ・入会費などお金の問題。
- ・任意が問題
- ・入会しているが、参加はしない。
- ・アパートだと自治会に関心がない。

## D：在宅介護者支援（瑞穂地区）

< 行政への期待 >・行政への期待、要望

### < 家族問題（コミュニケーション） >

- ・家族の人数が少ないから在宅介護ができない。
- ・デイサービスに行くと、自分よりももっと悪い人がいるから助けたくなくなる。（情報の共有機会を）
- ・在宅介護への理解
- ・産休などとっても、家族でローテーションを組んでも困難にある。
- ・家族のコミュニケーションでも介護が長いと対応が悪くなる。
- ・家族の中で在宅介護を受けている。（むしろ恵まれている人）
- ・80歳でも90歳でも個人的に伺って話し相手
- ・家族間の問題が悪化（介護期間の長期化）
- ・在宅介護は少なく、家族でできている。
- ・核家族の中で、高齢者の方と一緒に暮らすのは困難である。
- ・在宅福祉サービス「コスモスの会」。ホームヘルパーは13名。
- ・今は在宅介護は無理。（共倒れになる）

### < 介護者へのケア >

- ・介護者の集いなど1年に1回しかない。
- ・経験者同士が話し合えるとうのはこの町にはない。
- ・介護者の集い、バス旅行。1年に1回では少ない。
- ・通院などの対象者への福祉有償移送サービス。
- ・介護者の気持ちを安らかにしてくれるサービスがほしい。
- ・介護者の集いの回数を増やしてほしい。
- ・介護者の気持ちを休めてくれるサービスなどがほしい。
- ・子どもには祖母の面倒はかけたくない。
- ・介護する方の負担の大きさ。
- ・介護者の余暇
- ・デイサービスなどができてから精神的に楽になった。
- ・介護者が疲れてしまい共倒れになる。
- ・介護者の精神的ケア
- ・長い介護になると、互いに精神的に辛くなる。
- ・距離を置くと気持ちが和らぐ。
- ・互いに介護経験者の集まりで話をするだけで気が晴れる。
- ・経験者の集いが持ちたい。
- ・介護をする側の精神的サポートが欲しい。

### < 在宅サービス >

- ・在宅介護の実態把握
- ・施設入所への考え方が激変した。
- ・生活パターンが違う。
- ・お嫁さんが介護なんかしたくない。
- ・祖母とのコミュニケーションがあったから介護が辛い。
- ・在宅サービス⇒やっと浸透してきたばかり。
- ・以前はヘルパーなどの制度がなかった。
- ・言葉だけのデイサービス
- ・施設入れたら「かわいそう」と言われた。
- ・介護している人を休ませてあげたい。
- ・独居高齢者で在宅介護はあまりない。
- ・家族以外の人に頼める状態を作りたい。夜が問題である。
- ・施設に行くことを嫌う。

### < 夜間サービス >

- ・夜の在宅介護で四苦八苦。
- ・夜間に頼める人がいない。
- ・夜間対応の介護が必要。
- ・夜間の介護を軽減してほしい。
- ・夜間の専門サービスもあるが必要とする人は多かった。

### < 施設問題 >

- ・施設は満員で入れない。
- ・施設は300人待ち。
- ・施設に抵抗があった。
- ・デイサービスとかは抵抗がある。
- ・希望しても施設に入れない。
- ・施設に入るのに抵抗がある。
- ・施設に対する考え方が変わった。
- ・病院に行くと帰って、足が悪くなって帰ってくる。

### < 老老介護の問題 >

- ・老老介護の問題。
- ・夜間のみ対応してくれる専門機関がほしい。
- ・重度の方の支援。

### < 費用 >

- ・在宅介護でも経費がかかる。
- ・家族の中で在宅介護。
- ・費用計算しても実際には足りていない。
- ・経費の支弁に不安のある方への支援。
- ・施設、デイサービスの費用。
- ・細かいサービスに対しての費用がかかりすぎる。
- ・在宅の場合、経費がうまくいかない。
- ・入所の費用。
- ・入所の利用の手続き。
- ・病院に入るとお金の面に関しては良いが、帰ってくると「足」などが弱くなる。
- ・費用面での心配がある。
- ・在宅の場合、デスクワークで出した介護費用のとおりにはいかない。
- ・施設の入所に仕方、入所の金額への抵抗。
- ・在宅介護サービス費用の問題。
- ・生活費に余裕がないと在宅安心して利用できない。

### < 瑞穂の実態 >

- ・80歳、90歳以上でも田んぼに出る。
- ・元気な高齢者が多い。
- ・65歳以上の世帯約1,600。764世帯の独居高齢者。
- ・一人暮らし高齢者が支援を求めている。
- ・施設への入所について、近所から反対があった。
- ・重度の障害者にはほんのわずかししか関わっていない。
- ・入所手続きについて（役所の窓口利用）積極的になった。

### < クライアント側の気持ち >

- ・明治生まれということもあり、ベッドを嫌がる、家に帰りたい。

## A：障害者の社会参加（増穂地区）

### < 設備 >

- ・障害者の足の確保をどうするか。（タクシー業界との関係や損害補償の問題があり踏み込めない）
- ・駅に電光掲示板を作ってほしい。急な運行停止や電車の遅れがすぐにわからない。
- ・バリアフリーの適用している場所が田舎には少ない。駅など。
- ・駅の整備。（エレベーターがないところ）
- ・障害者が利用できる社会資源の創設。
- ・障害者のための道路の整備→段差
- ・点字ブロックなど、荷物など置いてふさいでしまう若物がある。

### < 施設 >

- ・障害児を日中受け入れてもらえる施設の検討→山武みどり学園、青い鳥工房はあるが、安心して預けられる状態ではない。
- ・知的障害者の親の会がしっかりしていない。
- ・親の見栄はないか。
- ・障害の子どもを見てくれる施設が少ない。
- ・「緑の風」内における「障害者コーナー」の設置に関する要望。
- ・障害の人々を受け入れてくれる環境が少ない。
- ・障害者を受け入れる雇用施設が、町には少ないと思う。

- ・日常生活の場が狭い。
- ・障害者のひきこもりによる若年認知症の防止をどうするか。

### < 交流 >

- ・障害者と健康の方々とのふれあいが少ない。
- ・普段の生活で、普通の方々とあまり交流することが難しい。
- ・各障害者間の交流が少ない。（他の地域の交流の方が主となっている）

### < 情報 >

#### < 手段 >

- ・情報は全て文字で提示してほしい。（聴覚障害者）
- ・障害に対する情報が少ない。（どこにどんな施設があるか）
- ・手話サークルにもっと多くの人に加入してもらいたい。手話の必要性を感じてほしい。
- ・障害を持っている親は、子供の将来に対して不満はたくさん。→訴える場合は提供してくれても、その間子供を見てくれるボランティアが充実していない。
- ・障害者の支援を行う場合の部外者の損害補償をどうするか。（なかなかボランティアとして踏み込めない）
- ・障害に対しての情報の伝達方法が少ない。→社協だよりは、障害者児に対しての情報が載っていない。
- ・社会生活、自立できるような支援が必要。手話通訳設置（各行事に来てもらえる様にはなったが）
- ・手話通訳は、聴覚障害者だけでなく、相手（医者等）も必要だとわかってほしい。

### < 意識 >

- ・障害者（特に精神）に関する隠蔽構造の理解。
- ・障害者に関する隠蔽構造を、徐々に打開していく道筋の模索。
- ・社会の無理解ゆえに隠したがる。

### < 交換 >

- ・聴覚障害者の方が、聾協に入っていない人で何名かいらっしやるが、どこに誰がというのを教えてもらえません。そのことがいいか悪いかは別として、表に出て一緒に活動できたらいいと思う。
- ・障害者への情報交換をもうける場所がない。
- ・障害者が自由に集まれるスペース必要か。（サロンとどうか）
- ・障害の中身がわかりにくい。知りつくすことが難しい。

### < 災害時ネット >

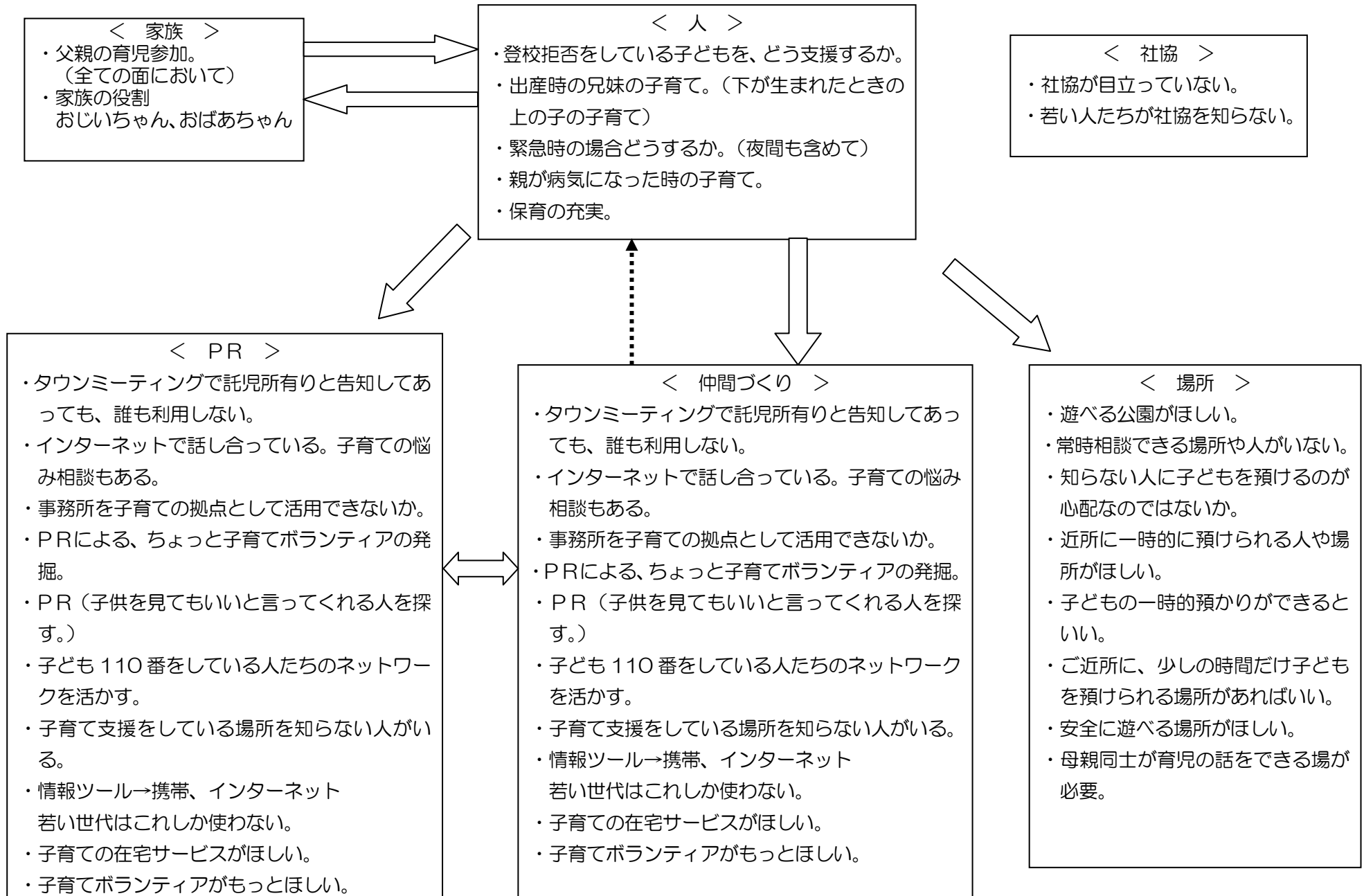
- ・聴覚障害者に限らず、障害者全体の住居がわかるマップ作りが必要だと思う。
- ・障害の内容が近所にはわからない。
- ・災害時の情報提供。避難場所での状況説明。

### < 行政・制度 >

- ・行政に対する調べが厳しい。
- ・障害者自立支援ができたが、特に成人後見人制度がこの町ではどうなっているか。
- ・福祉課の担当が、短期間（1回/2年）代わるのは困る。
- ・町の障害者のデータが少ない。（例：知的障害の場合、この区は他の区に比べ極端に低い）
- ・周辺市町村の障害者に対する対応の仕方や行政内容を、もっと町は情報にして得てほしい。

- ・一般人よりも将来が見通しにくい、不安である。

## B：子育て支援（増穂地区）



C：一人暮らし・高齢者世帯の見守り支援（増穂地区）

＜ 無関心 ＞

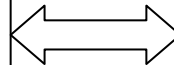
- ・おせっかいな人がいない。  
（以前はおせっかいな人がいて、気になる家を見ていた。）
- ・若い人などが、あまり興味を持たない。

＜ 参加 ＞

- ・若い世代に活躍の場を

＜ 行政 ＞

- ・身内の仲の問題関係の難しさ。  
→一人暮らしの家には、見守りいらない。
- ・個人情報の壁。情報が得られない。
- ・高齢者が亡くなった時、区長、班長への連絡がない。（身内が拒否）
- ・身内（家族）のことを隠す。障害など。
- ・地域にとけ込めない人への支援をどうするか。
- ・見守りを受け入れてくれない人をどうするか。
- ・一人暮らしをしている人に、職員の方が支援しようとしても、外の者が何かをするのは嫌。
- ・個人情報を守ろうとする人がいる。個人情報を教えない。
- ・一人暮らしをしている人で、自分は若いといって断わる。
- ・自分の世帯のことを知られたくない。（プライバシー）
- ・一人暮らし生活を、人に知られたくない人がいる。
- ・他の人に、一人暮らし（家の中身）を知られたくない。
- ・一人暮らしのことを知らせないでほしい。



＜ 情報の取得 ＞

- ・口コミでしか情報が伝わってこない。
- ・孤独死の危険あり。←区長は知っておくべき。
- ・どうやって情報を得るか。（個人から聴くことができるか。）
- ・地区役員が交替したとき引き継ぐべき。
- ・見守り活動では、一人暮らし老人のことを知っておかないと困る。
- ・現在は、犯罪をする人が増えてきている影響もあり、あまり人に情報を提供しない。
- ・民生委員が情報を出さない。
- ・誰が民生委員かも知らない人がいる。
- ・一人暮らし高齢者の情報がない。
- ・区・自治会単位では情報が広がるが、加入していないと情報がない。
- ・どうやって地域住民のことを把握することができるか。
- ・見守りをしないと、倒れたときに早期発見が遅れる。
- ・自治会、班長さんは知っておく必要あり。
- ・昔に比べて、個人情報を売ってお金にする人がいるから、区とかで連携を取りづらい状態になっている。
- ・孤独死する人も増加する。

＜ 負担 ＞

- ・コスモスの会 負担がかかる。
- ・高齢者の一人暮らしだと、身内にすごく負担が増す。

＜ 連携 ＞

- ・新住民は閉ざされてる関係で、連携が取れない。
- ・昔から地域に住んでる人は、そのグループで連携がとれる。しかし、新しく来た人はなかなか連携がとれない。

＜ 対象者 ＞

- ・一人暮らしの精神的に障害がある人の対処ができていない。
- ・見守りの対象が、高齢者だけではなく増えてきている。（障害を持っている方等）

- ・向こう三件の自主的協力で救われた高齢者あり
- ・本人、家族と区役員、民生委員との話し合いの機会を作る。
- ・地域（区単位） 情報交換の実施
- ・職員さんは、なかなか信頼関係が作れない。

D：住民主体の地域医療とは（増穂地区）

望 < 往診してほしい >

- ・往診をしてくれる先生が少ない。してくれても、かかりつけに限る。
- ・往診をすることで、医者も地域を知るのでは!?

< 交通 >

- ・高齢者に不便。バスが少ないから、通うのに大変。（交通の便）本数 1 時間に 1 本。患者はなるべく早く近いところに行きたいから、そっちを優先させてしまう。

< 病院マップ >

- ・大網に産婦人科がない!! わざわざ東京まで行った人もいた。
- ・住民が病院を把握することが必要! 実際、どこにどのような病院（専門）があるかわからない。マップを作るのはどうか。大網は結構病院が多い。（小さいクリニック）

< 医者とのコミュニケーション >

- ・住民主体のサービスをもっと考えてほしい。（病院、先生達に）住民（患者）の気持ちになってほしい。
- ・時間外労働は嫌がる。給与は変わらないし、安心しきっている。病院の態度、マナーが悪い。
- ・頼れる医者がない。患者が望んでいる看病をしてくれない。例：リハビリなど。患者の気持ちを考えて、先生の意見を押し付ける。
- ・気軽に先生に声をかけられない。コミュニケーションをとりにくい。上下関係が生じている。
- ・先生と患者のコミュニケーションが不足している。先生にしつこく聞くと怒られた。
- ・職員、看護師が定着していない。

< 薬 >

- ・病院は、28 日分処方してくれるが、個人医は、14 日間分しか処方してくれない。

・長期休暇（正月等）でももっと先生に当番制で回してほしい。（町内で）患者に待たはきかない。

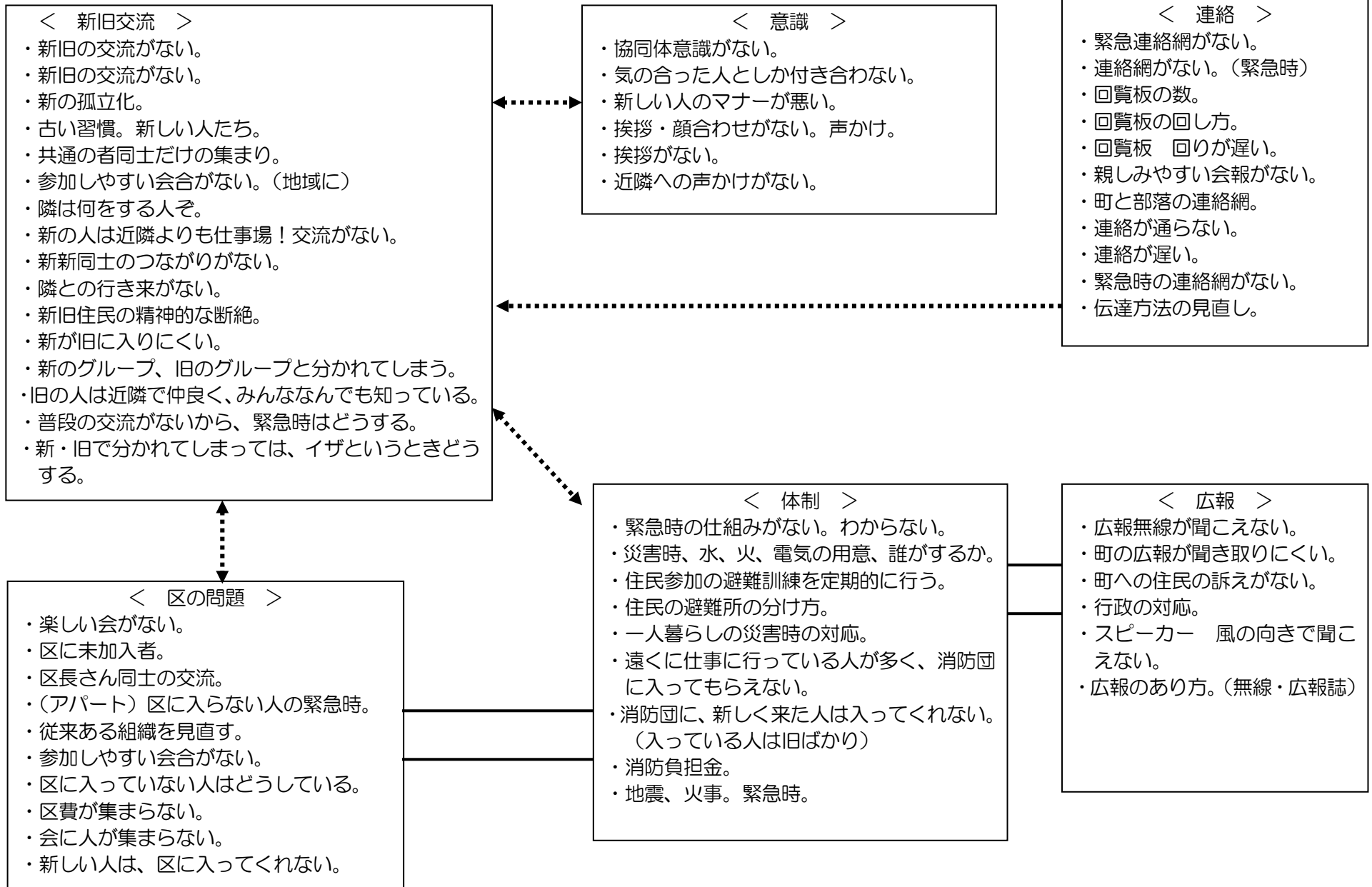
< 大網病院 >

- ・大網病院 いつもかかりつけなのに受け入れてもらえなかった。（入院させてもらえなかった）ベッド数が少ない! 薬を痛み止めしかもらえなかった。
- ・会計の待ち時間が長い。大網病院 ←（4月からシステムは変わったのだが）（成東は早い）

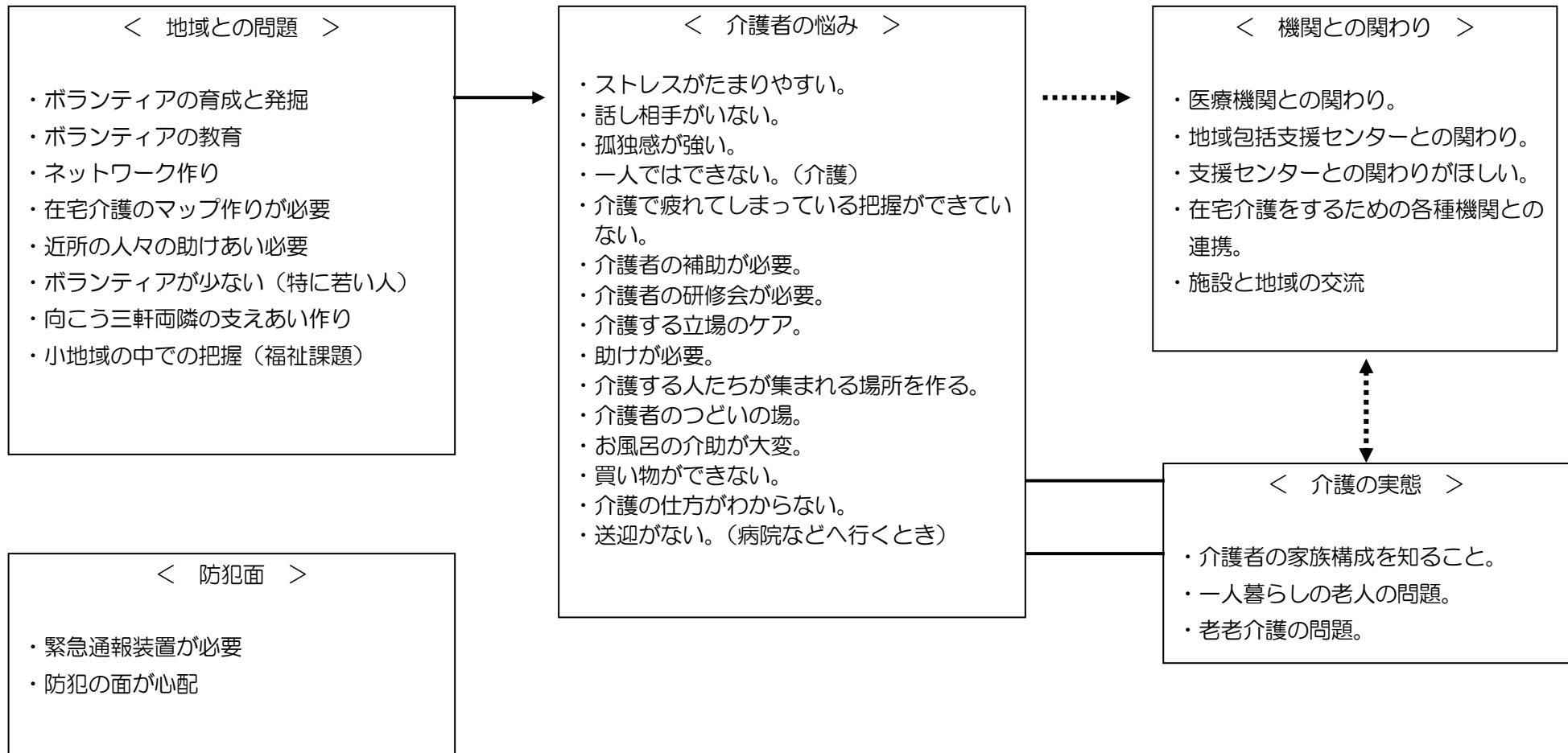
望 < 救急体制 >

- ・救急車が来るのが遅い! 来るのは早いのだが、受け入れる病院がない。もっとスムーズに受け入れ先を検討してほしい!
- ・救急専門の病院は、先生がないから作ってもらえない。何億もかかるから。
- ・小さいクリニックはいっぱいあっても、総合病院がない。
- ・かかりつけの病院に、救急の場合受け入れてもらえないのが辛い。

## E：緊急時の新旧住民ネットワーク（増穂地区）



## F：在宅介護支援（増穂地区）





# A：高齢者の生きがいづくり（白里地区）

＜道路関係＞

- ・波乗り道路の上側の道路を白子までつなげてほしい
- ・サイクリングロードをつかってほしい
- ・10m道路と白子のサイクリングロードが繋がらないだろうか

＜その他＞

- ・広場があったらいい
- ・異世代で話す場がほしい
- ・公共施設の空き地（駐車場）に憩いの場がほしい
- ・健康づくりの場が欲しい

＜医療＞

- ・医療関係の充実
- ・医療の問題の不安
- ・医療費がかかる

＜不安＞

- ・将来の不安
- ・今日は良いが将来の心配がある
- ・話題が土地の人とずれる
- ・福祉が充実していないので生きがいを見つけることができない

＜移動＞

- ・バスの巡回
- ・小さな車で送迎がほしい
- ・移動手段がない

＜見守り＞

- ・(300~500世帯)
- ・人口の2割(高齢者)

＜生きがいづくり＞

- ・各家庭にあるいらぬ木を集め 国有地を借りてそこに木を植える
- ・いきいきサロンの充実
- ・ボランティア貯金
- ・精神面で庭の草花の手入れ
- ・絵を描くこと
- ・若い人の話し合いの相手になる
- ・自分でやれることはやる
- ・白里に住んでよかった

＜就労＞

- ・働く場所がない
- ・年齢制限

## B：障害者福祉（白里地区）

### <道路等整備>

- ・安心して歩ける遊歩道がほしい
- ・堀川の土手利用する
- ・憩いの場所の設置
- ・段差の目標
- ・段差を減らす
- ・街灯が少ない
- ・手すりの設置
- ・歩道が少ない

### <災害>

- ・老人家族だけの緊急の場合の対応について（病気）
- ・避難訓練への参加（実体験）
- ・孤立をさせない
- ・近隣で助ける
- ・災害時の移動
- ・災害時の対応
- ・災害時の不安
- ・津波の時障害者、老人家族は誰がさせるのか

### <関わり>

- ・地域との関わり
- ・地域との関わり障害者の方への理解
- ・障害者との関わりが少ない（わからない）
- ・家族も話したがらない面があるのではないか
- ・機会づくり
- ・障害者との話し合いの機会を設ける
- ・時間、経済的にゆとりのある人の手助け（ボランティア活動等の参加）
- ・近所との付き合い
- ・障害者と健常者のふれあい
- ・隣近所が大切
- ・自分の子供達は遠くへ働きに出ている為すぐには帰れない
- ・福祉に対するモラルの向上
- ・地区での障害者の状態がわからない

### <施設>

- ・施設が少ない
- ・施設、標識等が町の中にすくない

### <情報>

- ・障害者の決め方  
医師、手帳、サービスを受ける時基準はどう決められるのか
- ・障害者について行政のPRが少ない
- ・いつでも相談したらよいか
- ・福祉の問題について町民の意識が低い
- ・情報を明確に
- ・障害に線引き
- ・障害者福祉の内容が完全に伝わっていない

### <移動手段>

- ・公の場に参加させる手段
- ・移動手段が少ない
- ・福祉のお手伝いをしたいが、自転車しか乗れない為、現在何もできない
- ・巡回バス
- ・公共機関の整備（バス等）
- ・病院へ行く為の足（門の前まで来てくれるバス）
- ・小型バスの巡回
- ・買い物の手伝い

C：福祉の担い手（白里地区）

＜民生委員＞

- ・社会福祉協議会
- ・民生委員の後継者がいない
- ・区長
- ・民生委員
- ・協力員（住民）と役所との共同
- ・誰が民生委員かわからない
- ・班長は順番でいいのか
- ・区長2年任期

＜情報＞

- ・情報の連携（横の連絡）
- ・個人情報保護法のおかげで何も出来ない
- ・独り暮らしの人を把握したい
- ・教えようにも民生委員がわからない
- ・個人情報という壁が高い

＜教育＞

- ・中、高生を教育
- ・若い人の意識を変えていく
- ・若い世代への意識改革
- ・教育の問題

＜交通＞

- ・福祉バスの要請→資金的に難
- ・街灯が少ない→明るくする
- ・足が弱い→道が危ないので出られない
- ・車を運転できなくなった人が都会へ引越してしまう（足がない為）

＜ボランティア＞

- ・ボランティア
- ・オーシャングループ（有志の会）70名
- ・田舎の人はボランティア活動はとっつきにくく感じている
- ・出来ることは何でもやらせる
- ・自分が忙しいので、人助けには手は回らない
- ・定年退職者
- ・団塊の世代

＜地 域＞

- ・道が危険→足が弱い為不安
- ・独り暮らしの高齢者→誰が知っているのか
- ・高齢な人ほど家を出ない
- ・高齢者の運転が不安→車がないと不便
- ・農家の後継者
- ・老人会への参加者が少ない
- ・高齢者がやっていたことの後がない
- ・高齢者になってもやれる事はやる
- ・高齢者をどうするか
- ・高齢になってからだと交流が難しい
- ・地域の繋がりが薄い
- ・みんなが連携する
- ・みんな思ってもきっかけがない為動けない
- ・活動へのきっかけがみつからない
- ・知識人でないといけないのでは？
- ・古い人と新しい人がうまくいかない
- ・出てくる人は大丈夫な人
- ・軍隊の人は上からの活動しかしない為自分からできない
- ・区長は1年で交代する（地区で顔が見えない）
- ・住民の関心が低い（パンフレットを取らない）
- ・興味を持ってない住民がいる
- ・みんな仲良くやってほしい
- ・近所で見ると
- ・仲の良い地域をつくる
- ・地域のボランティア
- ・地域を明るくする会（住民グループ）
- ・コミュニケーションの不足（地域住民同士）
- ・普段の交流
- ・ご近所さんも福祉の担い手
- ・登校（児童）の見守り
- ・隣近所
- ・社協の登録メンバー
- ・障害者の働く場がない
- ・障害者にも目を向けて欲しい
- ・障害者にも目を向けて欲しい働く場所を

D：要援護者の支援（白里地区）

＜生活環境＞ バリアフリー

- ・車椅子で出かけられるところが少ない
- ・町営（福祉）バスがでる
- ・道の凸凹が多いので車椅子の方が心配
- ・健常者の要援護者への心配り（車椅子が凹にはまった時の対応）
- ・道路のつくりが良くない
- ・何か事件、事故にあつたらと思うと他人に頼みづらい
- ・近くに商店がない（買い物ができない）
- ・買い物が不便
- ・歩けない人の移送手段
- ・集合場所に集ることができるのか（地域の人で何ができるか）

＜制度施策＞

- ・介護保険がおりるまでの間の介護はどうするのか
- ・役場職員の手話通訳の講習窓口業務の一環

＜災害＞

- ・迎えに來れない子どもはどうするのか
- ・台風、地震、津波の時
- ・健常者でも歩行が苦手の人の方難
- ・避難場所の見直し
- ・要援護者がどこにいるのか不明
- ・避難通路がわからない
- ・避難訓練でのやる気がない
- ・本当におきたときはどうするのか
- ・避難訓練が少ない
- ・避難の際の運搬の手段
- ・避難場所の状態（何も無い避難所 幼稚園の跡地）
- ・要援護者のマップ作り
- ・要援護者がどこにいるのかわからない
- ・要援護者以外の高齢者や子どもも心配
- ・震度5の地震の時、昼間の対応（家にいるのは母だけ）

＜子供・女性＞

- ・地震の時、子供、高齢者、女性はどうするのか
- ・幼い子供と母親だけの時はどうするか
- ・昼間に両親がいない子供
- ・子供の登下校
- ・子供の迎えに行った時、親が向かえにこないからと他の子供も預けられた
- ・日常生活が辛い方への対応は
- ・家族が忙しい時はどうするのか

＜高齢者の独居＞

- ・夜は家族がいるが昼は一人という家はどのように
- ・独居老人の買い物
- ・介護をする家族がいない
- ・要援護者が何か頼みたい時に人がいないときがある
- ・昼間の高齢者だけの時はどうするのか
- ・白里地区は高齢化しているのでも若年者が少ない
- ・高齢者のひとり暮らしの場合はどうするのか
- ・寝たきりの方への手助けに人手が足りない
- ・家族の留守の時、高齢者だけの場合はどうするのか

＜ボランティア活動＞ 支援

- ・気軽に頼める人が欲しい
- ・助け合いのモラルが減っている
- ・支援はどこまでしてあげたらいいのか
- ・自分が経験しないとわからないことが多い
- ・地域でできるボランティア活動があるとよい
- ・技能を持ったボランティアがほしい
- ・障害者に対して技能を持っている人が少ない（いない？）

### 3 大網白里町社会福祉協議会のあゆみ

年	月	内 容
昭和51年	5月	大網白里町社会福祉協議会設立総会開催（出席者192名）
	6月	社会福祉協議会会員募集 1世帯300円（一般会員）
	12月	「善意銀行」・「心配ごと相談所」開設
昭和52年	7月	「社協だより」第1号発行
	10月	社会福祉協議会事務所を役場庁舎内に開設
昭和55年	4月	社会福祉法人大網白里町社会福祉協議会として法人登記完了
昭和56年	2月	ボランティア連絡協議会結成
	4月	財政調整基金設置
	10月	育英資金貸付制度設置 第1回福祉バザー開催
	12月	第1回社会福祉大会開催
昭和58年	8月	社会福祉協議会強化計画策定
昭和60年	4月	山辺支部社協結成
昭和61年	4月	町が福社会館を建設 会館の管理運営と併せ福祉作業所の運営を受託 社会福祉協議会事務局の活動拠点となる 社会福祉協議会一般会員会費増額1世帯300円から500円に 増穂支部社協結成
	8月	「企画財政部会・調査事業部会・広報部会」の3部会設置
昭和62年	4月	大網支部結成
昭和63年	6月	瑞穂支部結成
平成2年	6月	白里支部結成
平成5年	8月	第1次地域福祉活動計画策定要綱設置及び委員委嘱
平成6年	4月	有料在宅福祉サービス「コスモスの会」事業開始
平成9年	2月	「福祉相撲号」寄贈を受ける
平成11年	7月	「ふれあいのまちづくり事業」が始まる（5年間の国庫補助）
平成12年	6月	千葉県共同募金会特別配分車両寄贈を受ける（エスティマ）
	6月	第2次地域福祉活動計画策定委員会開催
平成13年	9月	ふれあい福祉大学開講
		敬老会事業を町から受託。5支部による地域分散型敬老会始まる
平成15年		障害者支援費制度参入

平成16年	4月	介護保険事業参入
		「災害ボランティア講座」始まる
平成17年	2月	「外出支援サービス」事業開始（福祉有償運送許可受ける）
	9月	「子育てサロン」が中央公民館と中部コミュニティセンターで始まる。11月からいずみの里でも始まる。
平成18年	9月	福社会館の指定管理者となる
平成19年	2月	第3次地域福祉活動計画策定準備に入る
	5月	住民参加型活動計画策定作業始まる
平成20年	1月	老人福祉センター「コスモス荘」の指定管理者として議決される 4月から指定管理予定

# こすもす プラン

第3次 大網白里町地域福祉活動計画（2008/4～2013/3）

発行日 平成20年3月

発行 社会福祉法人 大網白里町社会福祉協議会  
〒299-3251

千葉県山武郡大網白里町大網 131-2・133 合併の1

TEL 0475(72)1995 FAX 0475(72)1996

URL <http://www.oamishakyo.com>

E-Mail [mail@oamishakyo.com](mailto:mail@oamishakyo.com)